特 道路法施行令 施行規則

道路法・施行令・施行規則関係年表 特集にあたって 道路法令研究会

3

当初の道路法施行令

道路法施行令改正経緯

15

道路法施行規則改正経 当初の道路法施行規則 緯 63

65

平成三年度の道路管理瑕疵に関する判例

道路局道路交通管理課訟務係

75

●法令ニュース●

第三回 シートベルト着用推進キャンペーンクイズ

86

81

都道府県道の認定基準について(その3) 道路局路政課総務係

第一二六回国会提出の道路関係法律案について

働時

時

時

90

道路法令研究会 87

がって意見にわたる部分は個人の見解です。 いて自由に書く建前をとっております。した 本誌の掲載文は、執筆者が個人の責任にお

また肩書等は原稿執筆時および座談会等実施

特集にあたつて

道路法令研究会

はじめに

昨年、道路法は制定以来、 四〇周年を迎えた。

改正を重ねてきた。今回紹介する道路法施行令、 この間、道路に関する法体系は、多様なニーズに応えるために、多様化し、また、 道路法施行規則についても例外では

たせば幸いである。 今回の特集が道路の管理に携わる皆様の道路法体系に対する理解を深める役割を果

二 道路法の下部政令、省令

道路法は道路に関する基本法であり、 道路法の対象、 道路管理者、 道路の新設、

改

している。 維持修繕等の管理、 道路に関する費用の負担等道路に関する基本的な事項を規定

ついては、 しかし、道路法は、道路に関する事項を全て規定したものではなく、 道路法の下部政令、 一部の事項に

省令に委ねている。

道路法の下部政令、省令としては次のようなものがある。 道路法施行令 (昭和二七年政令第四七九号)

(1)

法第五条第一項の規定に基づき、一般国道の路線を指定するもの。 般国道の路線を指定する政令(昭和四〇年政令第五八号)

(2)

般国道の指定区間を指定する政令 (昭和三三年政令第一六四号)

道路法第一三条第一項の規定に基づき、 一般国道の指定区間を指定するもの。

道路構造令(昭和四五年政令第三二○号)

合における道路の構造の一般的技術的基準を定めたもの。 道路法第三○条第一項及び第二項の規定に基づき、 道路を新設し、 又は改築する場

(5)車両制限令 (昭和三六年政令第二六五号)

道路法第四七条第一項の規定に基づき、 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防

止するため、道路との関係において必要とされる車両についての制限を定める。

道路審議会令 (昭和二七年政令第一八六号)

道路法第八四条の規定に基づき、道路審議会の運営に際しての規定を定めたもの。

(8)道路法施行規則 (昭和二七年建設省令第二五号)

道路標識、 区画線及び同標示に関する命令(昭和三五年総理府・ 建設省令第三

種類 道路法第四五条第二項及び道路交通法第四条第五項の規定に基づき、 設置場所等や道路管理者と公安委員会の設置区分等を定めたもの。 道路標識等の

(10)車両制限令第一七条の規定に基づき、 (9)開発道路に関する占用料等徴収規則 車両の通行の許可の手続等を定める省令 車両の通行の許可の手続等を定めたもの。 (昭和四二年建設省令第二九号) (昭和三六年建設省令第二八号)

する占用料の徴収に必要な規則を定めたもの。 道路法及び道路法施行令を実施するため、 道の区域内の 一般国道又は開発道路に関

道路法施行令、施行規則の特集について

制定以来の改正経緯を全て収録した。 機的に把握できるように年表を作成するとともに、 今回の特集にあたっては、 道路法、 道路法施行令、 制定当初の施行令、 道路法施行規則の改正経緯を有 施行規則及び

二月

Ŧi.

日

一二月一九日

二月

四 日

昭和28年

八

月

五日

昭和32年

四

月二五日

昭和31年 昭和29年

月二日 月三一日

三 六

道路法改正経緯 年 道路法改正 施行令改正 施行規則改正

昭和27年

七月三日

八

月一五日

八 月

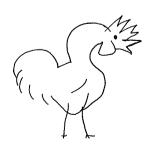
日

				\rightarrow			-	1										I	- 1	
の整理に関する法律	法律の施行に伴う関係法令	地方自治法の一部を改正する		がス事業去	の整理に関する法律	法律の施行に伴う関係法律	地方自治法の一部を改正する	する省令		道路法施行	道路法施行令制定	の整理に関する法律	法律の施行に伴う関係法令	地方自治法の一部を改正する	道路法施行規則制定	日本電信電話公社法施行法	道路法制定	関係法令		
昭和34年													昭和33年							
									五月一日	四月二五日	四月二四日		三月三日				六 月一五日	五 月一六日		
		一二月一九日		一月二四日	一〇月二〇日		六月二日							一二月一二日						五月一五日
三月四日																七月八日				*
道路去施丁規則の一部を攻圧	る政令(水底トンネル)	道路法施行令の一部を改正す	る政令	道路法施行令の一部を改正す	工業用水道事業法施行令	る政令 (指定区間)	道路法施行令の一部を改正す	る法律	建設省設置法の一部を改正す	工業用水道事業法	下水道法	(指定区間)	道路法の一部を改正する法律	水道法施行令	する省令	道路法施行規則の一部を改正	水道法	駐車場法	る政令	道路法施行令の一部を改正す
	昭和34年	招和科年二月四日	昭和34年 二月 11日 二月 九日	関する法律 昭和34年 二月 月 日 日 一二月一九日 一二月一九日	昭和34年 一二月一九日 二月 四日	昭和34年 一二月一九日 二二月一九日 三月 9 日	昭和34年 一二月二〇日 二二月一九日 三月 四日		昭和34年 一	五月一日 六月二日 一月二〇日 一月二〇日 三月四日 三月四日	四月三五日	四月二四日	四月二日 四月二日 六月二日 二月一九日 三月 10日 三月 10日 三月 10日 三月 10日 三日 10日	昭和 33 年 三月三日 四月 四月 四日 一月 四日 一月 二日 一月 二日 二月 一月 二日 二月 九日 三月 四日	昭和33年 三月三日 二二月二日 二二月二日 二月二日 二月二日 二月二日 二月二日 二月	昭和33年 三月三日 二二月二日 二二月二日 二月二日 二月二日 二月二日 二月二日 二月	昭和33年 三月二日 □二月二日 □二月二日 七月八日 □ 三月四日 □ 二月 □日 □ 二月 □日 □ 三月 □ 日 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	昭和33年 三月三日 1二月二日 七月八日 1二月 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1	昭和33年 三月三日	昭和33年

昭 和 38 年			昭 和 37 年	2	昭 和 36 年	ዘ ቭ 3	召和 35 年				****	
		九 月 五 日				六 月 五 日					四月二〇日	
三月三一日		九 月 <u>二</u> 九 日	八月二四日	八月三日	六月二七日		ī .		七月二四日	六 五 匹 <u>月</u> 一九 日 一九 日		
												四 月 八 日
道路法施行令の一部を改正す	に関する政令 権の整理等に関する法律の を関係政令の整理 に関する法律の	行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う行政不服審査法の施行に伴う	放合放神高速道路公団法施行令が神高速道路公団法施行令	行令 という はいました できません できません できる はままる はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいま	防災連築街区造成去施行令改正する政令	亍 -	直各去布丁令の一部を文正す	道路法施行令の一部を改正す(自動車専用道路)	首都高速道路公団法施行令する政令	道路法施行令等の一部を改正す道路法施行令の一部を改正する政令	法律の整理等に関する法律国税徴収法の施行に伴う関係	する省令(水底トンネル)(自動車専用道路)
	III	VIII 100 TO A CONTROL OF THE CONTROL	-									
昭 和 45 年	昭 和 44 年		昭和42年		昭 和 41 年		昭 和 40 年			昭 和 39 年		
和45年 四月 日	年		昭 和 42 年	七 月 一 日	昭和41年		昭和40年	七月一日日	七月九日	昭和39年 二月二九日		六 D 月 F 八 - 日 F
四 月 一	年	一〇月二六日	昭和42年 七月六日	月 一	昭和41年 四月一日				月 九	月九	一〇月四日	月 月 八 -
四 月 一	八 六	-	七月六	月 一	四月一	三月三日	昭和40年 二 月二九日		月 九	二 月 九 五	四四	月 月 八 -

	昭 和 47 年						昭 和 46 年						
				四月一五日		三月三日					六 3 月 <u>7</u> 日 1	5. 1 1	
五 月 一 日	三月二七日		七月二日		三月三日		二月二六日	一二月二九日	六月三〇日	六月一日			四月一日日日
三 月二八日		一月五日					三月二九日	117.7					
道路法施行規則の一部を改正す道路法施行党の一部を改正す	道路法施行令の一部を改正す	路)である。(自転車専用道路法施行規則の一部を改正	する政令 する政令 する政令	道路法等の一部を改正する法する政令	道路法施行令の一部を改正する緊急措置法施行令及び交通安全施設等整備事業に関	正する法律では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	道路法施行令の一部を改正 道路法施行規則の一部を改正 でのでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	正する政令正する政令	本州四国連絡橋公団法施行令地方道路公社法施行令	河川法施行令等の一部を改正	法律法律の整理に関する	以回国連各番公司法政令(第6次五計)法施行令の一部を改正する	道路整備緊急措置法及び道路に関する政令に関する政令
1177													
昭 和 55 年	:		昭 和 53 年	昭 和 52 年		昭和 和 51 50 年	昭 和 49 年					昭 和 48 年	
五 月 一 日	五月三日	四月二四日	昭 和 53 年	昭 和 52 年		昭 和 51 50 年	昭 和 49 年					昭 和 48 年	
五. 月			昭和533年 四月五日	昭和52年 九月二日		昭和 51 4 三 月三 日	昭和49年 四月三〇日	六月二日	A			昭和48年 二月五日	
五 月 一 日 四 月 五			四 月 五	九月二		三月三二	<u> </u>	六月二日			二月五日	年二月五	五月七日

		昭 和 60 年			昭 和 59 年		昭 和 58 年	昭 和 57 年	昭 和 56 年
七月二日		五 月 八 日	月五五日	八月一〇日	五 月 一 日	一 月 日			
	五月一八日	三月三百			五. 月 五. 日	九 月 二三 日	三 月三日	三月三〇日	三月三日
に関する法律 の関与等の整理、合理化等 の関与等の整理、合理化等 正する等の政令	公営住宅法施行令の一部を改る法律	化並びに臨時寺列等に関する政令(占用許可基準) る政令(占用許可基準)	日本電信電話株式会社法及び日本電信電話株式会社法及びる法律	法律の整理等に関する関係法律の整理等に関する	各種手数料等の額の改定及び 規定の合理化に関する法律 関係) (各種手数料等の額の改定 及び規定の合理化に関する法律 法律関係)	行令の一部を改正する政令 行令の一部を改正する政令 道路法施行令の一部を改正す る政令(占用料改定) 国家行政組織法の一部を改正 する法律の施行に伴う関係	道路法施行令及び奥地等産業	施行令の一部を改正する政令 本岸法施行令等の一部を改正	る緊急措置施行令及び道路法交通安全施設整備事業に関す
平成元年	昭 和 63 年				昭 和 62 年		昭 和 61 年		
四 月 〇 日				九 月 四 日	三月二日	二 月 月 四 八 日			
三月八日	三月三日	月二	九 月 四		三 三 月 月 三 日 日 日	五. 月 一. 八 日	三月三日		七月二日
A Complete of the Complete of								_	
						八 月 五 日		七月二日	



当初の道路法施行令

道路法施行令

(政 令 第四百七十九号、昭和二十七年十二月四日、)

令を制定する。の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政内閣は、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)

Z

第二章 道路の占用(第七条—第十九条)第一章 道路管理者(第一条—第六条)

に要する費用の負担及び補助(第二十第一節 一級国道又は二級国道の新設又は改築

条—第二十七条)

--第三十条) ---第三十条)

附 則 第三十五条—第三十八条

第

章

道路管理者

一条(道路去(以下「去」という(管理の特例の場合の読替規定)

合においては「指定市」と、同条第二項の場合に 「都道府県」とあるのは、法第十七条第一項の場 下本、左の表に掲げるところによる外、法第三章 では、左の表に掲げるところによる外、法第三章 から法第五章(第七十五条、第七十六条及び第七十八条を除く。)まで、及び法第七章の規定中 から法第五章(第七十五条、第七十六条及び第七 大の表に掲げるところによる外、法第三章 がら法第五章(第七十五条、第七十六条)

する。 おいては「指定市以外の市(法第十七条第二項のとにより管理を行う市をいう。以下本条及び第二年六条において同じ。)」と読み替え、「都道所県知事」とあるのは、同条第二項の場合においたは「指定市の長」と、同条第二項の場合においては「指定市以外の市(法第十七条第二項のおいては「指定市以外の市(法第十七条第二項のおいては「指定市以外の市(法第十七条第二項のおいては「指定市以外の市(法第十七条第二項のおいては「指定市以外の市(法第十七条第二項の

項第二十六条第一	二項 及び第二十条第 第十九条第二項	第十三条第三項	第十二条	べき規定	<u>.</u>
市町村	しくは都道府県和事若	事関係都道府県知	都道府県の知事	べき字句	売り大きょう
町村 (指定市を除く。)	指定市の長若しくは	市以外の市の長道府県知事又は指定関係指定市の長、都	指定市の長	項の場合	読み替い
町村 市(指定市及び指定	の市 若しくは指定市以外 の市の長	又は指定市の長の長、都道府県知事関係指定市以外の市		項の場合	える字句

項 第九十六条第五	項 第九十四条第五	7 3	第七十六条	項 第五十三条第二	第五十条第三項	現立 第五十条第二項
しくは都道府県都道府県知事若	都道府県	市町村	は都道府県知事又	他の都道府県	関係都道府県	他の都道府県
指定市の長若しくは	指定市、都道府県又	町村 市 (指定市を除く。)	市電車の長又は指定	都道府県	府県 関係指定市又は都道	都道府県
の市 若しくは指定市以外 指定市以外の市の長	道府県又は指定市指定市以外の市、都	町村 市 (指定市及び指定	市とおります。おいまではおりません。これはおりますがある。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	都道府県		

(建設大臣の行う工事の公示)

始の日を官報で公示しなければならない。 路の路線名、工事の区間、工事の種類及び工事開 おうとする場合においては、あらかじめ、当該道 国道の新設、改築又は災害復旧に関する公示を行 法第十三条第二項の規定により一級国道又は二級 条第二項又は法第十四条第二項において準用する 建設大臣は、法第十二条若しくは法第十三

2 ばならない。 かじめ前項の規定に準じてその旨を公示しなけれ し、又は廃止しようとする場合においては、あら 建設大臣は、前項の工事の全部又は一部を完了

第三条 法第二十四条但書に規定する道路の維持で 政令で定める軽易なものは、道路の損傷を防止す (道路管理者以外の者の行う軽易な道路の維持)

が道路管理者に代つて行う権限は、左の各号に掲 (道路管理者の権限の代行) 法第二十七条第一項の規定により建設大臣

道路の構造に影響を与えない道路の維持とする。 るために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他

げるものとする。 法第十八条第一項の規定により道路の区域を

決定し、又は変更すること。

する工事の施行について協議すること。 法第二十条第一項の規定により災害復旧に関

三 法第二十一条第一項又は法第二十二条第一項 の規定により道路に関する工事を施行させるこ

施行すること。 法第二十三条第一項の規定により他の工事を

六 法第三十二条第一項又は第三項の規定による 許可を与えること。 工事を行うことを承認すること。 法第二十四条本文の規定により道路に関する

の条件を附すること。 法第三十五条の規定により同条に規定する事 法第三十四条の規定により工事の調整のため

事の計画書を受理すること。 業を行う者と協議すること。 法第三十六条第一項の規定により提出する工

に関する工事を施行すること。 法第三十八条第一項の規定により道路の占用 法第四十条第二項の規定により必要な指示

> 2 十八 法第七十一条第三項の規定により聴聞を行 前項に規定する建設大臣の権限は、第二条第一 同条第二項に規定する処分をし、又は措置を命 をし、又は措置を命ずること。但し、 ずることはできない。 項二号又は第三号に該当する場合においては、 い、及び同条第一項又は第二項に規定する処分 同条第一

事の完了又は廃止の日の後においても行うことが 前項第十六号及び第十七号に規定する権限は、工 日までに限り行うことができるものとする。但し、 二項の規定により公示する工事の完了又は廃止の 項の規定により公示する工事開始の日から同条第

十二 法第四十六条第一項の規定により道路の

十三 法第四十八条第一項の規定により道路標識 を設けること。

十四 法第六十六条第一項の規定により他人の土 けた者にこれらの行為をさせること。 用し、又はその命じた者若しくはその委任を受 の土地を材料置場若しくは作業場として一時使 地に立ち入り、若しくは特別の用途のない他人

を防ぎよに従事させること。 の現場に在る者若しくはその附近に居住する者 石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若し 場において、必要な土地を一時使用し、又は土 くは処分し、及び同条第二項の規定により災害 法第六十八条第一項の規定により災害の現

十六 法第六十九条の規定により損失の補償につ いて損失を受けた者と協議し、及び損失を補償 すること。

十七 法第七十条の規定により損失の補償につい 委員会に裁決を申請すること。 し、並びに協議が成立しない場合において収用 て損失を受けた者と協議し、及び補償金を支払 い、又は補償金に代えて工事を行うことを要求

第五条 一の道路管理者がその地方公共団体の区域

道路管理者の権限のうち、左の各号に掲げるもの の道路管理者に代つて行うことのできる権限は、 の者が法第二十七条第二項の規定により当該道路 の管理者が道路を管理する場合において、これら 外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物

- 公示すること。 法第十八条第一項の規定により道路の区域を
- 三 法第四十四条(法第九十一条第二項において 一 法第二十八条第一項の規定により道路台帳を **調製し、及びこれを保管すること。**

し、工事又は維持に要する費用の一部を負担さ 法第五十二条第一項の規定により市町村に対

を指定し、及びこれを公示すること。

準用する場合を含む。)の規定により沿道区域

(道路の区域の決定等の通知)

より、道路管理者に代つて左の各号に掲げる権限 各号に掲げる権限を行つたときも、同様とする。 七条第二項の規定により道路管理者に代つて左の 管理する場合において、これらの者が、法第二十 を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を 理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路 路管理者に通知しなければならない。一の道路管 を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道 決定し、又は変更すること。 法第十八条第一項の規定により道路の区域を 建設大臣は、法第二十七条第一項の規定に

許可を与えること。 法第三十二条第一項又は第三項の規定による

三 法第三十五条の規定により同条に規定する事

業を行う者と協議すること。 更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若 し、その効力を停止し、若しくはその条件を変 条第一項又は第三項の規定による許可を取り消 法第七十一条第一項の規定により法第三十二

しくは除却を命ずること。

第二項において準用する法第三十二条第一項又は 第三項の規定による許可を与えた場合においては、 遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければ 建設大臣は、道路予定地について法第九十一条

道路の占用

(道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工

第七条 法第三十二条第一項第七号に規定する政令 で定める工作物、 げるものとする。 物件又は施設は、左の各号に掲

二 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設 三 土石、竹木、瓦その他の工事用材料 看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ

(道路の占用の軽易な変更)

第八条 法第三十二条第二項に掲げる事項の変更で 各号に掲げるものとする。 められる軽易なもので政令で定めるものは、左の 道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認

- い増加を伴わないもの。 占用の物件の構造の変更であつて重量の著し
- (占用の期間) 路占用者が当該占用の目的に附随して行うもの。 物件の占用物件に対する添加であつて、当該道 道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない

第九条 占用の期間は、水道条例(明治二十三年法 更新しようとする場合の期間についても、同様と い。占用の期間が満了した場合において、これを 占用物件については三年以内としなければならな 若しくは電線については十年以内とし、その他の くは公衆の用に供する地方鉄道又はガス管、電柱 二号)の規定に基いて設ける水管、下水道管若し 二号)若しくは地方鉄道法(大正八年法律第五十 律第九号)、下水道法(明治三十三年法律第三十

(占用の場所)

第十条 電柱以外の占用物件を地上に設ける場合に

においては、この限りでない。 し、道路が交さし、接続し、又は屈曲する場所 れと八メートル以上の距離を保たせること。但 その対側に占用物件がある場合においては、こ 且つ、歩道と車道との区別のない道路にあつて、

りのいずれかとしなければならない。但し、歩道 車道寄りとすることができる。 と車道との区別のある道路にあつては、歩道内の おいては、その位置は法敷、側こう上又は路端寄

- 線及び歩道と車道との区別のある道路における電 柱については、この限りでない。 上には、占用物件を設けてはならない。但し、電 道路が交さし、接続し、又は屈曲する場所の地
- 各号に掲げるところによらなければならない。 占用物件を地下に設ける場合においては、左の ることのないように計画され、且つ、当該占用 物件が他の占用物件と錯そうする虞のないもの 当該占用の場所は、路面をしばしば掘さくす
- 二 占用物件は、工事実施上又は保安上支障のな い限り、相互に接近していること。 であること。
- 三 占用物件は、地面又は地面にある占用物件に 支障のない限り、地面に接近していること。
- 第十一条 電柱又は占用については、前条第二項又 は第三項の規定による外、左の各号に掲げるとこ (電柱又は電線の占用の場所)
- ろによらなければならない。 道路の敷地外に、当該場所に代る適当な場所
- 二 電柱は、法敷(法のない道路にあつては路端がなく、公益上やむを得ない場所であること。 三 同一線路に係る電柱は、道路の同一側に設け、 設けることができる。 別のある道路にあつては、歩道内の車道寄りに 寄り)に設けること。但し、歩道と車道との区
- の他技術上やむを得ず、且つ、道路の構造又は とすること。但し、既設電線に共架する場合そ 地上電線の高さは、路面から五メートル以上

とすることができる。四・五メートル以上、歩道と車道との区別のあ四・五メートル以上、歩道と車道との区別のあ交通に支障を及ぼす虞の少い場合においては、

ナニ条 水等、下水道等ではブス等のに引た(水管、下水道管又はガス管の占用の場所)

一 道路の敷地外に、当該場所に代る適当な場所げるところによらなければならない。 ては、第十条第三項の規定による外左の各号に掲第十二条 水管、下水道管又はガス管の占用につい

地下に埋設すること。 おいては、本線を車道の地下に、支線を歩道の二 水管、下水道管又はガス管を埋設する場合に

であること。

がなく、公益上やむを得ないと認められる場所

- ル)以下としないこ。 実施上やむを得ない場合にあつては、一メート その頂部と路面との距離は、三メートル(工事 下水道管の本線を埋設する場合においては、
- すること。 場合においては、橋げたの両側又は橋床の下と場合においては、橋げたの両側又は橋床の下と

(地方鉄道の占用の場所)

(占用物件の毒性)

ま、第十条第二項及び第十一条第三号の規定は、地会の、の、方鉄道の電柱の占用の場所については適用しない。

な道の軌道敷の占用の場所については適用しない。

は、地方、第十三条 第十条第一項及び第二項の規定は、地方

一 倒壊、落下、はく離、汚損等道路の構造又は号に掲げるところによらなければならない。第十四条 地上における占用物件の構造は、左の各

- 二 電柱の脚ていは、路面から一・八メートル以が設けられ、又は措置が講ぜられていること。 交通に及ぼす支障を除去するために必要な施設 田 倒壊、落下、はく離、汚損等道路の構造又は
- げるところによらなければならない。 地下に設ける占用物件の構造は、左の各号に掲地下に設ける占用物件の構造は、左の各号に掲りること。
- いものであること。下にある他の占用物件の構造に支障を及ばさな下にある他の占用物件の構造に支障を及ばさない。
- (工事実施の方法) 度に影響を与えないものでなければならない。 度に影響を与えないものでなければならない。

一 占用物件の保持に支障を及ぼさないために必号に掲げるところによらなければならない。第十五条 占用に関する工事の実施方法は、左の各

- 法によらないこと。はつぼ掘の方法によるものとし、えぐり掘の方二、道路を掘さくする場合においては、みぞ掘又要な措置を講ずること。
- とができることとすること。 1 原則として、道路の一側は、常に通行するこ 路面の排水を妨げない措置を講ずること。
- (F) 「上) のために必要な措置を講ずること。 のために必要な措置を講ずること。 工事現場には、さく又はおおいを設け、夜間

(工事の時期)

第十六条 占用に関する工事の時期は、左の各号に

の時期を勘案して適当な時期とすること。一 他の占用に関する工事又は道路に関する工事掲げるところによらなければならない。

(道路の復旧の方法)

によらなければならない。 ける道路の復旧方法は、左の各号に掲げるところ第十七条 占用のための道路を掘さくした場合にお

- を行つた後埋めもどすこと。 当である場合においては、土砂の補充又は入換当である場合においては、土砂のもどすことが不適ごとに行うとともに、確実にしめ固めること。 相さく土砂を埋めもどす場合においては、層

(工事の計画書の提出を要しない軽易な工事)

- 的性格を有しないもので建設省令で定めるもの一 特別会計をもつて経理する事業のうち、企業一 一般会計をもつて経理する事業
- 第三章 道路に関する費用の負担及び補

第一節 一級国道又は二級国道の新設又は

(大規模な工事の基準)

第二十条 法第五十条第一項但書に規定する政令で 定める基準をこえる大規模な工事は、左の各号の る費用を要するものとする。 があらかじめ大蔵大臣と協議して定めた額をこえ に該当する工事であつて、各号ごとに建設大臣

地盤軟弱のため下部工事の困難な永久橋の架 長さ五百メートル以上の永久橋の架橋工事

三 一径間百二十メートル以上の永久橋の架橋工

ては二百メートル)以上のトンネルの開さく工

(都道府県負担額

Ŧi.

可動橋の架橋工事

長さ千メートル(水底に建設する場合にあつ

第二十一条 都道府県が法第五十三条第一項の規定 他の都道府県があるときは、当該額から分担額を る場合を含む。)の規定により分担を命ぜられた 法第五十条第一項又は法第五十一条第一項に定め 以下本節において「負担基本額」という。)に、 るときは、当該費用の額から収入金を控除した額。 十条第二項(法第五十一条第二項において準用す 金があるときは当該額に収入金を加算し、法第五 る都道府県の負担割合をそれぞれ乗じた額(収入 担金(以下本章において収入金」という。)があ 第五十八条から法第六十二条までの規定による負 は二級国道の新設又は改築に要する費用の額(法 額」という。)とする。 控除した額。以下本節において「都道府県負担 により国庫に納付する負担金の額は、一級国道又

第二十二条 国が法第五十三条第二項の規定により 下本節において「国庫負担額」という。)とする。 項に定める国の負担割合をそれぞれ乗じた額(以 本額に、法第五十条第一項又は法第五十一条第一 都道府県に対して支出する負担金の額は、負担基

(負担基本額等の通知)

第二十三条 建設大臣は、一級国道又は二級国道の 2 前項の規定は、都道府県知事が一級国道又は二 第七十四条第二号の規定による認可をしたとき 規定による公示をしたときは」とあるのは、「法 る。この場合において、同項中「第二条第一項の 級国道の新設又は改築を行う場合について準用す 担額を関係都道府県に通知しなければならない。 項の規定により他の都道府県に分担を命じたとき 設又は改築を行う場合において、法第五十条第二 本額及び都道府県負担額を通知しなければならな は二級国道の所在する都道府県に対して、負担基 の規定による公示をしたときは、当該一級国道又 新設又は改築を行う場合において、第二条第一項 負担額」と、 は」と、「都道府県負担額」とあるのは、「国庫 は、当該分担額並びに負担基本額及び都道府県負 い。又、建設大臣は、一級国道又は二級国道の新 「法第五十一条第二項」と、読み替えるものとす 「法第五十条第二項」とあるのは、

3 じて通知しなければならない。 県分負担額を変更したときは、前二項の規定に準 基本額、都道府県負担額、国庫負担額又は都道府 建設大臣は、前二項の規定により通知した負担

(国庫負担額の返還等)

第二十四条 国は、都道府県知事が、一級国道又は 二級国道の新設又は改築を行う場合において、左 府県から返還させることができる。 付した国庫負担額の全部若しくは一部を当該都道 若しくは一部を当該都道府県に交付せず、又は交 の各号の一に該当するときは、国庫負担額の全部 工事の全部又は一部を中止したとき。

法第七十四条第二号の規定による認可の内容

(中間検査及び完了認定の申請) に違反して工事を行い、又は認可の条件に違反

第二十五条 建設大臣は、都道府県知事の行う一級

ついて、中間検査を行うことができる。 国道又は二級国道の新設又は改築に関する工事に

2 都道府県知事は、一級国道又は二級国道の新設 ればならない。 遅滞なく、建設大臣に完了の認定の申請をしなけ 又は改築に関する工事を完了した場合においては、

(指定市の長又は指定市以外の市の長が管理する

第二十六条 第二十一条から前条までの規定は、 外の市の長」と読み替えるものとする。 るのは、それぞれ「指定市の長」又は「指定市以 二十四条及び第二十五条中「都道府県知事」とあ 外の市又は都道府県」と、第二十三条第二項、第 又は「指定市以外の市負担額」と、第二十三条第 負担額」とあるのは、それぞれ「指定市負担額」 市」と、第二十一条及び第二十三条中「都道府県 除いて、それぞれ「指定市」又は「指定市以外の 県」とあるのは、 条、第二十三条第一項及び第二十四条中「都道府 用する。この場合において第二十一条、第二十二 級国道の管理を行う場合の費用の負担について準 七条第二項の規定により指定市以外の市の長が二 道若しくは二級国道の管理を行う場合又は法第十 第十七条第一項の規定により指定市の長が一級国 (都道府県の分担金の支出) 一項中「関係都道府県」とあるのは、それぞれ 「関係指定市又は都道府県」又は「関係指定市以 「他の都道府県」とある場合を

ばならない。 第二節 道路に関する費用の補助

る費用の支出時期に遅れないように支出しなけれ により支出する分担金は、その分担金を財源とす 第二十七条 都道府県が法第五十三条第二項の規定

第二十八条 法第五十六条の規定による道路管理者 の額は、当該費用の額(道路の新設、改築又は修 費用又は道路の調査に要する費用に関する補助金 に対する道路の新設、改築若しくは修繕に要する

(道路に関する費用の補助額)

基本額」という。)に、同条に定める補助率をそ ら収入金を控除した額。以下本節において「補助 繕の場合において収入金があるときは、当該額か れぞれ乗じた額とする。

(補助金の返還等)

第二十九条 国は、道路管理者が法第五十六条の規 は一部を当該道路管理者から返還させることがで 者に交付せず、又は交付した補助金の全部若しく きは、補助金の全部若しくは一部を当該道路管理 おいて、道路管理者が左の各号の一に該当すると 定による補助を受ける工事又は調査を行う場合に

二 補助の条件に違反したとき。 工事又は調査の全部又は一部を中止したとき

2

(中間検査及び完了認定の申請)

3

第三十条 第二十五条の規定は、法第五十六条の規 定による補助を受ける工事又は調査の中間検査又 あるのは「道路管理者」と読み替えるものとする。 において第二十五条第二項中「都道府県知事」と は完了認定の申請について、準用する。この場合 道の区域内の道路の特例

(一級国道及び二級国道の管理に関する費用の負

第三十一条 管理に関する費用は、法第五十条第一項及び法第 五十一条第一項の規定にかかわらず、国の負担と 道の区域内の一級国道及び二級国道の

(道道及び道の区域内の市町村道の管理に関する費 用の負担)

- 第三十二条 道道及び道の区域内の市町村道で、建 のの管理に関する費用は、法第四十九条の規定に 設大臣が開発のため特に必要と認めて指定したも かかわらず、当分の間、国の負担とする。
- るときは、あらかじめ、道知事の意見を聞かなけ ればならない。 建設大臣は、前項に規定する指定を行おうとす
- 3 第一項に規定する指定は、当該道路の路線名及

び区間を官報で工事することによつて行う。

第三十三条 建設大臣は、道の区域内の一級国道及 その他の管理を行う。 び二級国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧

第三十四条 建設大臣は、第三十二条第一項の規定 び改築並びに開発道路に係る法第三十九条の規定 を徴収する権限を行う。 条まで及び法第六十二条後段の規定に基く負担金 に基く占用料並びに法第五十八条から法第六十一 下本条において「開発道路」という。)の新設及 により国が管理に関する費用を負担する道路(以

合においては、当該開発道路に係る第四条第一項・ 建設大臣は、開発道路の新設又は改築を行う場 各号に掲げる権限を行う。

復旧を除く。)を行う。 る。この場合においては、建設大臣は、当該開発 の管理(第一項に掲げる権限並びに修繕及び災害 道路に係る第四条第一項各号に掲げる権限その他 建設大臣は、開発道路の維持を行うことができ

る権限を行う。 うことができる。この場合においては、建設大臣 は、当該開発道路に係る第四条第一項各号に掲げ 建設大臣は、開発道路の修繕又は災害復旧を行

ついて準用する。 持を行い、完了し、又は廃止しようとする場合に 定により建設大臣が開発道路に関する工事又は維 第二条の規定は、第一項、第三項又は前項の規

復旧を行う場合においては、その実施計画につい 道路管理者は、開発道路の維持、修繕又は災害 建設大臣の承認を受けなければならない。 第五章 雑則

(立体変さとすることを要しない場合

第三十五条 法第三十一条第一項但書に規定する政 左の各号に掲げるものとする。 令で定める立体交さとすることを要しない場合は 当該交さが一時的である場合

> 二 臨港線又は市場線である鉄道が港又は市場に 近接して道路と交さする場合及び鉄道が停車場 著しく阻害される場合 交さとすることによつて道路又は鉄道の効用が に近接した場所で道路と交さする場合で、立体

三 立体交さとすることによつて増加する工事の 費用が、これによつて生ずる利益を著しくこえ

(負担金の徴収手続)

第三十六条 法第六十三条に規定する負担金の徴収 令第十六号)

第百四十八条に規定する分担金の例 については、地方自治法施行令(昭和二十二年政

(損失補償の裁決申請手続き)

第三十七条 法第六十九条第三項又は法第七十条第 従い、左の各号に掲げる事項を記載した裁決申請 書を収用委員会に提出しなければならない。 申請しようとする者は、建設省令で定める様式に 律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を 四項の規定により、土地収用法(昭和二十六年法

- 相手方の氏名及び住所 裁決申請者の氏名及び住所
- 損失の事実

損失の補償の見積及びその内容

(不用物件の管理期間 協議の経過

第三十八条 法第九十二条第一項に規定する政令で とする。但し、橋、渡船施設、道路用エレベータ 間を短縮することができる。 物であつた不用物件については、 又は工作物(トンネルを除く。)及び道路の附属 市町村道を構成していた不用物件については四月 道を構成していた不用物件については八月とし、 定める期間は、一級国道、二級国道又は都道府県 一等道路と一体となつてその効用を全うする施設 一月までその期

1 この政令の規定中、第四条第一項第六号から第

五日)から施行する。 その他の規定は法施行の日(昭和二十七年十二月 十一号までの規定は昭和二十八年四月一日から、

- 左に掲げる勅令は、廃止する。
- 十九号) 道路法施行期日の件(大正八年勅令第四百五
- 道路法施行令(大正八年勅令第四百六十号)
- 三 道路法第十七条但書の規定に依る同法の規定 等の件(大正八年勅令第四百七十一号) の準用等の件(大正八年勅令第四百六十一号) 道路法第七条の規定に依る同法の規定の準用

刀

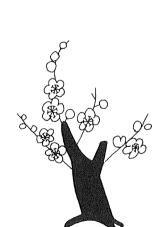
Ŧi.

- 道路管理者特別規程(大正八年勅令第四百七
- 六 北海道道路令(大正八年勅令第四百七十三 理及処分に関する件(大正八年勅令第四百七十 道路法第六十二条の規定に依る不用物件の管

七

- 八 大正十一年法律第三号改正法律施行の件 正十一年勅令第三百八十三号) 夭
- 九 道路法第二十条第二項の規定に依る主務大臣 関する費用負担の件(大正十一年勅令第三百八 の権限に関する件(大正十一年勅令第三百八十 道路法第三十三条第三項の規定に依る道路に
- 道路法戦時特例(昭和十八年勅令第九百四
- この政令施行の際現に存するものについては、当 定による占用の許可又は承認を受けた占用物件で 地方鉄道又はガス管、電柱若しくは電線で、占用 例、下水道法若しくは地方鉄道法の規定に基いて 定する許可の基準は、適用しない。但し、水道条 該占用の許可又は承認の期間中は、この政令に規 の期間の定のないもの又はこの政令施行の日から 設ける水管、下水道管若しくは公衆の用に供する 従前の道路法(大正八年法律第五十八号)の規

算して十年とし、その他の占用物件で占用の期間 は、占用の期間をこの政令の施行の日から起算し て三年以上の占用の期間の定のあるものについて の定のないもの又はこの政令施行の日から起算し ついては、占用の期間をこの政令施行の日から起 起算して十年以上の占用の期間の定のあるものに て三年とする。



道路法施行令改正経緯

(1) 道路法施行令の一部を改正する政令

| 政 令 第 百 号 | R和三十二年五月十五日 |

第七条に次の一号を加える。号)の一部を次のように改正する。道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九

の項において同じ。)を地上に設ける場合においする仮設店舗その他の仮設建築物を除く。以下こ古る仮設店舗その他の仮設建築物を除く。以下こ第十条第一項を次のように改める。設店舗その他の仮設建築物

ては、左の各号に掲げるところによらなければな

の車道寄りとすることができる。 関こう上又は路端寄りとすること。但し、歩道内と車道との区別のある道路にあつては、歩道内とすること。但し、歩道の上り、地面に接する部分の位置は、法面、

第十二条まで」に改め、同条の次に次の一条を加え第十二条まで」に改め、同条の次に次の一条を加え

特定仮設店舗等の占用の場所

第十一条の二 第七条第四号に規定する仮設店舗等」といの他の仮設建築物(以下「特定仮設店舗等」という。)の占用については、第十条第二項本文の規定による外、左の各号に掲定する仮設店舗そ

特定仮設店舗等を設けることによつて通行する

の交通に著しい支障を及ぼさないときに限り、得ないと認められる場合においては、当該道路道路の構造又は当該道路の周辺の状況上やむを

車道内の歩道寄りにわたつて設けることができ

道行セ 93.2 15

第十四条第一項に次の一号を加える。 路の一側につき四メートル以下とすること。 ることができなくなる路面の部分の幅員は、 道

且つ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少 くする構造とすること。 特定仮設店舗等は、 必要最小限度の規模とし、

用の許可の期間中は、適用しない。 のものを含む。)については、当該占用物件の占 この政令の施行の際現に存する占用物件(工事中 この政令は、公布の日から施行する。 改正後の道路法施行令第十条第一項の規定は、

(説明)

について規定を整備するもの。 占用を認め、その占用の場所及び構造に を促進するため仮設店舗等による道路の に設ける場合における占用の場所の基準 ついて定めるとともに、占用物件を地上 防火地域内における耐火建築物の建築

(2) 水道法施行令〔抄〕

政 昭和三十二年十二月十二日 令 第三百三十六号

附 則 抄

(施行期日)

1 この政令は、 昭和三十二年十二月十四日から施

(道路法施行令の一部改正)

7 号)の一部を次のように改正する。 第九条中「水道条例(明治二十三年法律第九 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九

> を加える。 号)」に改め、「水管」の下に「(水道事業又は 水道用水供給事業の用に供するものに限る。) 」 号)」を「水道法(昭和三十二年法律第百七十七

〔説明〕

され、新しく水道法が制定されたことに 伴う改正である。 明治時代に制定された水道条例が廃止

(3) 道路法施行令の一部を改正する政令

政 昭和三十三年六月二日 第百六十三号

号)の一部を次のように改正する。 に次の四条を加える。 第四項」に改め、同条を第一条の五とし、 の欄中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に 都道府県知事」に改め、同表の読み替えるべき規定 第四項及び第五項を除く。)」を加え、同条の表中 改め、「法第七章」の下に「(第九十六条第二項、 第五十条第二項但書、第六十四条、第七十五条」に に改め、「第七十五条」を「第十二条の二第二項、 及び第四項」に、「第五十条第三項」を「第五十条 条の二第四項関係都道府県知事関係指定市の長又は 「第五十条第二項及び第三項」を「第五十条第三項 「第十二条都道府県の知事指定市の長」を「第十二 第一条中「道路法(以下「法」という。)」を「法 目次中「第十九条」を「第十九条の四」に改める 道路法施行令 (昭和二十七年政令第四百七十九 同条の前

るものとする。 書の政令で定める特別の事情は、次の各号に掲げ (都道府県知事が行う一級国道の新設又は改築) 道路法(以下「法」という。)第十二条但

都道府県知事又は都道府県の施行する河川工

号中「都道府県知事又は都道府県」とあるのは 指定市の長が一級国道の新設又は改築を行う場合 の長」と読み替えるものとする。 四号中「法第十二条」とあるのは「法第十七条第 について準用する。この場合において、前項第一 (指定区間内の一級国道の管理の委任 「指定市の長又は指定市」と、同項第三号及び第 項」と、「都道府県知事」とあるのは「指定市

第一条の二 法第十二条の二第二項の規定により建 を行つている区間に係るものを除く。)とする。 臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事 の各号に掲げる管理(第一号から第四号まで、第 ことができる指定区間内の一級国道の管理は、左 六号及び第七号に掲げる管理については、建設大 設大臣が都道府県知事又は指定市の長に行わせる 許可を与えること。 法第三十二条第一項又は第三項の規定による

二 法第三十四条の規定により工事の調製のため の条件を附すること。

事の計画書を受理すること。 業を行う者と協議すること。 法第三十六条第一項の規定により提出する工 法第三十五条の規定により同条に規定する事 事その他の建設工事の施行と密接な関連を有す

- 二 道路の区域を変更し、当該変更に係る部分を 一級国道以外の道路とする計画のある箇所であ
- として施行する必要があること。 規定により都道府県知事が施行した工事と一体 法律第三十六号)による改正前の法第十二条の 道路法の一部を改正する法律(昭和三十三年
- 準備を行つたこと。 施行するため調査、 法第十二条の規定により都道府県知事が工事を 道路法の一部を改正する法律による改正前の 測量、設計その他の工事の

前項の規定は、法第十七条第一項の規定により

含む。)を徴収すること。
用料 (当該占用料に係る手数料及び延滞金をおいて準用する場合を含む。)の規定により占五 法第三十九条第一項(法第九十一条第二項に

すること。 六 法第四十条第二項の規定により必要な指示を

より聴聞を行うこと。 及びこれらの場合において同条第三項の規定に及びこれらの場合において同条第三項の規定に、第一項に規定する処分をし、又は措置を命じ、第一項に規定する処分をし、又は措置を命じ、

(建設大臣が権限を行う場合の意見の聴取等)

第一条の三 建設大臣は、都道府県知事又は指定市の長の意見場合において、管理を行わせている道路の区間(建設大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つている区間を除く。)について左する皆場げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事又は指定市をきかなければならない。

を禁止し、又は制限すること。 法第三十七条第一項の規定により道路の占用

まないによ、『宣子と『『ことでででしたというとと、規定する処分をし、又は措置を命ずること。許可を受けた者に対し、法第七十一条第二項に二 法第三十二条第一項又は第三項の規定による

2 建設大臣は、都道府県知事又は指定市の長に通知しなければなれて、その新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つている区間について左の各号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を関係る権ので、その新設、改築、修繕又は災害復旧に関するでは、。

定による許可を与えること。 条第二項において準用する場合を含む。)の規 ・ 法第三十二条第一項又は第三項(法第九十一

定する事業を行う者と協議すること。 準用する場合を含む。)の規定により同条に規一 法第三十五条(法第九十一条第二項において

(指定区間内の一級国道の管理の委任の告示)

第一条の四 建設大臣は、法第十二条の二第二項の第一条の四 建設大臣は、法第十二条の二第二項の第一条の四 建設大臣は、法第十二条の二第二項の第一条の四 建設大臣は、法第十二条の二第二項の

ければならない。変更する場合においては、その旨を告示してしな変更する場合においては、その旨を告示した事項を

2

二項中「公示」を「告示」に改める。 定により二級国道の新設若しくは改築を行う場合」 災害復旧に関する工事を行う場合、法第十二条の二 旧に関する工事を行う場合、法第十三条第二項の規 第三項の規定により指定区間外の一級国道の災害復 設若しくは改築を行う場合、法第十二条の二第一項 の規定により指定区間内の一級国道の修繕若しくは 項」を「法第十二条本文の規定により一級国道の新 条第一項中「法第十二条若しくは法第十三条第二 「交さ」を「交差」に改める。 第十条第二項本文及び第十一条第三号ただし書中 第四条第二項中「公示」を「告示」に改める。 第二条の見出し中「公示」を「告示」に改め、同 「官報で公示」を「告示」に改め、同条第 「一級国道又は」及び「新設、 改築又は

(指定区間内の一級国道に係る占用料の額)第二章中第十九条の次に次の三条を加える。

第十九条の二 指定区間内の一級国道に係る占用料第十九条の三 指定区間内の一級国道に係る占用料の額は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により徹は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基き、それぞれその条例で定第三十九条の規定に基き、それぞれその条例で定第三十九条の二 指定区間内の一級国道に係る占用料第十九条の二 指定区間内の一級国道に係る占用料第十九条の二 指定区間内の一級国道に係る占用料第十九条の二 指定区間内の一級国道に係る占用料

条第二項に 第十九条の三 指定区間内の一級国道に係る占用料による許可 は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は当該占用の協議が成立した日からの告示) 一月以内に納入告知書(法第十二条の規定により協定においては、 あつては、納額告知書)により一括して徴収するにおいては、 あつては、納額告知書)により一括して徴収するにわたる場合においては、 あつては、納額告知書)により一括して徴収するにわたる場合においては、 あつては、納額告知書)により一括して徴収するにわたる場合においては、翌年度以降の占用料はした事項を ものとする。但し、当該占用の一級国道に係る占用料はした事項を 毎年度、当該年度分をその年度の初めに徴収するした事項を ものとする。

法第十二条の二第二項の規定により建設大臣が 都道府県知事又は指定市の長に占用料を徴収する が定められている占用料の徴収方法の例により を行わせる際現に当該指定区間の存する都道府県 を行わせる際現に当該指定区間の存する都道府県 を行わせる際現に当該指定区間の存する都道府県 を行わせる際現に当該指定区間の存する都道府県 を行わせる際現に当該指定区間の存する の規定になかわらず、当分の間、当該権限 を行わせる際現に当該指定区間の存する ので定められている占用料の徴収方法の例により を行わせる際現に当該指定により建設大臣が

権限を行わせる場合において第一項及び第二項に都道府県知事又は指定市の長に占用料を徴収する法第十二条の二第二項の規定により建設大臣が

県知事又は指定市の長の統轄する都道府県又は指

三項」に改める。

過措置は、建設省令で定める。
過措置は、建設省令で定める。
規定する占用料の徴収方法を変更する場合における必要な経規定する占用料の徴収方法によるとき、その他占

(占用料の収入の帰属)

4 第一項の規定により国の収入とする。

4 第一項の規定により国の収入とする。

数収すべきものは、第一項の規定にかかわらず、
管理を解除する日の前日までに当該都道府県知事
管理を解除する日の前日までに当該都道府県知事
では指定市の長が統轄する都道府県知事又は指定市の長が統轄する都道府県知事又は指定市の長が統轄する都道府県知事又は指

定の日の前日までに道路管理者である都道府県知間内の一級国道に係る占用料で当該指定区間の指5 第一項の規定により国の収入となるべき指定区

当該都道府県又は指定市の収入とする。が徴収すべきものは、同項の規定にかかわらず、事又は指定市の長の統轄する都道府県又は指定市

6 第一項の規定により道路管理者である都道府県 した。以下本条において同じ。)があると ときは」を「収入金(指定区間内の一級国道に係る ときは」を「収入金(指定区間内の一級国道に係る ときは」を「収入金(指定区間内の一級国道に係る ときは」を「収入金(指定区間内の一級国道に係る ときは」を「収入金(指定区間内の一級国道に係る を第一項若しくは第二項本文」に、「収入金がある ときは」を「収入金(指定区間内の一級国道の新設子しく 第二十一条中「一級国道又は二級国道の新設子しく 第二十一条中「一級国道で展上の月の前 第二十一条中「一級国道で展上の月の前 第二十一条中「一級国道で展上の月の前 第二十一条中「一級国道で展上の月の前 第二十一条中「一級国道で展上の月の前 第二十一条中「一級国道で展上の月の前 第二十一条中「一級国道で係る 第二十一条中「一級国道で係る 第二十一条中「一級国道に係る は改築又は指定区間内の一級国道に係る ときは」を「収入金(指定区間内の一級国道に係る ときは」を「収入金、以下本条において同じ。)があると ときは」を「収入金、以下本条において同じ。)があると ときは」を「収入金、以下本条において同じ。)があると ときは」を「収入金、以下本条において同じ。)があると

第三十二条第三項中「官報で公示」を「告示」に第二項本文並びに」を加える。第三十一条中「法第五十条第一項及び」の下に

「交さ」を「交差」に改める。「立体交差」に、「当該交差」に、「当該交さ」を「当該交差」に、第三十五条(見出しを含む。)中「立体交さ」を

改める。

(手数料及び延滞金) 第三十七条の次に次の一条を加える。

まする。 第三十七条の二 法第七十三条第二項の規定により 第三十七条の二 法第七十三条第二項の規定により

金の例による。

門則(抄)

1 この政令は、公布の日から施行する

(説明)

道路法の一部改正(一級国道の新設又は改築は、原則として建設大臣が行うこととするとともに、指定区間の制度を設は改築は、原則として建設大臣が行うこととした。

4 工業用水道事業法施行令〔抄〕

附 則 (抄)

行する。

道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九(道路法施行令の一部改正)

〔説明

したものである。で、これにも占用の特例を認めることとで、これにも占用の特例を認めることとて「工業用水道事業法」が制定されたの工業用水の豊富低廉な供給を目的とし

(5) 道路法施行令の一部を改正する政令

昭和三十三年十一月二十四日

政

第三百十八号

倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動を上条第一号中「旗ざお」の下に「、パーキング・メーター」を加え、同条に次の一号を加える。号)の一部を次のように改正する。号)の一部を次のように改正する。

車駐車場

(高架の道路の路面下に設ける占用物件の占用の第十二条の次に次の一条を加える。を「けた」に、「橋床」を「床版」に改める。を「けた」に、「橋床」を「床版」に改める。

第十二条の二 高架の道路の路面下に設ける占用の場所に関する規定の適用を妨げるものではならなければならない。但し、高架の道路の路面下に道路がある場合においては、第十条から前条まで件の占用の場所については、第十条から前条まで第十二条の二 高架の道路の路面下に設ける占用物第十二条の二 高架の道路の路面下に設ける占用物

- あること。 高架の道路の構造の保全に支障のない場所で

ること。 いては、第十条第三項各号に規定する場所とすいては、第十条第三項各号に規定する場所とする。

ないような構造とすること。 より道路の構造又は交通に支障を及ぼすことが一 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重等に第十四条第一項第一号を次のように改める。

る。 第十四条第三項中「橋」の下に「又は高架の道路」を加え、「占用工作物」を「占用物件」に改め

附則[抄]

1 この政令は、公布の日から施行する。

〔説明〕

場所及び構造に関する規定を整備するもを占用物件として追加するほか、占用のの路面下に設ける事務所、店舗等の施設の路面下に設ける事務所、店舗等の施設の路面では設ける事務所、店舗等の施設のよりである。

(6) 道路法施行令の一部を改正する政令

(政令第三百三十五号)
(昭和三十三年十二月十九日)

号)の一部を次のように改正する。 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九

四) 「第二章 道路の占用(第七条—第十九条の

第十九条の八)」に改める。 底トンネルの通行の禁止又は制限(第十九条の五―底トンネルの通行の禁止又は制限(第十九条の五―店、一位では、「一位では、「一位では、「一位では、「一位では、「一位では、「一位では、「一位では、「一位では、「一位では、「一位では、」という。

の通行の禁止又は制限第二章の二 危険物を積載する車両の水底トンネル第二章の次に次の一章を加える。

険物を積載する車両の水底トンネルの通行を禁止第十九条の五 道路管理者は、次の各号に掲げる危(車両の通行の禁止)

一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九することができる。

「火薬類」という。) のうち次に掲げるもの 第二条に規定する火薬類(以下次条におい 雷こう、アジ化鉛その他の起爆薬

に規定する劇物(以下次条において「劇物」と 条において「毒物」という。)又は同条第二項 百二号)第二条第一項に規定する毒物(以下次 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三 爆発の用途に供せられるその他の硝酸エステ ル(建設省令で定めるものを除く。) ニトログリセリン、ニトログリコール及び

シアン化水素 塩化シアノゲン

いう。)のうち次に掲げるもの

四エチル鉛

(ルイサイト) クロロビニルジクロルアルシン

(車両の通行の制限) クロルピクリン

第十九条の六 道路管理者は、次の各号に掲げる危 とができる。 管理者の定める要件をみたしているものに限るこ 装」という。)、積載数量並びに積載方法が道路 収納方法及び包装(以下次条において「容器包 ることができる車両を、道路管理者の定める種類 険物を積載する車両のうち水底トンネルを通行す に属し、かつ、積載する危険物の容器、容器への

高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四 火薬類又はがん具用煙火

号)第二条に規定する高圧ガス

四十二号及び第五十一号に掲げる劇物を除 第二十八号まで、第三十一号、第三十四号、第 第一号、第三号、第十二号、第十五号、第十八 毒物又は劇物(毒物及び劇物取締法別表第二 第二十三号、第二十四号、第二十六号から

表に掲げる物品のうち次に掲げるもの 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号) 别

> イ 欄に掲げる物品のうち前号に掲げるもの以外 第一類から第三類まで及び第六類の品名の

満のもの ンス」引火点測定器を用いて、七百六十ミリ ーベルペンスキー」又は「ペンスキーマルテ メートルの気圧において、引火点が七十度未

号に掲げるもの以外のもの 第五類の品名の欄に掲げる物品のうち第一

時間を限ることができる。 する車両が水底トンネルを通行することができる 道路管理者は、前項各号に掲げる危険物を積載

両の種類、危険物の容器包装、積載数量若しくは第十九条の七 道路管理者は、前条の規定に基き車 時間を定める場合においては、それぞれ次の各号 積載方法に関する要件又は通行することができる に掲げる事項を考慮しなければならない。

出る虞のないものであること。 物の作用を誘発する虞のないものであること。 若しくは被包の内部で作用し、又はその外部に 構造上運行中の動揺、衝撃、排気等により危険 容器包装については、積載する危険物が容器 車両の種類については、危険物を運搬しても

兀 混載しないこと。 積載する危険物の作用を誘発し易い他の物件と 動揺、衝突、転倒又は転落の虞のないこと及び 危険を及ぼす虞の少いものであること。 が作用しても、水底トンネルの構造又は交通に 積載方法については、積載する危険物の摩擦 積載数量については、積載する危険物の全部

Ŧī. 間でないこと。 り他の車両との衝突事故の発生の虞の大きい時 通行できる時間については、交通の状況によ

(車両の通行の禁止又は制限に関する公示

第十九条の八 道路管理者は、第十九条の五又は第 十九条の六の規定により車両の通行を禁止し、又

ころにより、 ばならない。

第四類の品名の欄に掲げる物品のうち「ア

(7)

下水道法施行令〔抄〕

,昭和三十四年四月二十二日

(施行期日) 則 沙

政

令

第百四十七号

1 この政令は、法の施行の日 二十三日)から施行する。 (昭和三十四年四月

(建設省組織令等の一部改正)

三年法律第七十九号)」に改める。 三年法律第三十二号)」を「下水道法 次に掲げる法令の規定中「下水道法 (昭和三十 (明治三十

号) 第九条

三 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九

〔説明〕

改めたものである。 道法が制定されたことに伴い法律番号を 旧下水道法が廃止されて、新しく下水

は制限しようとするときは、建設省令で定めると あらかじめ、その旨を公示しなけれ

この政令は、

公布の日から施行する。

〔説明〕

するに当つての基準等を定めるもの。 水底トンネルの通行を禁止し、 道路管理者が危険物を積載する車両の 又は制限

(8) 道路法施行令の一部を改正する政令

(政 令 第百九十二号)
(昭和三十四年五月二十八日)

一号を加える。
一号を加える。
一号を加える。
一号を加える。
一号を加える。
の一部を次のように改正する。
一号を加える。
の一部を次のように改正する。

手数料及び延滞金を徴収すること。 し、並びに当該占用料並びに当該占用料に係る し、並びに当該占用料並びに当該占用料の納付を督促 合を含む。)の規定に基く占用料の納付を督促 し、並びに当該占用料並びに当り法第三十 準用する場合を含む。)の規定により法第三十 準用する場合を含む。)の規定により法第三十

する場合を含む。)」を加える。 三項」の下に「(法第九十一条第二項において準用三項」の下に「(法第九十一条第二項において準用第一条の三第一項第二号及び第二項第三号中「第

第四条第一項第五号中「承認する」を「承認し、第四条第一項第五号中「承認する」を「承認し必び法第八十七条第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「許可を与える」を「許可を与え、及び法第八十七条第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に必要な条件を附する」に改める。次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げるといる場合を含む。)」を加える。

第四条第一項第十一号	第四条第一項第十号	第四条第一項第九号	第四条第一項第八号	第四条第一項第七号
法第四十条第二項	法第三十八条第一項	法第三十六条第一項	法第三十五条	法第三十四条

第六条第一項第三号	第六条第一項第二号	第四条第一項第十八号
法第三十五条	第三項	おいては、同条第二項 第三号 第三号 法第七十一条第三項

第三十八条の次に次の一条を加える。第三十八条の次に次の一条を加える。「(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)」を、「第三項」の下に「又は第二項(法第九十一条第二項において進用する場合を含む。)」を加え、同条第二項において進い。)」を加える。

第三十九条 法に規定する道路管理者である建設大臣の権限(法第二十七条の規定により建設局長及び北海道路管理者に代つて行う権限を含む。)のうち、次の各号に掲げるものは、地方建設局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十二条の二第二項の規定により都道府県知事又は指定市の長に行わせる指定区間内の一級国道の管理についてに行わせる指定区間内の一級国道の管理者である建設大第三十九条 法に規定する道路管理者である建設大第三十九条 法に規定する道路管理者である建設大

- 決定し、又は変更すること。 法第十八条第一項の規定により道路の区域を
- こ 法第二十一条第一項の規定により道路に関する工事を施行させ、及び道路の維持をさせるここ 法第二十一条第一項の規定により道路に関す
- る工事を施行させること。 三 法第二十二条第一項の規定により道路に関す
- 法第八十七条第一項の規定により当該承認に必工事又は道路の維持を行うことを承認し、及び法第二十四条本文の規定により道路に関する施行すること。

要な条件を附すること。

附すること。(法第九十一条第二項におり当該許可に必要な条件を含む。)の規定により当該許可に必要な条件を定により許可を与え、及び法第八十七条第一項定により許可を与え、及び法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規

- ないことに、 (ま) ことには、 法第二十四条(法第九十一条第二項において、 法第三十四条(法第九十一条第二項において
- 「一」去第三十人を第一項(去第111条第二項)出する工事の計画書を受理すること。おいて準用する場合を含む。)の規定により提す、法第三十六条第一項(法第九十一条第二項に
- ここになることであって、ほうことにより、「はいて準用する場合を含む。」の規定によりにおいて準用する場合を含む。」の規定により十一、法第三十八条第一項(法第九十一条第二項
- 占用料を徴収すること。において準用する場合を含む。)の規定によりにおいて準用する場合を含む。)の規定により十二 法第三十九条第一項(法第九十一条第二項
- 要な指示をすること。おいて準用する場合を含む。)の規定により必十二 法第四十条第二項(法第九十一条第二項に
- 十七 去幕丘十八条から前六十一条までくまよう り道路の通行を禁止し、又は制限すること。 十六 法第四十六条第一項又は第二項の規定によ
- 地に立ち入り、若しくは特別の用途のない他人十八 法第六十六条第一項の規定により他人の土と。 とれ 法第五十八条後段の規定に基き負担金を徴収すること 法第五十八条から第六十一条まで又は法第

けた者にこれらの行為をさせること。 用し、又はその命じた者若しくはその委任を受 の土地を材料置場若しくは作業場として一時使

十九 法第六十八条第一項の規定により災害の現 を防ぎよに従事させること。 場において、必要な土地を一時使用し、又は土 の現場に在る者若しくはその附近に居住する者 くは処分し、及び同条第二項の規定により災害 石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若し

二十 法第六十九条の規定により損失の補償につ すること。 いて損失を受けた者と協議し、及び損失を補償

二十一 法第七十条の規定により損失の補償につ

払い、又は補償金に代えて工事を行うことを要 用委員会に裁決を申請すること。 求し、並びに協議が成立しない場合において収 いて損失を受けた者と協議し、及び補償金を支

二十三 法第七十二条第一項及び第二項 二十二 法第七十一条第三項(法第九十一条第1 四第一項の規定に係るものを除く。 法第三十七条第一項(法第九十一条第二項にお 五項の規定により権限を行わせること。ただし おいて準用する場合を含む。)若しくは同条第 路監理員を命じ、同項(法第九十一条第二項に おいて準用する場合を含む。) の規定により道 命じ、又は同条第四項(法第九十一条第二項に 含む。)に規定する処分をし、若しくは措置を り聴聞を行い、及び同条第一項若しくは第二項 項において準用する場合を含む。)の規定によ いて準用する場合を含む。)及び第四十八条の (法第九十一条第二項において準用する場合を (法第九

> 二十四 法第七十三条 (法第九十一条第二項にお に当該負担金等に係る手数料及び延滞金を徴収 金等の納付を督促し、並びに当該負担金等並び いて準用する場合を含む。)の規定により負担

二 十 五 り損失の補償について損失を受けた者と協議し、 与え、並びに同条第三項及び第四項の規定によ 及び損失を補償すること。 法第九十一条第一項の規定により許可を

この政令は、 昭和三十四年六月一日から施行する。

(説明

及び北海道開発局長に委任する。 る建設大臣の権限の一部を地方建設局長 道路法に規定する道路管理者であ

を明らかにする等規定の整備。 制徴収することができることの根拠規定 付しない者があるときはその占用料を強 内の一級国道の管理として、占用料を納 市の長に行わせることができる指定区間 建設大臣が都道府県知事又は指定

〔説明 る国の負担金の割合及び補助金の率につ 地方公共団体に対する道路の改築に関す 昭和三十四年度以降四箇年間における

道路法施行令等の一部を改正する政令

(10)

首都高速道路公団法施行令〔抄〕

(9)

十九号)の一部を次のように改正する。 目次中「第三十四条」を「第三十四条の二」に 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七 政 昭和三十四年六月二十九日 令 第二百二十五号

第一条

第四章中第三十四条の次に次の一条を加える。

合を含む。)の規定に基く負担金を徴収するこ 三項(法第九十一条第二項において準用する場 者と協議し、及び損失を補償し、並びに同条第 の規定により損失の補償について損失を受けた 十一条第二項において準用する場合を含む。)

政 ·昭和三十四年七月二十四日 第二百六十三号

則 (抄)

3 1 号)の一部を次のように改正する。 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九 この政令は、公布の日から施行する 第二十一条中「法第五十八条から法第六十二条

(道の区域内の道路についての国庫補助率)

第三十四条の二 昭和三十四年度以降四箇年間に 定にかかわらず、四分の三以内とする。 次の各号に掲げるもの以外のものに要する費用 おける道道及び道の区域内の市町村道の改築で に関する国の補助金の率は、法第五十六条の規

こえないもの よる基準によらないことができる改築で、こ れに要する費用の額が建設大臣が定めた額を 四号)第三十七条の規定により同令の規定に 道路構造令(昭和三十三年政令第二百四十

所の設置 取り、路床の改良、 原因の一部を除去するために行う突角の切り 道路の交通に支障を及ぼしている構造上の 排水施設の整備又は待避

四月一日から適用する。

この政令は、公布の日から施行し、昭和三十四年

附 則

いて特別の定をするものである。

号)の一部を次のように改正する。

まで」の下に「又は首都高速道路公団法(昭和三 十四年法律第百三十三号)第四十条」を加える。

〔説明

備することとした。 般国道の新設又は改築に要する費用のう 首都高速道路公団法の施行に伴い、 都道府県負担額について、 規定を整

(説明)

(11)道路法施行令の一部を改正する政令

道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九 政 ·昭和三十四年十二月十八日 令 第三百七十号

目次中「第三十五条」を「第三十四条の三」に改 第五章中第三十五条の前に次の一条を加える。 (道路の附属物

第三十四条の三 法第二条第二項第六号に規定する 政令で定める道路の附属物は、次の各号に掲げる ものとする。

道路の防雪又は防砂のための施設 地点標

兀 料の常置場 道路に接する道路修理用の機械又は器具の常 道路に接する道路維持用の機械、器具又は材

第三十五条中各号列記以外の部分を次のように改 定める立体交差とすることを要しない場合は次の 五. 法第三十一条第一項ただし書に規定する政令で 車両の計量又は交通量の測定のための施設 道路の交通又は利用に係る料金の徴収施設

> 書に規定する政令で定める立体交差とすることを 要しない場合は第一号及び第三号に掲げるものと 各号に掲げるものとし、法第四十八条の三ただし

この政令は、 昭和三十五年一月一日から施行する。

ある。 することを要しない場合を定めるもので 路の交差につき政令で定める立体交差と

道路法施行令の一部を改正する政令

(12)

政 令 第四 + 六 믕

号)の一部を次のように改正する。 第十九条の五第一号中「次条」を「本条及び次 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九

次の一号を加える。 いう」を「本条及び次条において「毒物」という」 に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に 第十九条の五第二号中「次条において「毒物」と

二 火薬類以外の物品で、アセチレン銅、ジアゾ するもの メタンその他これらと同程度以上の爆発性を有

四 第十九条の五に次の二号を加える。 トその他これらと同程度以上の毒性を有するも 毒物以外の物品で、チオホスゲン、イペリッ

Ŧi. で、塩化アセチレン、ジエチル亜鉛その他水又 次条第一項第五号イに掲げるもの以外の物品

第十九条の六第一項第三号中「第五十一号」の下 は空気と作用してこれらと同程度以上の発火性

道路の附属物の範囲及び自動車専用道

·昭和三十五年三月二十八日

条」に改め、同号に次のように加える。

この政令は、公布の日から施行する。

号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の 八号」を加え、同項第四号イ中「前号」を「第三 第百七十九号)第二条第一項第二十四号及び第二十 次に次の一号を加える。 九 四 八 六 前号に掲げるもの以外の物品で、亜塩素酸ナ 第十九条の六第一項に次の四号を加える。 「並びに毒物及び劇物指定令(昭和三十一年政令 度以上の腐食性を有するもの 塩化アセチル、弗化硅素酸その他これらと同程 同程度以上の酸化性を有するもの と同程度以上の毒性を有するもの トリウム、重クロム酸カリウムその他これらと トフエノン、モノクロルアセトンその他これら 前条第二号及び第五号に掲げるもの マッチ 第三号及び第五号に掲げるもの以外の物品で、 前号に掲げるもの以外の物品で、クロルアセ

(説明)

囲をひろげるもの。 制限することができる場合の危険物の範 物を積載する車両の通行を禁止し、又は の規定により水底トンネルにおいて危険 道路管理者が道路法第四十六条第三項

(13)火薬類取締法施行令の一部を改正する政

政 昭和三十五年十月十八日 令第二百七十二号

則

具煙火を除く。)」を加え、第十九条の六第一号 号)の一部を次のように改正する。 律(昭和三十五年法律第百四十号)の施行の日 この政令は、火薬類取締法の一部を改正する法 第十九条の五第一号ハ中「煙火」の下に「(玩 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九 (昭和三十六年二月一日)から施行する。 「又はがん具用煙火」を削る。

備することとした。 施行に伴い、危険物についての規程を整 火薬類取締法の一部を改正する法律の

(14)防災建築街区造成法施行令〔抄〕

政 ·昭和三十六年六月二十七日 第二百十一号

則 抄

1 号)の一部を次のように改正する。 (道路法施行令の一部改正) この政令は、公布の日から施行する。 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九

第七条第四号を次のように改める。 防火地域(建築基準法(昭和二十五年法律 |百一号) 第六十条第一項に規定する防火

> 三号に規定する防災建築街区をいう。 成法(昭和三十六年法律第百十号)第二条第 じ。)として指定された部分を除く。以下同 地域をいい、 防火地域又は防災建築街区でない地域にわた 築物をいう。以下同じ。)を建築する場合 築街区造成法第二条第二号に規定する防災建 法第二条第九号の二に規定する耐火建築物を じ。) 又は防災建築街区内に存する建築物 替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築 該防災建築物の工事期間中当該既存建築物に を含む。)において、当該耐火建築物又は当 て耐火建築物又は防災建築物を建築するとき 防災建築街区内に、これに代わる建築物とし 地を含む。)又は当該防火地域若しくは当該 除去して、当該既存建築物の敷地(その近接 つて存する場合において、当該既存建築物を いう。以下同じ。)又は防災建築物(防災建 に代わる建築物として耐火建築物(建築基準 当該防火地域又は当該防災建築街区内にこれ (以下「既存建築物」という。) を除去して (既存建築物が防火地域又は防災建築街区と 防災建築街区(防災建築街区造

〔説明

とした。 る工作物等に関する規定を整備すること 路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のあ 防災建築街区造成法の施行に伴い、 道

(15)に関する法律施行令〔抄〕 公共施設の整備に関連する市街地の改造

·昭和三十六年八月二十二日

則 抄

政

令

第二百九十四号

附

(施行期日)

1

この政令は、公布の日から施行する。

(道路法施行令の一部改正)

号)の一部を次のように改正する。 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九

第一条第一項に次のただし書を加える。 分の間に限る。 ただし、第五号に掲げる事情については、

当

第一条第一項に次の一号を加える。

共施設が一級国道であるものを施行すべきこ とが都市計画として決定された土地の区域内 関する法律(昭和三十六年法律第百九号)に の箇所であること。 よる市街地改造事業で同法第三条第一号の公 公共施設の整備に関連する市街地の改造に

の一号を加える。 第七条中第五号を第六号とし、第四号の次に次

関する法律による市街地改造事業を施行すべ ることとなるものを一時収容するため必要な 第二条第六号に規定する施設建築物に入居す き土地の区域内の建築物に居住する者で同法 公共施設の整備に関連する市街地の改造に

定する施設」を加える。 め、「仮設建築物」の下に「及び同条第五号に規 第十条第一項中「電線及び」を「電線、」に改

条第五号に規定する施設」を加える。 第十一条の二中「仮設建築物」の下に「及び同

〔説明〕

を整備することとした。造に関する法律の施行に伴い、関係規定

(16) 阪神高速道路公団法施行令〔抄〕

政 令 第百七十二号「昭和三十七年四月二十七日」

附則(抄)

(施行期日)

〔説明〕

十三号)第四十条」を加える。

することとした。
お道府県負担額について、規定を整備
を都道府県負担額について、規定を整備 般国道の新設又は改築に要する費用のう 阪神高速道路公団法の施行に伴い、一

(1) 道路法施行令の一部を改正する政令

大政 令 第三百三十六号· 昭和三十七年八月二十四日·

号)の一部を次のように改正する。 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九

とし、第五号の次に次の一号を加える。動車専用道路の上空」に改め、同条中同号を第七号の最低限度が定められているものに限る。)内の自基準法第五十九条第一項の高度地区(建築物の高さ基準法第五十九条第一項の高度地区(建築物の高さ

六 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設け 、 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設け 、 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設け 、 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設け 、 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設け

関する規定の適用を妨げるものではない。
明つ場所については、第十条から前条までの規定を適用せず、次の各号に掲げるところによらなければならない。ただし、トンネルの上に道路があればならない。ただし、トンネルの上に道路があればならない。ただし、トンネルの上に遺路がある場合においては、当該道路に係る占用物件の占用の場所)

二 トンネルの換気又は採光に支障のない場所でそこと

トンネルの構造の保全に支障のない場所であ

- 水」を加える。 第十四条第一項第一号中「荷重」の下に「、漏第十四条第一項第一号中「荷重」の下に「、漏第十条第三項各号に規定する場所とすること。

ハ 四アルキル鉛 第十九条の五第三号ハを次のように改める。

十七年度」に改める。第三十四条の二中「昭和三十四年度」を「昭和三

附

この政令は、公布の日から施行する。

(説明)

関し必要な規定を設けること。 らに類する施設及び自動車駐車場を追加 る事務所、 る。)内の自動車専用道路の上空に設け これらに類する施設並びに建築基準法第 し、これらの占用物件の占用の場所等に さの最低限度が定められているものに限 五十九条第一項の高度地区 動車駐車場、広場、公園、 に設ける事務所、 道路の占用物件として、トンネルの上 店舗、倉庫、 店舗、 倉庫、 住宅その他これ 運動場その (建築物の 住宅、

三 上毎僅の区域内の質道及がお丁寸道の外の四アルキル鉛を追加すること。外の四アルキル鉛を追加することができる場合の危険物として、四エチル鉛以小底トンネルの通行を禁止することがで二 道路管理者が危険物を積載する車両の二

で延長すること。 で延長すること。
て、国庫補助率の特例(補助率四分の三 以内)を適用する期間を昭和四十年度ま
ひ築で次に掲げるもの以外のものについ
立築で次に掲げるもの以外のものについ
の第二 北海道の区域内の道道及び市町村道の

所の設置等の改築
□ 突角の切り取り、路床の改良、待避
→ 応急措置として行なう小区間の改築

(18)施行に伴う関係政令の整理に関する政令 行に伴う関係法律の整理等に関する法律の 行政不服審査法及び行政不服審査法の施

政 ·昭和三十七年九月二十九日 令第三百 九十一号

~><><><>

第八十条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百 第五項」を「第九十六条第三項」に改め、同条の 七十九号)の一部を次のように改正する。 (道路法施行令の一部改正) 第一条の五中「第九十六条第二項、第四項及び

第五項第九十六条 第三項第九十六条 第二項第九十六条 は都道府県知事 市町村 しくは都道府県知事若 定しの長指定市又は指 除く。) 町村 除く。) 町村 しくは指定市 以外の市を除く。)町村市(指定市及び指定市 しくは指定市以外の市の長若 定市以外の市の長指定市以外の市又は指 を

に改める。

- 1 律第百六十号)の施行の日(昭和三十七年十月一 この政令は、行政不服審査法(昭和三十七年法 から施行する。
- 前に生じた事項についても適用する。ただし、こ の政令による改正前の規定によつて生じた効力を 行前にされた行政庁の処分その他この政令の施行 この政令による改正後の規定は、この政令の施
- れた訴願等につきこの政令の施行後にされる裁決 決等」という。)又はこの政令の施行前に提起さ れた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁 願等」という。)については、この政令の施行後 求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴 この政令の施行前に提起された訴願、 なお従前の例による。この政令の施行前にさ 審査の請

同様とする。 等にさらに不服がある場合の訴願等についても

4 る改正後の規定の適用については、同法による不 きることとなる処分に係るものは、この政令によ 行政不服審査法による不服申立てをすることがで 服申立てとみなす。 前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は

〔説明〕

改正である。 九六条が、 行政不服審査法の施行に伴い、 全面改正されたことに基づく 道路法

道路法施行令の一部を改正する政令〔抄〕

(19)

政 ·昭和三十八年三月三十一日 令 第 百 号

十九号)の一部を次のように改正する。 道路法施行令 (昭和二十七年政令第四百七

法第十三条第一項又は法第十五条の規定により都道 知事」を「法第五条第一項の規定による指定があつ 律による改正前の法第十二条の規定により都道府県 た日(以下次号において「指定日」という。)前に に改め、同項第四号中「道路法の一部を改正する法 六号とし、第四号の次に次の一号を加える。 府県知事又は都道府県」に改め、同項中第五号を第 第一条第一項ただし書中「第五号」を「第六号」 Ŧi. 指定日前に法第十三条第一項又は法第十五条

事」とあるのは「指定市の長」と、 した工事と一体として施行する必要があること 一条第二項後段を次のように改める。 この場合において、前項各号中「都道府県知 「都道府

の規定により都道府県知事又は都道府県が施行

県」とあるのは「指定市」と読み替えるものと

この政令は、 昭和三十八年四月一日から施行する。

〔説明〕

これに伴う所要の改正をするもの。 る必要があること等を追加するとともに、 事等が施行した工事と一体として施行す 道路について、 して、 事又は指定市の長が施行することが適当 であると認められる場合の特別の事情と 級国道の新設又は改築を都道府県知 新たに一級国道として指定された 当該指定前に都道府県知

(20)共同溝の整備等に関する特別措置法施行

抄

政令第三百四十三号 昭和三十八年十月四日

附 則

(施行期日

(道路法施行令の一部改正) この政令は、 公布の日から施行する。

1

号)の一部を次のように改正する。 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九

2

める。 下に「(共同溝の管理に関する費用を除く。)」 第三十四条の三中「第六号」を「第七号」に改 第三十一条及び第三十二条第一項中「費用」の

26 道行セ

〔説明〕

等を定めるものである。の占用予定者等の負担金の額の算出方法他の管理に要する費用についての共同溝共同溝の建設、改築、維持、修繕その共同溝の建設、改築、維持、修繕その

行令の一部を改正する政令〔抄〕 道路整備緊急措置法施行令及び道路法施

人政 令 第 百 六 十 号 昭和三十九年五月二十日

二条 - 道各去布亍令(召印二十七年(道路法施行令の一部改正)

同条に次の一号を加える。間条に次の一号を加える。第三十四条の二中「昭和三十七年度以降四箇年第三十四条の二中「昭和三十七年度以降四箇年第二条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七第二条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七

要しない場合における当該道路の舗装二項及び第三項に規定する基準によることを三 車道の舗装につき道路構造令第二十四条第

金から適用する。昭和三十九年度分の予算に係る国の負担金及び補助昭和三十九年度分の予算に係る国の負担金及び補助整備緊急措置法施行令及び道路法施行令の規定は、この政令は、公布の日から施行し、改正後の道路

〔説明〕

補助金の率については、特例を設けず、用についての国の負担金の割合及び国の場合における当該道路の舗装に要する費場合における当該道路の舗装に要する費ー 道路構造令第二十四条第二項及び第三

用する期間を昭和三十九年度以降五箇年改築について国の補助金の率の特例を適二 北海道の区域内の道道及び市町村道の

道路法の原則によるものとすること。

間とする。

(22) 河川法施行令

人政 令 第 十 四 号、 昭和四十年二月十一日、

附則[抄]

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(昭和四十年四

(道路法施行令の一部改正)

「第二十一条第一項」を「第二十一条」に改める。 第四条第一項第三号及び第三十九条第二号中七十九号)の一部を次のように改正する。 第二十条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百

〔説明〕

ついての規定を整備することとした。河川法の全面改正により兼用工作物に

② 道路法施行令の一部を改正する政令

政 令 第五十七号昭和四十年三月二十九日

道路法施行令

(昭和二十七年政令第四百七

十九号)の一部を次のように改正する。

築に要する費用の負担」に改める。要する費用の負担及び補助」を「国道の新設又は改要する費用の負担及び補助」を「国道の新設又は改築に目次中「一級国道又は二級国道の新設又は改築に

第一条の見出し中「一級国道」を「国道」に改め、同項第六号とし、第四号をは」を削り、同項第二号中「一級国道」を「第四号をは」を削り、同項第二号中「一級国道」を「第四号を同項第六号中「一級国道」を「第三十六号」による改正前の法律(昭和三十二年」を「一改正前の法」という。)」に改め、同項第三十六号)による改正前の法律(昭和三十二年」を「一改正前の法」という。)第十三条第一項」に改め、同項第六号中「一級国道」を「国道」に改め、同項第六号中「一級国道」を「国道」に改め、同項第六号中「一級国道」を「国道」に改め、同項第六号中「一級国道」を「国道」に改め、同項第六号中「一級国道」を「国道」に改め、同項第六号中「一級国道」を「国道」に改め、第三号の次に次の一号を加える。第一条の見出し中「一級国道」を「国道」に改め、第一条の見出し中「一級国道」を「国道」に改め、第一条の見出し中「一級国道」を「国道」に改め、第一条の見出し中「一級国道」を「国道」に改め、第一条の見出し中「一級国道」を「国道」に改め、第一条の見出し中「一級国道」を「国道」に改め、第一条の見出し中国を「国道」に改め、第一条の見いは、第二号の次に次の一号を加える。

計その他の工事の準備を行なつたこと。 府県知事が工事を施行するため調査、測量、設四 改正前の法第十三条第一項の規定により都道

「「指定市」」を「それぞれ「指定市」又は「指定市の長」」に、「指定市の長」又は「指定市の長」」を「それぞれの長が国道」に、「「指定市の長」」を「それぞれの長が国道」に、「「指定市の長又は指定市以外の市第二項の規定により指定市の長又は指定市以外の市額、条第二項中「法第十七条第一項の規定により第一条第二項中「法第十七条第一項の規定により

に改める。「法第十三条第二項」に、「一級国道」を「国道」「法第十三条第二項」に、「一級国道」を「国道」を、「一級の二の見出し中「一級国道」を「国道」に市以外の市」」に改める。

こ女のる。「法第十三条第二項」に、「一級国道」を「国道」で、「法第十三条第二項」に、「一級国道」を「国道」を改め、同条第一項中「法第十二条の二第二項」を第一条の四の見出し中「一級国道」を「国道」に

「第一条五中「第十二条の二第二項」を「第十三条第三項」に、

第十三条第三項	四項第十二条の二第	
知事 関係都道府県	知事 関係都道府県	
事又は指定市以外の市の長関係指定市の長、都道府県知	知事関係指定市の長又は都道府県	
道府県知事又は指定市の長関係指定市以外の市の長、都		
	:	

第十三条第四項 関係都道府県 関係指定市以外の市の長 道府県知事又は指定市の長、都道府県知 関係指定市以外の市の長、都道府県知 関係指定市以外の市の長、都

ひせる

及び第四項第五十条第三項

都道府県

都道府県

第五十条第四項

関係都道府県

関係指定市又は都道府県

府県関係指定市以外の市又は都道

に

の路線名、工事の区間、工事の種類及び工事の開うとする場合においては、あらかじめ、当該道路度を国外の国道の災害復旧に関する工事を行なお関する工事又は法第十三条第三項の規定による指定区間外の国道の災害復旧に関する工事とは法第十二条本文の規定による国連設大臣は、法第十二条本文の規定による国道第二条第一項を次のように改める。

第四条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

区画線を設けること。

一項若しくは第二項の規定により道路標識又は

法第四十五条第一項又は第四十八条第

始の日を告示しなければならない。

不用物件と新たに道路を構成する物件とを交換十三 法第四十七条第四項(法第九十一条第二項中九 法第九十二条第四項(法第九十一条第二項第四条第一項に次の二号を加える。第四条第一項第十二条第二項又は第三項の規定によ第四条第一項第十三号を次のように改める。

すること。

第十一条第五号を次のように改める。

五 地下電線を埋設する場合においては、車道(歩道と車道との区別のない道路にあっては、路面幅員の三分の二に相当する路面の中央部。以外の部分の地下に埋設すること。ただし、その本線については、車道以外の部分に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情がああと認められるときは、この限りでない。ると認められるときは、この限りでない。ると認められるときは、この限りでない。ると認められるときは、この限りでない。ると認められるときは、この限りでない。あと認められるときは、この限りでない。方の二に相当する路面の中央部以外の部分。以下次条及び第十二条第二号を次のように改める。第十二条第二号を次のように改める。

「それぞれ」を削る。

認められるときは、この限りでない。なく、かつ、公益上やむを得ない事情があるとこれらの本線については、歩道に適当な場所がおいては、歩道の地下に埋設すること。ただし、

」を加える。 第十五条第五号中「赤色燈」の下に「又は黄色

第十九条の二(見出しを含む。)中「一級国道」

を「国道」に改める。

を「法第十三条第二項」に改める。「法第十二条の二第二項」に、「納額告知書」を「納入通知書」に改め、に、「法第十二条の二第二項」を「法第十二条第二項」を「法第十二条第三の見出し中「一級国道」を「国道」

道」を「国道」に改める。第十九条の四第一項中「指定区間内の一級国道」を「指定区間内の国道」に、「一級国道」を「指定区間内の国道」に、「その他の一級国道」を「指定区間内の国道」に、「その他の一級国道」を「国道」に改め、同条第五項及び第六項中「一級国道」を「国道」に改め、同条第五項及び第六項中「一級国道」を「国道」に改める。

を「国道」に改める。 第三章第一節の節名中「一級国道又は二級国道」

第二十二条中「又は法第五十一条第一項」及び項において準用する場合を含む。)」を削る。「国道」に、「法第五十一条第一項文は法第五十一条第一項文は法第五十一条第一項」を「法第五十一条第一項とは法第五十一条第一項者しくは第二間内の国道」に、「指定区間内の一級国道」を「指定区間上、「指定区間内の一級国道」を「指定区第二十一条中「一級国道若しくは二級国道」を第二十一条中「一級国道若しくは二級国道」を

第二十四条を次のように改める。中「一級国道又は二級国道」を「国道」に改める。中「一級国道又は二級国道」を「国道」に改める。第二十四条を次のように改め、「(法第五十一条第二項にお間内の国道」に、「指定区間内の一級国道」を「指定区第二十三条第一項中「一級国道又は二級国道」を第二十三条第一項中「一級国道又は二級国道」を

第二十四条 削除

二 水管、下水道管又はガス管を埋設する場合に

型」に改める。 第二十五条中「一級国道又は二級国道」を「国

第二十二条中「第二十一条から前条まで」を「第二十一条から第二十三条第一項」に、「指定市以外の市の長が二級国道」を「指定市以外の市の長が二級国道」を「指定市以外の市の長が「及び第二十三条第一項」に、「第二十三条第二を「及び第二十三条第一項」に、「第二十三条第二を「及び第二十三条第一項及び第二十四条」を「第二十二条から前条まで」を「第二十九条を次のように改める。

大二十九条 削险

を削る。 道」を「国道」に改め、「並びに第五十一条第一項」を「国道」に改め、同条中「一級国道及び二級国を「国道」に改め、同条中「一級国道及び二級国道」

一に改める。 第三十三条中「一級国道及び二級国道」を「国

第三十六条を削り、第三十七条を第三十六条を削り、第三十七条の二第二項」に改め、同条を第三十七条の二第二項」を「法第十二条の二第二項」

|改める。 第三十八条中「一級国道、二級国道」を「国道|

える。 「国道」に改め、同条第一号の次に次の一号を加 二第二項」を「法第十三条第二項」に、「一級国道」 二第二項」を「法第十三条第二項」に、「一級国道」

第三十九条第十六号の次に次の一号を加える。 物の管理の方法について協議すること。 特道との交差の方式等について協議すること。 第三十九条第二十一条第一項の規定により道路と 共の二 法第三十七条第一項の規定により道路と 中の二 法第三十七条第一項 (法第九十一条第二年の1 法第二十七条第一項 (法第九十一条第二年) 道路の占用を禁止し、又は制限すること。 り道路の占用を禁止し、又は制限すること。 り道路の占用を禁止し、又は制限すること。

こと。 工作物の費用の分担の方法等について協議する十六の二 法第五十五条第一項の規定により兼用

第三十九条に次の二号を加える。

換すること。 り不用物件と新たに道路を構成する物件とを交り不用物件と新たに道路を構成する物件とない。)の規定により不用物件と新たに道路を構成する物件とを交り不用物件と新工工会第四項(法第九十一条第二

則 (抄)

(施行期日)

(経過措置) エの政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

お従前の令によることができる。 や第十一条及び第十二条の規定にかかわらず、なについては、この政令による改正後の道路法施行件(工事中のものをふくむ。)に係る占用の場所2 この政令の施行の際、現に存する道路の占用物

(説明)

ものとすること。
ものとすること。
はの区別を廃止して、新たに道路の種類として一般国道の制度を設けるものと類として一般国道の制度を設けるものと類として一般国道とする等別で、新たに道路の種国道を一般国道とすること。

・に対する措置命令及び不用物件の交換、て、道路標識等の設置、車両制限令違反の道路管理者の権限代行の範囲を拡大し一 一般国道の新設、改築に伴う建設大臣

るものとすること。使用の申出等についても権限代行ができ

整備するものとすること。び地下埋設物の埋設場所について規定を四を間占用工事における黄色燈の設置及

とすること。 五 その他関係政令の規定を整備するもの

(4) 道路法施行令等の一部を改正する政令

抄

(道路法施行令の一部改正)

第一条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七第一条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七年)の一部を次のように改正する。 第三十四条の二第一号中「第三十七条」を「第三十七条」を「第一条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七年)

備事業として行なわれるもの(第一号を除く。)に規定する交通安全施設等整法(昭和四十一年法律第四十五号)第二条第三項法(昭和四十一年法律第四十五号)第二条第三項

第三十四条の三項第一号の次の二号を加える。 車両の運転者の視線を誘導するための

〔説明

<u>の</u>三 他の車両又は歩行者を確認するための

附

この政令は、公布の日から施行する。

視線を誘導するために設けられる施設及 例を適用しない道路の改築として、 び他の車両又は歩行者を確認するために のを追加するものとすること。 安全施設等整備事業として行なわれるも 道路の附属物として、車両の運転者の 国の負担金の割合又は補助金の率の特

(25)備臨時措置法施行令の一部を改正する政令 道路法施行令及び奥地等産業開発道路整

設けられる鏡を追加するものとすること。

政 ·昭和四十二年七月六日 令 第百七十八号

四十二年度」に改める。 十九号)の一部を次のように改正する。 一条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七 (道路法施行令の一部改正 第三十四条の二中「昭和三十九年度」を「昭和

この政令は、公布の日から施行する。

要する費用に関する国の補助金の率は、 分の三以内とするものとすること。 定の小規模な改築の場合等を除き、

行令の一部を改正する政令〔抄〕 道路法施行令及び道路整備特別措置法施

(26)

政 昭和四十二年十月二十六日 第三百三十五号

一条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七 (道路法施行令の一部改正)

条第三項」を「国道(指定区間外の国道に限 は災害復旧に関する工事又は同条第三項」に改め しくは法第十三条第一項の規定による修繕若しく 法第十二条本文の規定による新設若しくは改築若 事若しくは指定市の長が行なっている区間に係る 規定により指定区間内の国道の管理を都道府県知 る。)の新設若しくは改築、法第十三条第二項の 修繕若しくは災害復旧に関する工事又は法第十三 第十三条第一項の規定による指定区間内の国道の 十九号)の一部を次のように改正する。 第二条第一項中「国道の新設若しくは改築、

第十九条の二を次のように改める。 第七条に次の一号を加える。 (指定区間内の国道に係る占用料の額 る休憩所、 高速自動車国道又は自動車占用道路に設け 給油所及び自動車修理所

道道及び道の区域内の市町村道の改築に 昭和四十二年度以降五箇年間における 四

2 建設大臣は、指定区間内の国道に係る占用料 別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しな かわらず、同項に規定する額の範囲内において いことができる。 に必要があると認めるときは、前項の規定にか 百円)の合計額とする。 で次に掲げる占用物件に係るものについて、特

企業に係るもの。 十三年法率第百九号)第六条に規定する公営 するものを除く。)及び地方財政法(昭和二 法第三十五条に規定する事業(前条に規定

二項に規定する地方鉄道及び同条第三項に規 されたものを除く。)並びに地方鉄道法(大 品を運送するもの。 定する索道で、一般の需要に応じ旅客又は物 正八年法律第五十二号)第一条第一項又は第 工事を行なう鉄道施設(日本国有鉄道に譲渡 日本鉄道建設公団が建設し、又は災害復旧

三 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)に よる選挙運動のために使用する立札、看板そ

項に規定する都市計画として決定された路外 (昭和三十二年法律第百六号) 第十七条第一 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法

第十九条の二 指定区間内の国道に係る占用料 額(その額が百円に満たない場合にあっては、 占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位 て得た額(その額が百円に満たない場合にあつ 立した占用の期間に相当する期間を同表占用料 額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第三 の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た 表占用料の欄に定める金額に、各年度における が翌年道路法以降にわたる場合においては、同 ては、百円)とする。ただし、当該占用の期間 の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じ をし、又は法第三十五条の規定により協議が成 十二条第一項若しくは第三項の規定により許可

Ŧi. る額の占用料を徴収することが著しく不適当 定めるもの であると認められる占用物件で、 前各号に掲げるもののほか、前項に規定す 建設大臣が

3

市が法第三十九条第二項の規定に基づく条例 現に当該指定区間の存する都道府県又は指定 規定にかかわらず、当該指定区間の指定の際 は指定市が徴収すべきものの額は、 県知事又は指定市の長の統轄する都道府県又 指定の日の前までに道路管理者である都道府 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の で定めている占用料の額とする。 前二項の

三項を次のように改める。 初めに」を「四月三十日までに」に改め、同条第 第十九条の三第一項ただし書中、 「その年度の

第十九条の三項四項を削る。 料の徴収方法により徴収するものとする。 九条第二項の規定に基く条例で定めている占用 定区間の存する都道府県又は指定市が法第三十 かわらず、当該指定区間の指定の際現に当該指 指定市が徴収すべきものは、前二項の規定にか 県知事又は指定市の長の統轄する都道府県又は 指定の日の前日までに道路管理者である都道府 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の

収するものとし、 促に係る負担金等の額が千円以上である場合に徴 第三十七条第二項中「国が徴収する延滞金は」 「国が徴収することができる延滞金は、当該督 その額は」に改める。

第三十七条第三項を次のように改める。

3 県知事又指定市の長の統轄する都道府県又は指 指定の日の前日までに道路管理者である都道府 第三十七条に次の一項を加える。 きは、徴収しないものとする。 前項の延滞金は、その額が百円未満であると 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の

定市が徴収すべきものに係る手数料及び延滞金

例による。 都道府県又は指定市が法第七十三条第二項の規 指定区間の指定の際現に当該指定区間の存する 定に基く条例で定めている手数料及び延滞金の

については、

前三項の規定にかかわらず、当該

第一項(法第九十一条第二項において準用する場 合を含む。)及び」を削る。 第三十九条第二十二号ただし書中「第三十七条

附則の次に次の別表を加える。

占

用

料

:	五号に掲げ	秦第二頁第	法第三十二条第	法第三十二条第			こ号に掲げ	条第一項第 一項第						る工作物け	条第一項第							占	
	地下室及び			宋第一項第三		のんのものも		もの定する	第三十六条 ものに設ける かに設ける かになる	条に規定す 法第三十五	その他のも		送電塔	広告塔	郵便差出箱	公衆電話所	その他の柱類	除く。) 電柱	電話柱(電	電柱		用	
一階数が三以上のもの	階数が二のもの	階数が一のもの	項第四号に掲げる施設	一項第三号に掲げる施設	外径が一メートル以上	り 以上一メートル未満の もの	未満のもの 外径が○・四メートル	外径が一メートル以上	り 以上一メートル未満の もの	未満のもの 外径が○・四メートル	P					他これに類するもの及び	翔	除く。) 街灯(電柱又は電話柱であるものを	(電柱であるものを除く。)			物件	
	→ つき一年 かんこう	Ā.		I			ルにつき一年	長さ一メート			カメートルに おメートルに	ルにつき 一年	カメートルに お用面積一平	カメートルに お示面積一平	ı	手個につき 一		年-	k c c s	ı	単位		
A 10 · 01	0.07V	A::0.0	五四〇	二六〇	五四〇	1120	0	150	Olu 1	五	五四〇	긎	1米0	11, 000	01111	五四〇	1, 000	一 八 〇	0 11	三五〇	甲地	所	ļ
〇二を乗じて得た額	一六を乗じて得た額	一を乗じて得た額	1 11110	一八〇	1 111 0	1:10	<u>fi.</u>	一八〇	九〇	둦	1 11 0	一 八	一八〇	1, 000	九〇	1 1110	五〇〇	· 八 〇	九〇	11回0	乙地	在	
た額	得た額	に額	一八〇	140	一八〇	九〇		140	八〇	11111	- 八〇	一七	041	<u>fi</u> 00	Ort	一八〇	三五〇	六〇	八〇	11:10	丙地	地	*

		車駐車場	役に同施り 及掲条設け がは第並が 自る七びり 動施号に	号 第 七 る 等 さ 条 第 六		第七条第四号	第七条第二号					物等件	第七条第一					る方を設に掲げ	条法 第三十 項第二		
	その他のもの		\$ 5 1	車 築 物		に掲げ	用に 材掲げる		r *	く。) もの を 除	げる工事用 第二号に掲 第二条 第一条	パーキング	ħ	疾 B	標識	のを除く。)	チ板 であるし アー	その他のも	るもの 祭礼、縁日 祭	その他のもの	上空又は地下
階数が一のもの		************************************				る仮設建築物及び同条第五号	工事用施設及び同条第三号	その他のもの	車道を横断するもの	その他のもの	一時的に設けるもの祭礼、縁日等に際し、	・メーター	その他のもの	一時的に設けるもの祭礼、縁日等に際し、		その他のもの	一時的に設けるもの	O	日等に際し、一時的に設け	0)	←に設ける通路
つま/ き/ 一年 ト ・ に	ちく トトレニ トレニ ア					,	bx −トレニ 占用面積一平		一様につきし	つき一月 方メートルに	つき一日 おメートルに 平	年本につきー	月本につき一	日本につき一	年本につき一	カメートルに 表示面積一平	カメートルに 表示面積一平	つき一月 方メートルに ア	カメートルに お用面積一平		
得 ー を 乗 し て	得た額 と で 乗 じ て	得た額 こへ で乗じて	Aに○・○ 一八を乗じ	て得た額 と の で の で の の の の の の の の の の の の の の の	得た額 して の・○	六〇	1100	1, 000	11, 000	100		11110	1100	110	〇屆周	1, 000	1100	1100	110	五四〇	1, 000
て一A 得四に 統乗・ じ○	て得た額 で得た額 で	て	二A 二五に○ ・額 じ	得た額 に○・○ で乗じて	A 一四を乗じ ・○	110	100	五〇〇	1, 000	100	10	六〇	100	10	一九〇	1, 000	100	100	10	0[11] 1	五 〇 〇
て イ イ に の れ で 乗 じ	て 得 た 領 じ ・ ○	て得た額 三六を乗じ	て得た額 (こ二を乗じ (こ二を乗じ)	て 二 五 に の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の の ・ の の ・ の の の の の の の の の の の の の	て得た額 で 得た額 じ へ	110	五〇	- <u>五</u> 〇	五〇〇	<u>н</u> . О	Ŧi.	五〇	五〇	五	国()	五 〇 〇	五〇	五〇	Ŧi.	- 八〇	五〇

その他のもの

三 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

丙地 町及び村の区域をいう。

の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。

甲地 都の特別区の存する区域並びに川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、尼崎市、

神

戸市、広島市、北九州市及び福岡市の区域をいう。

市の区域で甲地以外のものをいう。

所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件

金額の単位は、円とする。

る占用料の額は線類以外のものについて適用するものとする。

Aは、近傍類似の土地の時価を表わすものとする。

一年」の項に定める占用料の額は線類について、「占用面積一平方メートルにつき一年」の項に定め

「法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物」の「その他のもの」の項中「長さ一メートルにつき

設のの(専く車はネ上 け路に高用は国高ル空、 る面限架道動若自上ト のにごも路車し動又ン

階数か四以上のもの 階数か三のもの 階数か二のもの

得二Aに 行を乗じて で て 得 た 額 し て得た額 一八を乗じ Aに○・○四を乗じて得た額 得二A た額 で で て つ て二A に 五 た 額 た 額 じ ○ て得た額 と新じ て得た額 に回いの

附 則 抄

て計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が一月未満であるとき、 間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月とし

又

はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。

るときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。

占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が一年未満であるとき、又はその期

満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があ

表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未

(施行期日

この政令、 (経過規定) 公布の日から施行する。

1

2 なお従前の例による。 当該占用料に係る手数料及び延滞金については、 日までに徴収すべきものの額及び徴収方法並びに 高速道路に係る占用料でこの政令の施行の日の前 速道路若しくは阪神高速道路公団の管理する阪神 高速自動車国道若しくは日本道路公団の管理する 一般国道等、首都高速道路公団の管理する首都高 指定区間内の国道又は日本道路公団の管理する

〔説明〕

ものとすること。 五 その他道路法施行令の規定を整備する

すること。

(1) 都市計画法施行令 〔抄〕

大政 令 第百五十八号、昭和四十四年六月十三日人

(施行期日) 附 則 (抄)

(道路法施行令の一部改正)

る都市計画において定められた施行区域」に改め市計画として決定された土地の区域」を「に関す第一条第一項第七号中「を施行すべきことが都百七十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第四号中「建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六十条第一項」を「和四十三年法律第百号)第八条第一項第五号」に改め、同条第五号中「を施行すべき土地の区域」を「に関する都市計画において定められた区域」に改め、同条第五号中「を施行すべき土地の日人」を「である。

ものとすること。

れ」を「において定められ」に改める。 第十九条の二第二項第四号中「として決定さ

〔説明〕

整備することとした。 都市計画法の施行に伴い、関係規定を

(28) 都市再開発法施行令〔抄〕

文 令 第二百三十二号
昭和四十四年八月二十六日

(29)

利率等の表示の年利建て移行に関する政

附則[抄]

(施行期日)

第一条第一項ただし書及び第七号を削る。十九号)の一部を次のように改正する。十九号)の一部を次のように改正する。明社施行令の一部改正)第一条 この政令は、公布の日から施行する。第一条 この政令は、公布の日から施行する。

第七条第四号を次のように改める。 第七条第五号中「公共施設の整備に関連する市 第百号)第八条第一項第五号の防火地域をい 建築物を除去して、当該既存建築物の敷地 域にわたって存する場合において、当該既存 築物をいう。以下同じ。)を建築する場合 百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建 建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第1 防火地域内にこれに代わる建築物として耐火 う。以下同じ。)内に存する建築物 必要となる仮設店舗その他の仮設建築物 建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて 建築するときを含む。) において、当該耐火 に、これに代わる建築物として耐火建築物を (その近接地を含む。) 又は当該防火地域内 (既存建築物が防火地域と防火地域でない地 防火地域(都市計画法(昭和四十三年法律 「既存建築物」という。)を除去して、当該

号)による市街地再開発事業」に改める。を「都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八街地の改造に関する法律による市街地改造事業」街地の改造に関する法律による市街地改造事業」

(説明)

の整備をすることとした。 都市再開発法の施行に伴い、関係規定

(道路法施行令等の一部改正)

日三銭」を「に年十・七五パーセント」に改め第二十条 次に掲げる政令の規定中「百円につき一

る。

九号)第三十七条第二項 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十 (後略)

則

(施行期日

第一条 この政令は、 公布の日から施行する。

〔説明〕

利建てパーセント表示に改めたものであ 各種法律における利率等の表示を、 年

(30)行令の一部を改正する政令〔抄〕 道路整備緊急措置法施行令及び道路法施

政 ·昭和四十五年四月二十日 第七十九号

第二条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七 (道路法施行令の一部改正 -九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条を次のように改める。 幅員が五・五メートル以上のもの又はこれに代 道がその十分の一を負担する。 除く。)に要する費用は、国がその十分の九を 改築(第三十四条の二第四号に該当するものを わるべきものとして設ける道路について行なう するものを除く。)がされている道路で車道の 第三十一条に次のただし書を加える。 ただし、舗装(第三十四条の二第三号に該当

第三十三条 削除

限の代行)」を附する。 第三十四条に見出しとして「(道路管理者の権

1 用し、昭和四十四年度以前の年度の予算に係る一 昭和四十五年度分の予算に係る国の負担金から適 府県の負担割合は、なお従前の例による。 越されたものに要する費用についての国及び都道 金に係る経費の金額が昭和四十五年度以降に繰り 般国道の改築でその工事又はその工事に係る負担 行令第二条及び道路法施行令第三十一条の規定は この政令による改正後の道路整備緊急措置法施 この政令は、公布の日から施行する。

〔説明〕

担するものとする。 その十分の九を、道がその十分の一を負 れに代わるべきものとして設ける道路に 幅員が五・五メートル以上のもの又はこ ついて行なう改築に要する費用は、 のうち、舗装がされている道路で車道の 道の区域内の国道の管理に関する費用 国が

(31)河川法施行令の一部を改正する政令

抄

政 昭和四十五年六月一 第百六十一号

日

第三条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七 を除く。)に掲げるものは」に改め、 号に掲げるものは、」を「次の各号(第二十五号 代って行なう権限を含む。)」を削り、 第二十七条の規定により建設大臣が道路管理者に 十九号)の一部を次のように改正する。 (道路法施行令の一部改正 第三十九条中「道路管理者である」及び「(法 「北海道開 「次の各

加える。

二十五

に掲げる事項に係る報告を受けること。

法第七十六条の規定による同条第五号

を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を とし、第二十六号を第二十七号とし、第二十五号 方建設局長に」を加え、第二十七号を第二十八号

発局長」の下に「、第二十五号に掲げるものは地

〔説明〕

この政令は、

公布の日から施行する。

則

等の整理に伴い、 大臣の権限を拡大したものである。 道開発局長に委任することのできる建設 行政改革計画閣議決定に基づく許認可 地方建設局長及び北海

(32)地方道路公社法施行令〔抄〕

政 ·昭和四十五年六月二十九日 第二百二号

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 (道路法施行令の一部改正)

第六条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七 五年法律第八十二号)第二十九条」に改める。 号)第四十条若しくは地方道路公社法(昭和四十 阪神高速道路公団法 十九号)の一部を次のように改正する。 (昭和三十七年法律第四十三号)第四十条」を「、 第二十一条中「若しくは阪神高速道路公団法 (昭和三十七年法律第四十三

〔説明

こととした。 道府県負担額について、規定を整備する道の新設又は改築に要する費用のうち都

33 本州四国連絡橋公団法施行令〔抄〕

大政 令 第二百九号、 (昭和四十五年六月三十日)

附則 (抄)

(施行期日)

一説明

鉄道施設を加えることとした。 鉄道施設を加えることとした。 鉄道施設を加えることとした。 鉄道施設を加えることとに、別に占用料 ができる占用物件に、本州四国連絡橋 必要があると認めるときに、別に占用料 必要があると認めるときに、別に占用料 ができる占用物件に、本州四国連絡橋 ができる占用物件に、本州四国連絡橋

(34) 道路構造令〔抄〕

→政 令 第三百二十号→
→ 「昭和四十五年十月二十九日」

(施行期日) 附 則 [抄]

1

第十条第一項第一号中「歩道」の下に「((自号)の一部を次のように改正する。 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九(道路法施行令の一部改正)

第十条第一項第一号中「歩道」の下に「((自転車歩行車道を含む。)以下この章において同じ。)」を加え、同項第二以下この章において同じ。)」を加え、同項第二以下この章において同じ。)」を加え、同項第二時十一条中「歩道を有する道路」に、「歩道と車道との区別のある道路」を「歩道を有する道路」に、「歩道と車道との区別のある道路」を「歩道を有する道路」に、「歩道と車道との区別のある道路」を「歩道を有する道路」に、「歩道と車道との区別のある。

条第二項及び第三項」に改める。
「第二十四条第二項及び第三項」を「第二十三を「道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十三年政令第二百四十四号)第三十七条第一項」に改め、同条第三百二十十三年政令第二百四十四号)第三十七条第一項」

(説明)

定を整備したものである。 関係規道路構造令の全面改正に伴い、関係規

33 建築基準法施行令の一部を改正する政令

抄

附則〔抄〕

(施行期日)

ら施行する。(昭和四十六年一月一日)かいう。)の施行の日(昭和四十六年一月一日)か(昭和四十五年法律第百九号。以下「改正法」と1.この政令は、建築基準法の一部を改正する法律1.この政令は、建築基準法の

(道路法施行令の一部改正)

りの一部を次のように改正する。 ち 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九

八条第一項第三号」に改める。第七条第七号中「第八条第一項第四号」を「第

この政令の施行の際限に改正前の都市計画法第に、この政令の施行の日から起算して三年を経過する日の政令の施行の日から起算して三年を経過する日の政令の施行の日から起算して三年を経過する日はげる政令の規定は、なおその効力を有する。

Ĩ

〔説明〕

行により関係規定を整備することとした。建築基準法の一部を改正する法律の施

36 道路法施行令の一部を改正する政令

| 政 令 第 二 十 号 | R和四十六年二月二十六日 |

第十四条第二項に次の一号を加える。の一部を次のように改正する。 の一部を次のように改正する。

3

明示したものであること。 電線又は水管、下水道若しくはガス管についるかのを除き、建設省令で定めるものを除き、建設省令で定めるところにより、当該占用物件の名称、管理者、埋設の年その他の保安上必要な事項を 間示したものであること。

上えるこ 5月こ見上らこすで、第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二 占用に関する工事で、電線又は水管、下水道管若しくはガス管が埋設されていると認められる場所又はその附近を掘さくするものの実施方法は、前条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。ただし、保安ところによらなければならない。ただし、保安ところによらなければならない。ただし、保安と立たは、前条の規定により出する工事で、電線又は水管、第十五条の二 占用に関する工事で、電線又は水管、

こ ガス管の附近において、火気を使用しないこ 立合いその他の保安上必要な措置を講ずること。 立合いその他の保安上必要な措置を講ずること。 当該占用物件の移設又は防護、工事の見回り又は

ハ。 は、建設省令で定める基準によらなければならなは、建設省令で定める基準によらなければならなは、建設省令で定める基準によらなければならない。 前項第二号の保安上必要な措置のうち、掘さく

市、」を加える。別表の備考第二号イ中「並びに」の下に「札幌

附則

規定する占用物件で、この政令の施行の際限に地2 改正後の道路法施行令第十四条第二項第三号に1 この政令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

の額については、なお従前の例による。 は、当該占用物件がその管理者の行なう占用に関 は、当該占用物件がその管理者の行なう占用に関 は、当該占用物件がその管理者の行なう占用に関 は、当該占用物件がその管理者の行なう占用に関

(説明)

関し保安上必要な事項を定める。くする占用に関する工事の実施方法等にガス管等が埋設されている道路を掘さ

する政令〔抄〕置法施行令及び道路法施行令の一部を改正で通安全施設等整備事業に関する緊急措

(37)

·政 令 第 九 十 号、昭和四十六年三月三十一日,

(道路法施行令の一部改正)

(国重)を建て見てらせ目)と第三十一条を次のように改める。

(国道の管理に関する費用の負担) (国道の管理に関する費用の負担) (国道の管理に関する費用の負担) 第三十一条。道の区域内の国道の管理に関する費 業」という。)のうち同項第二号ロに掲げる事業に要する費用を除く。)についての国の負担 業に要する費用を除く。)についての国の負担 書に要する費用を除く。)についての国の負担 があった。)についての国の負担 でにかからわず、次の表に掲げる費用の区分に にじ、同表の負担割合の欄に掲げる費用の区分に でにかからわず、次の表に掲げる費用の負担)

(≡)	⇔	()	
は、 は持、 修繕その他の管理に要する費用(↑及び口に掲げる費用を除 く。)	イ 舗装 (第三十四条の二の三第三号に該当するものを除く。)がされている道路で車流の瞬間が乱・五メートル以上のもの又はこれに代わるべきものとして設ける道路でカルンで行う立場を発展する道路で加速の上げ、下海電車等が1、上級・10、上級・1	新設又は改案に用する費用(二に掲げる費用を除く。)	費用の区分
十分の八	十 分 の 九	十分の九・五	負担割合

る」に改め、同項に次の表を加える。 負担割合により、国が、その全部又は一部を負担す 「次の表に掲げる費用の区分に応じ、同表に掲げる を除く。)については」に、「国の負担とする」を 除く。)は」を「(共同溝の管理に関する費用 第三十二条第一項中「(共同溝の管理に関する費用

1		(\rightarrow)	
く。) 経繕その他の管理に要する費用(↑及び⇔に掲げる費用を除継持、修繕その他の管理に要する費用(↑及び⇔に掲げる費用を除	除雪事業又は交通安全施設等整備事業に要する費用	新設又は改案に要する費用 (戸に掲げる費用を除く。)	費用の区分
十分の八	十分の九	十分の十	負担割合

(道路管理者の権限の代行)第三十三条を次のように改める。

2 国は、昭和四十六年度以降五箇年間において、道路管理者が道道又は道の区域内の市町村道について実施する延過安全施設等整備事業に関する緊急措置法第一条第三項第二号イに掲げる事業に要する費用については、法第五十六条の規定にかかわらず、子ののでは、法第五十六条の規定にかかわらず、子の範囲内において、その二分の一(道路管理者が交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令(昭和四十一年政令第百三号)第四条に規定する通学路に該当する市町村道については、その実施する事業に要する費用については、その主法を対して補助する。

lする。 第四章中第三十四条の二を第三十四条の二の三

び地方道路公社法第二十九条」に、「行う」を及び法第六十二条後段」を「法第六十二条まで及え、「基く」を「基づく」に、「法第六十一条まで理に関する費用」の下に「の全部又は一部」を加理に関する費用」の下に「の全部又は一部」を加

(道等の負担額) 「行なう」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三十四条の二 法第八十八条第三項の規定により道又は市町村が国庫に納付する負担金の額は、第三十二条第一項の表に掲げる費用の区分に応第三十二条第一項の表に掲げる費用の区分に応第三十二条第一項の表に掲げる費用の額(法第五十八条から法第六十に要する費用の額(法第五十八条から法第六十に要する費用の額(法第五十八条から法第六十に要する費用の額(法第五十八条から法第六十に表まで又は地方道路公社法第二十九条の規定による負担金(以下本条において「負担基本額」という。)に、道又は市町村の負担割合(一から同表の負担割合の欄に掲げる割合を減じた割合とする。)を乗じた額(次条において「道等合とする。)を乗じた額(次条において「道等の負担額」という。)とする。

(負担基本額等の通知)

第三十四条の二の二 建設大臣は、法第八十八条第二十四条の二の二 建設大臣は、法第八十八条では、道又は当該市町村道の存する市町村に対して、負担基本額及び道等の負担額を通知しなければならない。負担基本額及び道等の負担額をの負担額を変更した場合も、同様とする。

則 (抄)

(施行期日)

(経過措置)

項において「開発道路」という。)に係る管理の令第三十四条第一項に規定する開発道路(以下本2 道の区域内の一般国道又は改正後の道路法施行

にかかわらず、国の負担とする。後の同令第三十一条又は第三十二条第一項の規定うち次の各号に掲げるものに要する費用は、改正

- は、 開発道路の新設又は改築(積雪寒冷特別地 開発道路の新設又は改築(積雪寒冷特別地 は、 における道路交通の確保に関する特別措置 域における道路交通の確保に関する特別措置 がて実施される防雪若しくは凍雪害の防止 (流雪溝の整備を含む。)に係る事業又は交 (流雪溝の整備を含む。)に係る事業又は交 (流雪溝の整備を含む。)に係る事業又は交 (流雪溝の整備を含む。)に係る事業又は交 (流雪溝の整備を含む。)に係る事業又は交 (流雪溝の整備を含む。)に係る事業又は交 (流雪溝の整備を含む。)に係る事業又は交 (流雪溝の整備を含む。)に係る事業とは交 (流雪溝の整備を含む。)に解る事業として行なわれるものを除く。)
- 二 次に掲げる災害復旧事業
- 復旧事業 復旧事業
- 復旧事業で昭和四十六年度に施行されるものロ 昭和四十六年中に発生した災害に係る災害

(説明)

整備を図ったものである。 特例を定めたことに伴い、必要な規定のいて、国と地方公共団体との負担割合のいて、国と地方公共団体との負担割合のいて、国と地方公共団体との負担割合のと域内の道路管理者が行う変

(3) 道路法施行令の一部を改正する政令

担

內 令 第二百五十二号、
內昭和四十六年七月二十二日、

(道路法施行令の一部改正) プローク 第二百五十1

四十八条」に改め、同号を同項第十一号の三とし、二中「第四十八条第一項若しくは第二項」を「第一条の五中「法第五章」を「第二十二条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条第十一号のを「第二十二条第一項」に改め、同条第十一号のといい。第一条の五中「法第五章」を「第五章」に、「、及び法第七章」を「第五章」に、「、及び法第七章」を「第五章」に、「、

第四条第一項第十二号中」第四十六条第一項」十一の二 法第四十三条の二の規定により必要同項第十一号の次に次の一号を加える。

の下に「又は第四十七条第三項」を加え、同号の

る。

次に次の一号を加える。

により許可証を交付すること。 の規定により協議し、及び同条第五項の規定の規定により許可をし、同条第二項後段の規定により許可をし、同条第二項後段により許可証をがある。

その命じた者若しくは委任した者に行なわせるこその命じた者若しくは委任した者に行ない、若しくは第三項」を「若しくは第二項」に、「又は措置を命ずること。を「若しくは第二項」に、「又は措置を命ずること。を含む。以下この号において同じ。)の規定により必要な措置をみずから行ない、若しくはその命じた者若しくは書置を命じ、又は同条第四項前段(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により必要な措置を命じ、又は同条第四項前段の規定により必要な措置を命じ、又は同条第四項前段の規定により必要な措置を命じ、又は同条第四項前段の規定により必要な措置をみずから行ない、若しくは季任した者に行なわせることの命じた者若しくは委任した者に行なわせることの命じた者若しくは委任した者に行なわせることの命じた者若しくは委任した者に行なわせることの命じた者若しくは委任した者に行なわせることの命じた者若しくは委任した者に行なわせることの命じた者若しくは委任した者に行なわせることの命じた者に対している。

これ一項若しくは第二項の規定に係るものを 意見をきき、または通知し、及び同条第二項 意見をきき、または通知し、及び同条第二項 だし、法第四十六条第三項又は第四十八条の だし、法第四十六条第三項可規定により は、大師四十六条第三項の規定により によりは、大師一項の規定により によりは、大師一項の規定により によりにできない」に改め、同項に次の四号を加える。

二十四 車両制限令第十二条の規定により認定り他の道路を指定すること。 二十三 車両制限令第十一条第一項の規定によ

の二中「法第六十二条」を「第六十二条」に改め第二十一条、第三十四条第一項及び第三十四条すること。

第三十四条の三を第二号とし、第六号を削号を削り、第二号を第四号とし、第一号の三を第号を削り、第二号を第四号とし、第一号の三を第三十四条の三中「第二条第二項第七号」を

条第四項」に改める。

する政令で定める道路の交差部分及びその附近(都道府県公安委員会の意見をきかなければならない改築) 法第九十五条の二第一項に規定らない改築)

め、同条第三号中「工事」の下に「又は道路の維る」を「法及び法に基づく政令に規定する」に改第三十九条各号列記以外の部分中「法に規定す

は歩道の幅員の変更及び交通島又は中央帯の設の道路の部分の改築は、突角の切取り、車道又

第三十九条第十五号中「第四十八条第一項若し規定に係るものを をすることを命ずること。 とった を含む。)、第四十七条の三、第四十八条の六及び同条第二項 (法第九十一条第二項において準用する場合一項の規定により 十四 法第四十三条の二、第四十四条第四項の規定により 特」を加え、同条第十四号を次のように改める。

和三十六年政令第二百 くは第二項又は第四十八条の五第二項」を「第四十八条の五第二項」を「第四十六条第一項又は第四十一条第一項の規定により車両の 十八条、第四十八条の五第二項又は第四十八条の租第十六年政令第二百 くは第二項又は第四十八条の五第二項」を「第四和三十六年政令第二百 くは第二項又は第四十八条の五第二項」を「第四和三十六年政令第二百 くは第二項又は第四十八条の五第二項」を「第四和三十六年政令第二百 くは第二項又は第四十八条の五第二項

第三十九条第十七号中「法第六十二条後段」を「行なわせる」に改め、同条に次の四号を加えを『有条第四項前段(法第九十一条第二項において『同条第四項前段(法第九十一条第二項においてをみずから行ない、若しくはその命じた者若しくをみずから行ない、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行なわせ、又は同条第二項においては委任した者に行なわせ、又は同条第二項においてに済を「行なわせる」に改め、同条第二十二条後段」を第二十九条第十七号中「法第六十二条後段」を第二十九条第十七号中「法第六十二条後段」を

院く。 一中土 法第九十五条の二第一項の規定により協議し、または通知すること。た 規定により協議し、または通知すること。た 規定により協議し、または通知すること。た 規定により協議し、または通知で係る がし、法第九十五条の二第一項の規定により により

及び同令第十条の規定により通行方法を定め両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定め、三十 車両制限令第七条第二項の規定により車

ること。

三十二 車両制限令第十二条の規定により認定り他の道路を指定すること。 三十一 車両制限令第十一条第一項の規定によ

附則(抄)

すること。

(施行期日等)

(後各) 「日)から施行する。和四十六年十二月一日)から施行する。(昭和四十六年法律第四十六号)の施行の日(昭(昭和四十六年法律第四十六号)の施行の日(昭)の政令は、道路法等の一部を改正する法律

1

(説明)

道路法の改正に伴い、指定区間外の国道路法の改正に伴い、指定区間外の国地取又は、協議等の権限を行なうものと代わって、都道府県公安委員会との意見代わって、都道府県公安委員会との意見がある。

- のとする。 路法の改正に伴う所要の整理を行なうも 一 道路の附属物に関する規定について道
- 変更等とするものとする。 う改築は、突角の切取り、車道の幅員の三 都道府県公安委員会の意見聴取を行な

ものとする。 大臣の権限を地方建設局長等に委任する者に対する維持施行命令等に関する建設

③3 道路法施行令の一部を改正する政令

に改める。

「昭和四十七年度以降三箇年間」降五箇年年間」を「昭和四十七年度以降三箇年年間」を「昭和四十二年度以号)の一部を次のように改正する。

附則

この政令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(説明)

まで延長する。 以内)を適用する期間を昭和四十九年度 ての国庫補助率の特例(補助率四分の三 道道及び道の区域内の市町村道につい

44 道路法施行令の一部を改正する政令

人政 令 第百四十五号昭和四十七年五月一日

第三十一条の表を次のように改める。号)の一部を次のように改正する。道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九

(二)		()	
る維 費持	מ	1	
用、	「(機五二関積 除流械箇号す雪 雪雪の年)る寒	を新 除設 く	費
を除く。)	事溝整計第特冷 業の備画四別特 等整をに条措別	(く。)	用
他の管理に要する費用	上備を 会基第一法(に を 会立)いてに に いてに に いてに に に る と いてに に る と いてに に る と いてに に る と り い て と り い り に り い り い り に り い り に り い り い り に り り り に り に	改築に要する費用	Ø
に要する			区
	の電子の事が記される道路交流でする道路でれる道路交流でれる道路交流を表記される道路を表記される道路を表記される道路を表記される道路を表記される道路を通りため、	(口に掲	分
(一)に掲げ	業害雪交律の 第一 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二	げる費用	
-	下止雪保十に		
十分の八		十分の九	負担割合

う。)」を「開発道路」に改める。 る道路(以下 本条 に おい て「開発道路」といより国が管理に関する費用の全部又は一部を負担すより国が管理に関する費用の全部又は一部を負担す

附即

1 この政令は、公布の日から施行する。 2 改正後の第三十一条及び第三十二条の規定は、昭和四十七年度の予算に係る国の負担金から適用し、昭和四十七年度以前の年度の予算に係る道の区域内の一般国道又は開発道路の新設又は改築でその工事又はその工事に係る負担金に係る経費の金額が昭和四十七年度以降に繰り越されたものに要する費用についての国及び地方公共団体の負担を対している。

〔説明〕

の九・五とする。

の九・五とする。

の九とし、開発道路の新設又は改築に要
する費用についての国の負担割合は十分

(4) 道路法施行令の一部を改正する政令

油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第百五第九条中「若しくは電線」を「、電線若しくは石号)の一部を次のように改正する。「 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九

- \$^ - ことぎによっ「聖哉」の書かしのでよって(道管) に改める。 号)による石油パイプライン事業の用に供する石油

ら第十二条まで」を「及び次条」に改める。路を横断して埋設する場合を除く。)」を加え、「か第十一条第五号中「埋設する場合」の下に「(道

に改め、同条第四号中「各号」の下に「(石油管に第十二条の三中「第十二条」を「第十二条の二十年設する場合」の下に「(道路を横断して埋設する場合を除く。)」を加える。 「第二項本文及び第三項」に改め、同条第二号 「第十二条中「第十条第三項」を「第十条第一項第

四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。ス管」の下に「又は石油管」を加え、同号を同条第号中「又は水管」を「若しくは水管」に改め、「ガ等十二条の三第四号を同条第五号とし、同条第三線との間に保安上必要な距離を保たせること。線との間に保安上必要な距離を保たせること。

として次のように加える。

ついては、第三号を除く。)」を加え、同号に後段

(石油管の占用の場所)

一 石油管を埋設する場合(道路を横断して埋設

を保たせること。
夢管と道路の境界線との間に保安上必要な距離
夢でと道路の境界線との間に保安上必要な距離
のの荷重の影響の少ない場所に埋設し、かつ、する場合を除く。)においては、原則として車

と。 ては、その深さは、次に掲げるところによるここ 石油管を道路の路面下に埋設する場合におい

市街地以外の地域においては、導管の頂部を防護する場合にあつては導管の頂部と路面との距離は一・八メートル以下としないこと。何部と路面との距離は一・八メートル以下と、頂部と路面との距離は一・八メートル以下と、頂部と路面との距離は一・五メートル以下と、の距離は一・五メートル以下と、の距離は一・五メートル以下と、の距離は一・五メートル以下と、対策構造物により導管

「由管を也上こ女ける場合こさいては、そうては○・六メートル)以下としないこと。 ては○・九メートル、市街地以外の地域におい 導管を防護する場合にあつては、市街地におい 導管を防護する場合にあつては、市街地におい ルニメートル(防護工又は防護構造物により 高においては、導管の頂部と地面との距離は、 一・二メートル)以下としないこと。 離は、一・五メートル以下としないこと。

ては、当該防護構造物の頂部)と路面との距(防護構造物より導管を防護する場合にあつ

五一石油管を地上に設ける場合においては、その五一石油管を地上に設ける場合においては、そのること。

流 石油管を橋に取り付ける場合においては、けた 石油管の占用の場所又は構造についての基準のを加え、同条の次に次の一条を加える。(石油管の占用の場所又は構造についての基準のは水管」に改め、「ガス管」の下に「又は石油管」は水管」に改め、「ガス管」の下に「又は石油管」を加え、同条の次に次の一条を加える。

に規定する石油管に関しては石油パイプライン事を適用するについて必要な技術的細目は、第九条する石油管の占用の場所又は構造についての基準二条の二から第十二条の四まで並びに前条に規定第十四条の二 第十条第二項本文及び第三項、第十

第十五条の二中「又は水管」を「若しくは水管」に成め、「ガス管」の下に「又は石油管」を加える。に改め、「ガス管」の下に「又は石油管」を加える。に成め、「ガス管」の下に「又は石油管」を加える。

PI 貝

3 この政令の施行の際現に地下に埋設されているの二の規定にかかわらず、なお従前の例による。正後の第十二条の二、第十二条の四及び第十四条用の場所及び構造については、この政令による改2 この政令の施行の際現に存する石油管に係る占2

について適用する。 この政令の施行の際現に地下に埋設されている 正常に関しては、この政令による改正後の第十四条第二項第三号の規定は、当該石油管がその管理者の行なう占用に関する工事により露出することとなつた場合に当該露出することとなった場合に当該露出することとなった場合に当該露出することとなった場合に対している

ては、なお従前の例による。政令の施行前の占用の期間に係るものの額につい政令の施行前の占用の期間に係る占用料で、この

〔説明〕

用の期間 イプライン事業の用に供する石油管の占 一 石油パイプライン事業法による石油パ

用の期間は十年以内とする。イプライン事業の用に供する石油管の占石油パイプライン事業法による石油パ

石油管の占用の場所

- むを得ないと認められる場合において 地形の状況その他特別の理由によりや 石油管は、地下に埋設することとし 地上(トンネルの中を除く。)に 叉は橋に取り付けることができ
- (2)界線との間に保安上必要な距離を保た 場所に埋設し、かつ、導管と道路の境 原則として車両の荷重の影響の少ない 石油管を埋設する場合においては、
- (3)頂部)と路面との距離は一・五メート り防護する場合にあつては防護構造物 ル以下としない。 護する場合にあつては、 ては導管の頂部 トル以下と、市街地以外の地域におい 管と頂部と路面との距離は一・八メー ル以下と、その他の場合にあつては導 の頂部と路面との距離は一・五メート 石油管を道路の路面下に埋設する場 市街地においては防護構造物によ (防護構造物により防 防護構造物の
- (4)物により導管を防護する場合にあつて る場合、導管の頂部と地面との距離は ・ニメートル 石油管を道路の路面下以外に埋設す (防護工又は防護構造

- 市街地以外の地域においては○・六メ は、 ートル)以下としない。
- (5)下部と路面との距離は、 石油管を地上に設ける場合、その最 五メートル以
- Ξ 占用の場所 (6)高架の道路の路面下に設ける石油管の ては、けたの両側又は床版の下とする。
- (1)路に取り付けることができる。 認められる場合においては、 下に埋設することとし、 の他特別の理由によりやむを得ないと 石油管は、 高架の道路の路面下の地 地形の状況そ 高架の道
- (2)管と道路の境界線との間に保安上必要 路を横断して埋設するときを除き、 下とすること。この場合において、道 合においては、けたの両側又は床版の 石油管を高架の道路に取り付ける場 導
- 74 細目は、 0 イプライン事業法第十五条第三項第二号 基準を適用するについて必要な技術的 基準の適用に関する技術的細目

市街地においては〇・九メートル、

- 上とすること。
- 石油管を橋に取り付ける場合におい
- な距離を保たせる。
- 石油管の占用の場所又は構造について 石油管の占用の場所又は構造について の石油管に関しては石油パ

によること。 油管に関しては建設省令で定めるところ る。)の例によるものとし、その他の石 の設置の場所又は構造に係るものに限 の規定に基づく主務省令の規定 (石油管

五. 石油管の占用料

取扱いとすること。 る占用料については、 イプライン事業の用に供する石油管に係 石油パイプライン事業法による石油 公益物件と同様の

六 経過措置

第十二条の四及び第十四条の二の規定に この政令による改正後の第十二条の二、 かかわらず、 に係る占用の場所及び構造については、 この政令の施行の際現に存する石油管 なお従前の例による。

七 その他

その他所要の改正を行なうこと。

(42) 備臨時措置法施行令の一部を改正する政令 钞 道路法施行令及び奥地等産業開発道路整

政 昭和四十八年六月二十一日人 令 第百六十一号

第 十九号)の一部を次のように改正する 条 第三十四条の二の三第一項中「昭和四十七年度 (道路法施行令の一部改正) 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七

設けるもの

間」に改める。 以降三箇年間 を 「昭和四十八年度以降五箇年

この政令は、公布の日から施行する。

〔説明〕

な改築の場合等を除き、 関する国の補助金の率を、 降五箇年間とした。 する措置の適用期間を、 区域内の市町村道の改築に要する費用に る法律の施行に伴い、 道路整備緊急措置法等の一部改正をす 北海道道及び道の 四分の三以内と 昭和四八年度以 一定の小規模

(43)道路法施行令の一部を改正する政令 交通安全対策特別交付金に関する政令及

(施行期日)

則

政 昭和四十九年四月三十日 第百五十一号、

(道路法施行令の一部改正)

次に次の一号を加える。 -九号)の一部を次のように改正する。 Б. 第三十四条の三中第五号を第六号とし、 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七 道路に接する自転車駐車場で道路管理者の 第四号

この政令は、公布の日から施行する。

説明

1

た。

(44)

する政令 〔抄〕 置法施行令及び道路法施行令の一部を改正 交通安全施設等整備事業に関する緊急措

、昭和五十 政 令 年三月三十 第 六 + 号 H

第二条 道路法施行令 (昭和) 第三十四条の二の三第二項中「昭和四十六年度」 十九号)の一部を次のように改正する 「昭和五十一年度」に改める。 (道路法施行令の一部改正) 一十七年政令第四百七

車場で道路管理者の設けるものを追加し 道路の附属物に道路に接する自転車駐

> 1 る。

この政令は、昭和五十一年四月一日から施行す

(説明)

道道又は道の区域内の市町村道について 実施される交通安全施設等整備事業に要 する費用について補助するものとした。 昭和五 一年度以降五箇年間において、

(45)道路法施行令の一部を改正する政令

政 ·昭和五十二年九月二日 令 第二百五十九号

の一部を次のように改正する。 別表中備考以外の部分を次のように改める。 道路法施行令(昭和二七年政令第四百七十九号)

		- July 34.							1			1
		る 工 作 物 げ 神 二 明 に 相 げ に 月 に 月 に 月 に 月 に 月 に 月 に 月 に 月 に 月 に								占		
その他のもの	送電塔	広告塔	郵便差出箱	公衆電話所変圧塔その他これに類するもの及び	その他の柱類	除く。) な打(電柱又は電話柱であるものを	電話柱(電	電柱		用		
Ø				他これに類	類	又は電話は	柱であるも			物		
				ずるものな		であるもの	(電柱であるものを除く。)			件		別表
							•					第一
ルにつき一年	つ方メートルに 平 ルに平	カメートルに 表示面積一平	\$	手個につき 一		年一人	本こっきっ			拉立	占	(第十九条の二関係)
八一	八 一 〇	五、四〇〇	五五〇	1、閏00	00t 11	四五〇	四〇〇	1, 100	甲地	所	用	() ()
回回	四〇〇	11, 100	0[11] 1	五八〇	一、三五〇	一九〇	100	五五〇	乙地	在		
===	111110	1、三五〇	1 五〇	04E	六七五	0111	1 * 0	國川〇	丙地	地	料	

	物件に掲げる					る施設指げ	条第三十 一項第二		る焼影	五号に掲げ	法第三十二		法第三十二条第一	法第三十二条第			~~	る場合に	条第三十二 第三十二 第二十二		7		
パーキング・	ħ c s	۲. ۲.	標識	のを除く。)	チ板 (アー	その他のもの	るもの 祭礼、縁日等	その他のもの	上空又は地下		地下室ひ	a i		_			その他のも			条の規三 の及でする に規第する に対象を	もの、設本 の、設まな 法けるたす	法第三十五	
メーター	その他のもの	一時的に設けるもの祭礼、縁日等に際し、		その他のもの	一時的に設けるもの		等に際し、一時的に設け		-に設ける津有珠	階数が三以上のもの	階数が二のもの	階数が一のもの	項第四号に掲げる施設	項第三号に掲げる施設	外径が一メートル以上	りと一メートル未満のもの	満のもの 四メートル未	外径が○・ニメートル	外径が一メートル以上	り り り り り り り り り り り り り り り り り り り	満のもの 以上〇・四メートル未	未満のもの ・ニメートル	
年本につきー	月本につきー	日本につきっ	年本につき一	つき一年 表示面積一平	カメートルに カメートルに	カメートルに お用面積一平	つき一日 方メートルに に				方メートルに	_						ルにつき一年					カラスト カメートル 年ルに平
三国〇	五四〇	五四	1, 100	五、回〇〇	五四〇	五 四 〇	五四	1、国00	二、七〇〇	A €0 · O1	A 20 · 0 1	A∷0.01	1、国00	八 ()	00回,1	六八〇	11七〇	1回0	Л О	B 00	- 六0	八一	1、閏00
	- 1七0	二七	四六〇	00t 11	0411	1140	三七	五八〇	二、三五〇	一を乗じて得た額	六を乗じて得た額	を乗じて得た額	五八〇	00 <u>1</u>	五八〇	二九〇	1110	五八	副 00	1 100	<u>八</u>	凹〇	五八〇
九二	薑蓋	 [2]	九〇	一、三五〇	蓋	三五	 	아타	六七五	額	がた額	額	三七〇	1110	三七 〇 七 三	一八〇	七四	三七	0 1 11	1六0	六三	===	三七〇

で	Aに○・○四を乗じて得た額			その他のもの	Wes
たを〇額乗・	得た額 二を乗じて 二八 二八 二八 二八 二八		階数が四のもの	記しるもの	
けたたの	て得た額 て得た額 て得た額		階数が三のもの	$\overline{}$	動油所 車 修 理 所 に 発 が に れ に れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ
額乗0	て得た額 一四を乗じ 二を乗 得た額	Τ	階数が二のもの	早く車はネ 再は国道を 自動車 は動車	
得四に	得た額 で イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ	T ***	階数が一のもの		
得た額を乗り	得た額・〇 て個	カメートルに 一年 一年		その他のもの	
て二八〇 ・〇 を乗り	得た額 これを乗じて これ		階数が四以上のもの		車駐車場
て二A 行五で 行五で を乗り	て イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ		階数が三のもの		設及び自動 に は は は は り け る ら も き も と り に る た り に り た り に り た り た に り た り た り た り た
得二A た額乗○	て得た額 一四を乗じ二 A		階数が二のもの	建築物	号に掲げる 第七条第六
得四に	得た額 一A に○・○ て A		階数が一のもの		
£i.	1 图 0	つきノー月ルに	政建築物及び同条第五号	対に掲げる仮設建築物及び	に掲げる施設
1140	五四〇	方2 一、レニー	る工事用施設及び同条第三号	用に材料げ	第七条第二号 に掲げる工事
三五〇	1 00th 11	月	その他のもの		
400 100	五、四〇〇 二、	一基につき一	車道を横断するもの	アーチ	
七〇	五四〇	カメートルに 一月ルに	その他のもの	く。) を除	
	五四四	カメートルに カメートルに	一時的に設けるもの祭礼、縁日等に際し、	ばる工事に 第二号に 第二号に 第二号 第七条	

2 指定区間内の国道又は日本道路公団の管理する市、千葉市」を、「大阪市」の下に「、岡山市」を加え、
同表の備考第五号中「表わす」を「表す」に改める。

1 この政令は、昭和五十二年十月一日から施行する。

道行セ 93.2 43

高速自動車国道若しくは道路整備特別措置法(昭 高速自動車国道若しくは道路整備特別措置法(昭 高速自動車国道若しくは道路整備特別措置法(昭 高速自動車国道若しくは道路整備特別措置法(昭 高速自動車国道若しくは道路整備特別措置法(昭 高速自動車国道若しくは道路整備特別措置法(昭 高速自動車国道若しくは道路整備特別措置法(昭 高速自動車国道若しくは道路整備特別措置法(昭

〔説明〕

市、東大阪市及び岡山市を加えることと市、東大阪市及び岡山市を加えることと地の区分の甲地に、仙台市、千葉市、堺地の区分の甲地に、仙台市、千葉市、堺福を改定するとともに、占用物件の所在指定区間内の一般国道に係る占用料の

備臨時措置法施行令の一部を改正する政令(過)道路法施行令及び奥地等産業開発道路整

ば」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第十条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七第一条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七第一条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七第一条 道路法施行令の一部改正 「共同溝の管理に関する費用を除く。」の下に「同項において同じ。」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第を加え、同条第二項中「前項」を「第二十七年政令第四百七第一条 道路法施行令の一部改正)

三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

は 道路の交通を確保するため建設大臣が長期間 は 道路の交通を確保するため建設大臣が が指定したものの管理に関する費用についてのが指定したものの管理に関する費用についての が指定したものの管理に関する費用についての が指定したものの管理に関する費用についての を を を を を に の に に の に 。 に の に 。 に の に の に の に の に の に の に の

2

に改める。 「同項又は同条第二項の規定により国が負担する」 第三十三条中「同表の負担割合の欄に掲げる」を

第三十四条の二中「行なう」を「行う」に改める。第三十四条の二中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「行なわれう」を「紹えない」に改め、同項第二号中「行なわれら」を「紹和五十三年度」に改め、同項第一号中「こえを「昭和五十三年度」に改め、同項第一号中「こえを「昭和五十三年度」に改め、同項第一号中「行なわれる」を「行う」に改め、第三十四条の二中「行なう」を「行う」に改め、第三十四条の二中「行なう」を「行う」に改め、第三十四条の二中「行なう」を「行う」に改め、

, P (

2

地方公共団体の負担額は、なお従前の例による。繰り越されたものに要する費用についての国及び年度の予算に係る国及び地方公共団体の負担金から適用し、昭和五十二年度以前の年度の予算に係る開発道路の改築でその工事又はその工事に係る高開発道路の改築でその工事又はその工事に係る高開発道路の改築でその工事又はその工事に係る高いの政令は、公布の日から施行する。

(説明)

ている開発道路で建設大臣が指定したついて維持、修繕及び災害復旧を行つが長期間その区間の全部又は大部分に1 道路の交通を確保するため建設大臣

2

昭和五三年度以降五箇年間におけるととした。

47 道路法施行令の一部を改正する政令

表にの項中「十分の八」を「十分の七・五」に改める。第三十一条の表にの項及び第三十二条第一項の号)の一部を次のように改正する。

この政令は、公布の日から施行する。

2

の負担割合は、なお従前の例による。 改正後の第三十一条及び第三十二条第一項の規定は、昭和五十五年度の予算に係る道の区域内の一般国道又は開発道路の維持、修繕その他の内の一般国道又は開発道路の維持、修繕その他の各費の金額が昭和五十五年度の予算に係る道の区域とでいる。 ひこ後の第三十一条及び第三十二条第一項の規定は、昭和五十五年度の予算に係る道の区域と関係を対している。

(説明)

道の区域内の国道及び開発道路の維持

こととした。 の国の負担割合は一〇分の七・五とする 修繕その他の管理に要する費用について

(48)する政令〔抄〕 置法施行令及び道路法施行令の一部を改正 交通安全施設等整備事業に関する緊急措

政 ·昭和五十六年三月三十一日 令 第 六十三号

第二条 十九号)の一部を次のように改正する。 第三十一条の表を次のように改める。 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七

(道路法施行令の一部改正

(Ξ)		(-)	
維持、修繕その他の管理に要する費用	イ 舗装(第三十四条の二の三第 (単線の数が四未満の道路について行う (車線の数が四未満の道路について行う として設ける道路について行う として設ける道路について行う を開き寒冷特別地域における道 に取和三十一年法律第七十二号 (以下「除雪事業等」という。) (以下「除雪事業等」という。) 、	新設又は改築に要する費用	費用
に要する費用(口に掲げる費用を除く。)	(以下「除雪事業等」という。)に要する費用 (の変が四末満の道路について行う改築に関する特別地域における道路について行う改築に関する特別地域における道路で加る(監督の数が四末満の道路について行う改築に要する費用(口及びハに掲げる事業の数が四末満の道路について行う改築に要する費用(口及びハに掲げる費用を除く。) 大は舗装がされている道路に代わるべきものして設ける道路について行う改築に要する費用(口及びハに掲げる費用を除く。) 第四条第一項に規定する特別措置法[昭和三十一年法律第七十二号)第四条第一項に規定する特別措置法[昭和三十一年法律第七十二号)第四条第一項に規定する特別措置法[政権重察合特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法[政策を通過器に表づいて行う改築に要する費用(口及びハに掲げる事業の方を通路を通路を通路を通路を通路を通路を通路を通路を通路を通路を通路を通路を通路を	用(口に掲げる費用を除く。)	の区分
十分の七	十 分 の 八 五	十分の九	負担割合

第三十二条一 項の表を次のように改める

,		,
(=)	(→)	
用業に関する緊急措置法第業に関する緊急措置法第	新設又は改築に西	費
增置法第二条	要する費用	用
第三項第二項第二	(二及び年に	Ø
号イに掲げる	1掲げる費用を	区
でる事業に要する費金安全施設等整備事	で除く。)	分
+		負
分の	+	担
八	分の九	割
五	九	合

緊急措置法第二条第三項第二号ロに掲げる事業に要する費用・ 交通安全施設等整備事業のうち交通安全施設等整備事業に関する

十分の七

 (Ξ) 1 D

修繕その他の管理に要する費用(口及びイに掲げる費用を

第三十1

める。 の九」に、 一条第二項中「十分の九・五」 「十分の九」を「十分の八・五」に改 を 「十分

第三十四条の二の三第二項中「昭和五十

に改める。

度」を「昭和五十六年度」 則

(施行期日

 この政令は、 する。 昭和五十六年四月一日から施行

(経過措置

昭和五十六年度以降に繰り越された場合におい 又はその管理に係る負担金に係る経費の金額が 行令の規定にかかわらず、 地方公共団体の負担割合は、 ては、当該管理に要する費用についての国及び 般国道又は開発道路の管理について、その管理 昭和五十五年度の予算に係る道の区域内の一 なお従前の例による 改正後の道路法施

〔説明〕

他の管理に要する費用についての国の負 る費用について国の負担割合は一○分の 八・五とするとともに、 等整備事業として行う道路の改築に要す する費用及び道路管理者が交通安全施設 行う改築に要する費用、 わるべきものとして設ける道路について 定のもの又は舗装がされている道路に代 がされている道路について行う改築で一 道の区域内の一 般国道について、 維持、 除雪事業等に要 修繕その

て維持、

修繕及び災害復旧を行つている

長期間その区間の全部又は大部分につい

開発道路で建設大臣が指定したものの新

設又は改築に要する費用についての国の

一○分の八・五とすること

3

道路の交通を確保するため建設大臣が

2 として行う道路の改築に要する費用につ 担割合は一○分の七とすることとした。 他の管理に要する費用についての国の負 の設置に要する費用及び維持、修繕その 設等整備事業として行う道路の附属物等 するとともに、 び道路管理者が交通安全施設等整備事業 分の九とし、 する費用についての国の負担割合は一○ 担割合は一〇分の七とすることとした。 いての国の負担割合は一○分の八・五と 開発道路について、新設又は改築に要 除雪事業等に要する費用及 道路管理者が交通安全施

する費用について補助の特例を設けるこ 実施される交通安全施設等整備事業に要 道道又は道の区域内の市町村道について ととした 昭和五六年度以降五箇年間において、

とした。 負担割合は、

政 昭和五十七年三月三十日 第五十八号:

(道路法施行令の一部改正

第四条 道路法施行令 (昭和二十七年政令第四百七 第六項及び第七項を削る。 十九号)の一部を次のように改正する。 附則第四項及び第五項を次のように改め、 附則

除した金額に六分の一を乗じて得た金額を、 が負担し、又は補助する金額は、それぞれ、第 及びこの政令第三十二条第一項の規定により国 築に要する費用について、法第八十八条第一項 第一項各号列記以外の部分に規定する道路の改 道の区域内の指定市が行う第三十四条の二の三 る。)又は昭和五十七年度において道若しくは 表三の項ロに規定する管理にあつては修繕に限 十二条に規定する開発道路に係る同条第一項の 号ロに掲げる事業及び除雪事業等を除き、第三 整備事業に関する緊急措置法第二条第三項第二 交通安全施設等整備事業のうち交通安全施設等 負担金を課して行う道路の管理(共同溝の管理 において国が道若しくは道の区域内の指定市に 一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控 昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間 号に掲げる金額から控除した金額とする。 第

は補助に係る金額 担又は補助の割合により算定した国の負担又 は第三十四条の二の三第一項の規定による負 十一条、第三十二条第一項若しくは第二項又 当該管理又は改築に要する費用に係る通常 当該管理又は改築に要する費用に係る第三

の負担又は補助に係る金額 の国の負担又は補助の割合により算定した国

用の区分に応じ、同項又は同条第二項の規定に 三条及び第三十四条の二の規定の適用について 前項の規定が適用される場合における第三十 第三十三条中「前条第一項の表に掲げる費

(49)

海岸法施行令等の一

部を改正する政令

抄

る国の負担額を控除した額」とする。 額」とあるのは「から、附則第四項の規定によ 負担する割合を減じた割合とする。) を乗じた 第三十二条第一項又は第二項の規定により国が の二中「に、道又は市町村の負担割合(一から る負担基本額で除した割合」とし、第三十四条 定による国の負担額を第三十四条の二に規定す 理に要する費用の区分に応じ、附則第四項の規 より国が負担する割合」とあるのは「道路の管

 この政令は、 昭和五十七年四月一日から施行

〔説明〕

管理に要する費用に係る国の特例負担又 間において道の区域等で行われる道路の は補助の引下げについて定めることとし 昭和五七年度から昭和五九年度までの

道路構造令の一部を改正する政令〔抄〕

(50)

政 昭和五十七年九月二十五日 第二百五十六号

附 則 秒

(施行期日)

1 この政令は、昭和五十七年十月一日から施行す る。

(道路法施行令の一部改正

3

又は植樹帯」に改める。 号)の一部を次のように改正する。 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九 第三十八条の二中「又は中央帯」を「、 中央帯

> 46 道行セ 93.2

〔説明

に植樹帯を設けるものとすることとした 好な生活環境の確保を図るために、 道路交通環境の整備又は沿道における良 道路構造令の改正により、 関係規定を整備した。 専ら良好な 新た

(51) 備臨時措置法施行令の一部を改正する政令 道路法施行令及び奥地等産業開発道路整

抄

政 昭和五十八年三月三十一 令 第 六 十 五. 号 日

第一条 昭和五十九年度においては、」に改め、 年度までの間において」を「昭和五十八年度及び 度」を「昭和五十八年度」に改める。 十七年度において」を削る。 十九号)の一部を次のように改正する。 (道路法施行令の一部改正) 附則第四項中「昭和五十七年度から昭和五十九 第三十四条の二の三第一項中「昭和五十三年 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七 一昭和五

1 この政令は、 昭和五十八年四月一日から施行す

2 れる国の負担又は補助並びに昭和五十八年度及び き昭和六十年度以降の年度に支出すべきものとさ 度及び昭和五十九年度の国庫債務負担行為に基づ 国の負担又は補助を除く。) 並びに昭和五十八年 五十八年度以降の年度に支出すべきものとされた 年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和 年度の予算に係る国の負担又は補助 第四項の規定は、 第一条の規定による改正後の道路法施行令附則 昭和五十八年度及び昭和五十九 (昭和五十七

Handa attach

度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和五十 和五十八年度以降の年度に支出すべきものとされ 助で昭和六十年度以降の年度に繰り越されるもの される管理については、 八年度以降の年度に繰り越されたものにより実施 た国の負担又は補助及び昭和五十七年度以前の年 七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭 により実施される管理について適用し、 昭和五十九年度の歳出予算に係る国の負担又は補 なお従前の例による。 昭和五十

〔説明〕

1 定の小規模な改築等を除き、 道及び道の区域内の市町村道の改築に要 する費用に関する国の補助金の率は、一 昭和五八年度以降五箇年間における道 四分の三以

下げを行うこととした。

(52)道路法施行令の一部を改正する政令

号)の一部を次のように改正する。 別表中備考以外の部分を次のように改める。 道路法施行令 (昭和二十七年政令第四百七十九 第百九十六号

政

·昭和五十八年九月十三日

別表

(第十九条の二関係)

	占								物において、おいまでは、おいまでは、おいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		
	用物件		電柱	く。) 電話柱 (電柱であるものを除	ものを除く。) 街灯(電柱又は電話柱である	その他の柱類	の及び公衆電話所変圧塔その他これに類するも	郵便差出箱	広告塔	送電塔	その他のもの
占	革			一本につき	年		一個につき	£	年ル平表 につきして もした。 もした。	年ル平占 に方用 でメート ート	ートル 年ル につき
	所	甲地	1、国00	五 〇	OHIN	11, 400	一、九〇〇	七六〇	ti, 1100	1, 000	00
用	在	乙地	014	0米1	1140	1、八〇〇	八 〇 〇	0 1 11	三、六00	五二〇	<u> </u>
料	地	丙地	五五〇	1100	1七0	九〇〇	五 一 〇	1 100	一、八〇〇	图10	<u> </u>

内とすることとした。

2

て道又は道の区域内の指定市が行う一定 する費用について、 の小規模な改築等を除く道路の改築に要 昭和五八年度及び昭和五九年度にお 国の補助金の額の引

	に掲げる施設	法第三十二条	引 か 地 下下					法第三十二条第	法第三十二条第			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		に掲げる物件	条						
	その他のもの	に設けるもの 祭礼、縁日等に際-	その他のもの	上空又は地下	i -	地下室及び						0	その他のも		j	る条の規 の表に の表に の表に の表に の表で の表で の表で の表で の表で の表で の表で の表で	三十六名 ものに設ける を は は る は る と き の に き の に き の に き の に き の に う の に う に る ら る に る に る た る に る た る た る に る た る た る た	条に規定す 法第三十五			
ものに設ける		みに際し、一時的		-に設ける通路	もの 当以上の	階数が二のもの	階数が一のもの	項第四号に掲げる施設	項第三号に掲げる施設	ル以上のもの 外径が一メート	ル未満の	ートル以上一メートル以上一メ	のもの 四メートル以上〇・ トルよ満	のトル未満のも	ル以上のもの トーメート	の トルス トル以上ーメ 満のも	* の パ) トリ ル ・ルー 未○	がし	ハトル未満のもりを		
平方メート	月ルドカー ドカメート カート	日ル平占 にフォート できート		1	年,	ルドカー・平方につきー・	与用面責一							-	長さーメー					年ル平 に力 さート	用面
10	七110	七二	一、九〇〇	三、六〇〇	A:0.01	A:0.01	10.01	一、九〇〇	1, 000	1、九〇〇	-	九 五 〇	三八〇	一 九 〇	1, 000	<u>#i.</u>	= 0	7.44	100	一、九〇〇	
三六〇	三六〇	톳	八〇〇	1、八〇〇	一を乗じて得た額	六を乗じて得た額	を乗じて得た額	八〇〇	<u>о</u> <u>∓</u>	八00	[19 O O	六〇	Д О	<u>으</u> 포	二六〇	100		<u>#</u>	Л О О	_
一 八 〇	一 八 〇	八八	<u>Б</u> .	九〇〇	額	た額	額	<u>H.</u>	回 〇	<u>fi.</u>		元 万	- 0 0	<u>Fi.</u>		-100	八二		四	<u>H.</u>	
		耳耳耳	施設及び自動	が が は び に 同条第 に る 施 説 き る の る た る た る た る た る た る た る た る た る た	第七条第六号				五号に掲げる第七条第四号	第七条第二号						に掲げる物件 第七条第一号					
	その他のもの	耳耳其	施設及び自動	ごせい に は けい は は けい は は けい る 施 部	第七条第六号建築物				の施設でに掲げる仮設	三号に掲げる工事用材料第七条第二号に掲げる工事用	washing the property of the	アーチ	く。 もの を 除 である	げ第二号に 第二号に 第二号に 第七条	パーキング・	に掲げる物件	旗ざお	標識		のを除く。)	
-	他の	1 5 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		7	排		階数が一のもの		の施設でに掲げる仮	東坦	その他のもの	1	く。) く。) その他のもの	げる工事用 幕 (第七条 際し、一時的に ・ 一時的に ・ 祭礼、縁目等に	ーキング・メーター		旗ざお 設けるもの 際し、一時的に 祭礼、縁日等に	標識	その他のもの		ETTIX (2
-	他のもの	もの階数が四以上の占用面		階数が三のも	建築物という。		のも		●施設一月□ 日本□ 日本<	事用材料	その他のもの	ーチ もの 車道を	その他のも	用機会に、一時的では、一時的等	ーキング・メーター 一年に	その他のもの 一月につ	設けるもの 際し、一時的 祭礼、縁日等	標識 本につき	他のもの	アカメー	「「」「」 「」 「」 につき
得た額	階数が一のもの年にフィースト	もの 階数が四以上の 一二を乗じ 得た額 一二を乗じ	て得	階数が三のも	建築物 階数が二のもの 一四を乗	A	のも	A IZ	●施設一月□ 日本□ 日本<	事用材料 平方メー でカメー おり 一条第一 上田面積	その他のもの	ーチ もの 一基につ	マの他のもの 平方メ	用 設けるもの 日 につぶ 祭礼、縁日等に 平方メ	ーキング・メーター 一年に	その他のもの 一月につ	設けるもの 際し、一時的に 一本につ	一年につ	他のもの	表示面積一	ーールにつき
得た額	を乗じ 階数が一のもの 年 ローラー 得た額 イに〇・	もの	て得た額・	階数が三のもの 一八	建築物 階数が二のもの 一四を乗	A (CO · O	一のもの一一を乗じ	A IZOO	の施設 月 一九岁に掲げる仮設建築物及び同条第 川にござ一 一九	専用材料 平方メート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	その他のもの	ーチ もの 基につき 七、二〇	で その他のもの 平方メート アカメート	用物 設けるもの 日 ルにつきートルにつきートルにつきートルにつきートルにつきートルにつきートルにつきートルにつきートルにつきートルにつきートルにつきートルルの (利用・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・	ーキング・メーター 年 でも	その他のもの 一 本につき	設けるもの 際し、一時的に 一日 祭礼、縁日等に 一本につき	一年につき 一、五〇	他のもの	表示面積一	ーールにつき

		所 6 自動車修理 所、給油所及	掲七 げ条 る第 休八
その他のもの	も下この設	る(高界 く ・高架 道動に にあ いにあ な	苍目上上
	もの階数が四以上の	階数が三のもの	階数が二のもの
AにO・O四	得二A に る を 乗 じ て	て イ イ イ イ に の ・ 額 じ	て得た額じ 一四を乗じ
『を乗じて得た	て 八 八 八 に の ・ も 報 じ	て (((((((((((((得二A に〇・〇 で乗じて
額	て得た額 三六を乗じ	て得た額 三二を乗じ ・〇	て二五 石 石 石 石 石 た 乗 じ

前7ド前2 論

別表の備考第二号イ中「及び福岡市」 熊本市及び鹿児島市」に改める。 を 福岡

この政令は、

昭和五十八年十月一日から施行す

る。)に係るものの額については、なお従前の例 ち、昭和五十九年三月三十一日までの期間に限 降にわたる場合においては、当該占用の期間のう 占用の期間(当該占用の期間が昭和五十九年度以 この政令の施行の日前にした許可又は協議に係る る公団等の管理する一般国道等に係る占用料で、 和三十一年法律第七号)第十七条第一項に規定す 高速自動車国道若しくは道路整備特別措置法(昭 指定区間内の国道又は日本道路公団の管理する

〔説明〕

区分の甲地に、熊本市及び鹿児島市を加 改定するとともに、 指定区間内の国道に係る占用料の額を 占用物件の所在地の

(53) 測量法施行令等の一部を改正する政令

政 ·昭和五十九年五月十五 第百三十九号 日

第三条 (道路法施行令の一部改正) を加え、「二十円」を「四十円」に改める。 第三十七条第一項中「手数料」の下に「の額」 十九号)の一部を次のように改正する。 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七 則

1 この政令は、各種手数料等の額の改定及び規定 五月二十一日)から施行する。 の合理化に関する法律の施行の日 (昭和五十九年

2 この政令の施行前にした都道府県知事に対する あつ旋の申請、 ついては、なお従前の例による。 る特定公共事業の認定の申請に係る手数料の額に 申請及び協議の確認の申請並びに建設大臣に対す る事業の認定の申請、収用委員会に対する裁決の 建設大臣又は都道府県知事に対す

〔説明

えることとした。

き上げることとした。 負担金等の納付の督促手数料の額を引

(54)道路法施行令の一部を改正する政令

政 昭和六十年三月二十三日 令 第 兀 +号

号)の一部を次のように改正する。

|路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九

を加え、「左の」を「次の」に改め、同項第一号中 有する道路における」を削る。 条第二項中「但し」を「ただし」に改め、「歩道を め、同項第二号中「但し」を「ただし」に改め、同 事業の用に供するものに限る。)又は」に改める。 らのうち、同法に基づくものにあつては、同法第十 線若しくは」を「、公衆の用に供する地方鉄道、ガ 号)、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号) ス管若しくは電柱、電線若しくは公衆電話所(これ は公衆の用に供する地方鉄道又はガス管、電柱、電 六号)」に、「基いて」を「基づいて」に、「若しく 若しくは電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十 二条第一項に規定する第一種電気通信事業者がその 十二号)、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一 五十二号)」を「、地方鉄道法(大正八年法律第五 「但し」を「ただし」に、「虞」を「おそれ」に改 第十条第一項中「電線」の下に「、公衆電話所」 第九条中「若しくは地方鉄道法(大正八年法律第

改め、同号に次のただし書を加え、同号を同条第七 を「おそれの少ない」に改め、同条第七号を同条第 し」を「ただし」に改め、同条第四号中「但し」を よるほか、次の」に改め、同条第一号中「代る」を 線又は公衆電話所」に、「による外、左の」を「に に改め、同条第三号中「且つ」を「かつ」に、「但 公衆電話所」に改め、同条中「又は電線」を「、電 「ただし」に、「且つ」を「かつ」に、「虞の少い」 「又は公衆電話所」を加え、「但し」を「ただし」 「代わる」に改め、同条第二号中「電柱」の下に 第十一条の見出し中「又は電線」を「、電線又は 同条第六号中「以下次条」を「次条」に

第十四条の二を削る。

る工事の実施上支障がない場合は、この限りでな ただし、保安上支障がなく、かつ、道路に関す

次に次の一号を加える。 第十一条第五号を同条第六号とし、同条第四号の

められるときは、この限りでない。 がない程度に接近していること。ただし、保安 は、相互に、錯そうすることなく、保安上支障 いとき又は公益上やむを得ない事情があると認 上支障がない場合において、技術上やむを得な 地上電線を既設電線に共架する場合において

線若しくは公衆電話所」に改める。 第十二条の三第三号中「若しくは電線」を「、

を「代わる」に改める。 線」を「、電線若しくは公衆電話所」に、「代る」 を「ただし」に改め、同条第二号中「若しくは電 第十二条の四中「左の」を「次の」に、 「但し」

ずる」に改める。 第十五条の二第二項を削る

の」を「溝掘、つぼ掘又は推進工法その他これに準 号中「掘さく」を「掘削」に、「みぞ掘又はつぼ掘 第十五条中「左の」を「次の」に改め、同条第二

第十七条の次に次の一条を加える。 (技術的細目)

第十七条の二 第十条から第十二条の四まで及び第 油管の設置の場所又は構造に係るものに限る。) 第三項第二号の規定に基づく主務省令の規定(石 技術的細目は、石油パイプライン事業法第十五条 は構造についての基準を適用するについて必要な ただし、第九条に規定する石油管の占用の場所又 ついて必要な技術的細目は、建設省令で定める。 十四条から前条までに規定する基準を適用するに の例による。

則

(55)

公営住宅法施行令等の一部を改正する等

の政令 [抄]

(施行期日)

1 この政令は、 昭和六十年四月一日から施行する。

中のものを含む。)に係る基準については、改正 の例による。 後の道路法施行令の規定にかかわらず、なお従前 この政令の施行の際現に存する占用物件(工事

〔説明〕

1

路の占用の許可基準の整備等 電柱、

実施の方法等についての道路の占用 の許可基準の整備を行うこととした。 道路を掘削する場合における工事

可基準の整備を行うこととした。

定めることとした。 ついて必要な技術的細目を建設省令で の技術的細目の建設省令への委任 道路の占用の許可基準を適用するに

2

用の場所についての道路の占用の許 電柱、電線及び公衆電話所に係る占 用の場所についての規定を加える等 ての規定を新設し、公衆電話所の占 合における電線の占用の場所につい 地上電線を既設電線に共架する場 電線及び公衆電話所に係る道

道路の占用の許可基準一般について

2

政 ·昭和六十年五月十八日 第百三十三号

(道路法施行令の一部改正

第二条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七 十九号)の一部を次のように改正する。 附則に次の一項を加える。

第三十二条第一項の表中「十分の九」とあるの のは「十分の八」と、「十分の八・五」とあるの 替えられた前項の表」と、「十分の九」とある 表」とあるのは「附則第六項の規定により読み は「十分の六・五」と、同条第二項中「同項の は、十分の八・五)」と、「十分の七」とあるの は「十分の八」と、「十分の八・五」とあるのは における適用については、第三十一条の表及び びに第三十四条の二の三の規定の昭和六十年度 条第二項中 「三分の二」とあるのは 「十分の は「四分の三」と、第三十四条の二の三第一項 六」とする。 中「四分の三」とあるのは「三分の二」と、同 「四分の三(除雪事業等に要する費用にあつて 第三十一条、第三十二条第一項及び第二項並

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。 (経過措置)

2 則第四項、下水道法施行令附則第五項、奥地等産 事業に関する緊急措置法施行令附則第三項の規定 施行令附則第五項、道路整備緊急措置法施行令附 債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度 国の負担又は補助を除く。)並びに同年度の国庫 に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされた は、昭和六十年度の予算に係る国の負担又は補助 川法施行令附則第十一条及び交通安全施設等整備 業開発道路整備臨時措置法施行令附則第三項、 (昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為 改正後の道路法施行令附則第六項、都市公園法

に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び に支出すべきものとされる国の負担又は補助で昭和六十年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年度に繰り越されたものに立る。

一説明

ることとした。 負担又は補助の割合の引下げ措置を講ず道路の管理に関する費用についての国の昭和六○年度において、道の区域内の

66 道路法施行令の一部を改正する政令

(政 令 第二百二十九号、昭和六十年七月十二日、

二十五号とし、第二十七号から第三十二号までを一長に」を削り、第二十五号を削り、第二十五号を除く。)の一部を次のように改けるものは」を「次の各号に掲げるものは、」に掲げるものは」を「次の各号に掲げるものは、」等二十五号を除く。)の一部を次のように改正する。

附則公

号ずつ繰り上げる。

・ この攺令は、公布の(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

(説明)

廃止することとした。 魔止することとした。 魔止するなど、大臣又は都道府県知事に対 見の建設大臣大臣又は都道府県知事に対 見の建設大臣大臣又は都道府県知事に対 を受ける権限の地方建設局長への委任を を受ける権限の地方建設局長への委任を を受ける権限の地方建設局長への委任を を受ける権限の地方建設局長への委任を を受ける権限の地方建設局長への委任を を受ける権限の地方建設局長への委任を を受ける権限の地方建設局長への委任を を受ける権限の地方建設局長への委任を を受ける権限の地方建設局長への委任を

置法施行令等の一部を改正する政令〔抄〕の一交通安全施設等整備事業に関する緊急措

政 令 第六十四号·

第三十四条の二の三第二頁中「BTILLINE」十九号)の一部を次のように改正する。 第二条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七(道路法施行令の一部改正)

第三十四条の二の三第二項中「昭和五十六年度」を「昭和六十一年度」に改め、「第二条第三項第二号イに掲げる事業」の下に「及び交通安全度」を「昭和六十一年度」に改め、「第二条第三項」を加え、「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令(昭和四十一年政令第百三号)」を「同令」に、「実施する変通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令(昭和四十一年政令第百三号)」を「同令」に、「実施する変通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令(昭和四十一年政令第三度」を「同令」に、「実施する交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令(昭和四十一年政令第三人称)といる。

(施行期日)

〔説明〕

昭和六一年度以降五箇年間において、

した。業に要する費用について補助することと実施される一定の交通安全施設等整備事実施される一定の反域内の市町村道について

、、、道路法施行令等の一部を改正する政令

(58)

人政 令 第百五十四号、昭和六十一年五月八日人

「単一直各党の「一部改正」(道路法施行令の一部改正)

附則に次の二項を加える。 十九号)の一部を次のように改正する。 第一条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七

7 第三十一条、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十四条の二の三第二項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、第三十一条の表及び第三十二条第一項の表中「十分の八」と、「十分の八」と、「十分の八」と、「十分の八」とあるのは、「十分の八」と、「十分の八」と、「十分の八」と、「十分の八」と、「十分の八」と、「十分の八」と、「十分の八」と、「十分の八」と、「十分の八・五」とあるのは、「十分の八・五」と、同条第二項中「同項のは、「十分の八・五」と、同条第二項中「同項のは、「十分の八・五」と、同条第二項中「同項の回」と、第三十四条の二の三第二項がに第三十分の八・五」とあるのは「十分の八・五」とあるのは「一分の八・五」とあるのは「一分の八・五」とあるのは「一分の一」とあるのは「一分の一」とあるのは「一分の一」とあるのは「十分の五・五」とする。

附 則〔抄〕の六」とする。の六」とする。の六」とする。の六」とする。の六」とする。の六」とする。明項中「四分の三」とあるのは、「十分一年度及び昭和六十二年度における適用につい年度及び昭和六十二年度における適用についる。

道行セ 93.2 **51**

公布の日から施行する。

繰り越されるものについて適用し、昭和六十年度 国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に 並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの 降の年度に繰り越されたものについては、 予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以 負担又は補助及び昭和六十年度以前の年度の歳出 以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十 ら昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る とされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度か 項において同じ。)以降の年度に支出すべきもの 係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この 度(昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に 各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年 すべきものとされた国の負担又は補助を除く。) 担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出 又は補助(昭和六十年度以前の年度の国庫債務負 下この項において同じ。)の予算に係る国の負担 年度から昭和六十三年度までの各年度(昭和六十 つては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度。以 に関する緊急措置法施行令の規定は、昭和六十一 行令、河川法施行令及び交通安全施設等整備事業 法施行令、奥地等産業開発道路整備臨時措置法施 岸法施行令、道路整備緊急措置法施行令、下水道 年度以降の年度に支出すべきものとされた国の 年度及び昭和六十二年度の特例に係るものにあ 改正後の道路法施行令、 都市公園法施行令、 なお従

〔説明〕

下げ措置を講ずることとした。 についての国の負担又は補助の割合の引 |の区域内の道路の管理に関する費用

(59)政令の整備等に関する政令〔抄〕 日本国有鉄道改革法等の施行に伴う関係

政 昭和六十二年三月二十日 令 第五十四号

第十一章 建設省関係

(道路法施行令の一部改正

第九十九条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四 二号、第四条第一項第八号及び第六条第三号中 百七十九号)の一部を次のように改正する。 「同条に規定する事業を行う者」を「国」に改め 第一条の二第一項第三号、第一条の三第二項第

号)」を「鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十 方鉄道」を「公衆の用に供する鉄道」に改める。 五年法律第七十一号)」に、「公衆の用に供する地 一号)若しくは全国新幹線鉄道整備法(昭和四十 鉄道」に改める。 第十三条(見出しを含む。)中「地方鉄道」を 第九条中「地方鉄道法(大正八年法律第五十二

第三十九条第九号中「同条に規定する事業を行 第十九条の二第三項第二号を次のように改める 一 日本鉄道建設公団が建設し、又は災害復旧 者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要 は大規模な災害復旧工事を行う鉄道施設並び に応ずるものの用に供する施設 に鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業 び新幹線鉄道保有機構が建設し、保有し、又 建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及 工事を行う鉄道施設、本州四国連絡橋公団が

う者」を「国」に改める。

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 昭和六十二年四月一日から施

説明

件として新幹線鉄道保有機構が建設等を 占用料を徴収しないことができる占用物 備を行うこととした。 行う鉄道施設を加える等所要の規定の整 日本国有鉄道改革法等の施行に伴

(60)道路法施行令等の一部を改正する政令

钞

政 ·昭和六十二年三月三十一日 令 第 九 十八号

(道路法施行令の一部改正)

度」を削る。 第一条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七 附則第七項中「から昭和六十三年度までの各年 十九号)の一部を次のように改正する。

則に次の二項を加える。 附則第八項中「及び昭和六十二年度」を削り、 附

9 第三十一条、第三十二条第一項及び第二項、 るのは「十分の七(ロに掲げる費用にあつては十 あるのは「四分の三」と、「十分の八・五」とあ 用については、第三十一条の表中「十分の九」と の昭和六十二年度及び昭和六十三年度における適 三十三条並びに第三十四条の二の三第二項の規定 の六(イに掲げる費用にあつては、十分の六・ 分の八・五)」と、「十分の七」とあるのは「十分 第三十二条第一項の表中「十分の九」とあるのは 三)」と、「十分の七」とあるのは「十分の六」と 分の八・五、ハに掲げる費用にあつては四分の 五)」と、同条第二項中「同項の表」とあるのは 分の三(除雪事葉等に要する費用にあつては、十 「四分の三」と、「十分の八・五」とあるのは「四 「附則第九項の規定により読み替えられた前項の

二」とあるのは「十分の五・五」とする。「十分の八・五」とあるのは「十分の七」と、第三十四条の二の三第二項中「三分る割合(附則第九項の規定により試み替えられた同条第二項の規定により試み替えられた同条第二項の規定により試み替えられた。「十分の八・五」とあるのは「十分の七」と、第三十三条中「負担する割合」とあるのは「四分の三」と、表」と、「十分の九」とあるのは「四分の三」と、表」と、

三」とあるのは、「十分の五・七五」とする。年度における適用については、同項中「四分の年度における適用については、同項中「四分のの三の三第一項の規定の昭和六十二

が明し (抄)

(経過措置) この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

助で昭和六十二年度以降の年度に繰り越されたも 年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補 きものとされた国の負担又は補助及び昭和六十 為に基づき昭和六十二年度以降の年度に支出すべ 年度以降の年度に繰り越されるものについて適用 年度(昭和六十二年度の特例に係るものにあつて し、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行 の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四 は補助並びに昭和六十二年度及び昭和六十三年度 以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又 は、昭和六十三年度。以下この項において同じ。) 担又は補助を除く。)昭和六十二年度及び昭和六 年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負 前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二 予算に係る国の負担又は補助(昭和六十一年度以 十三年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四 昭和六十二年度。以下この項において同じ。)の 令の規定は、昭和六十二年度及び昭和六十三年度 業開発道路整備臨時措置法施行令及び河川法施行 備緊急措置法施行令、下水道法施行令、奥地等産 (昭和六十二年度の特例に係るものにあつては、 改正後の道路法施行令、海岸法施行令、道路整 なお従前の例による

(説明)

下げ措置を講ずることとした。についての国の負担又は補助の割合の引値の区域内の道路の管理に関する費用

15

⑥ 砂防法施行規程等の一部を改正する政令

抄

(道路法施行令の一部改正)

附則に次の五項を加える。十九号)の一部を次のように改正する。 中九号)の一部を次のように改正する。 第三条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七

- 2 「頁(14.11)」)」と、 これでは、 14年(五年の据置期間を含む。)とする。 14年(五年の据置期間を含む。)とする。 14年(五年の居置期間を含むる文字で定める期間は
- 1年(五年の展置期間を含む。)とする。

 十年(五年の展置期間を含む。)とする。

 十年(五年の展置期間は、日本電信電話株式会構の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法権第八十六号)第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の表定化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付金(以下「国の貸付金」という。)のお記憶付金(以下「国の貸付金」という。)の記憶付金(以下「国の資付金」という。)の翌日の場面である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日の場面である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日の場面による。
- 13 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法に
- ときは、国の貸付金の全部又は一部について、国は、国の財政状況を勘案し、相当と認める

14

上げて償還させることができる。前三項の規定により定められた償還期限を繰り

附則

この政令は、公布の日から施行する。

〔説明〕

日本電信電話株式会社の株式の売払収日本電信電話株式会社の株式の売払収日本電信電話株式会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法関する特別措置法の実施のための関係法関する法律のを構めた。

本の一環として実施する公共的建設事業に関し必要な事項を定めに、五年の据置期間を含む。)とする等に、五年の据置期間を含む。)とする等の一環として実施する公共的建設事業にの一環として実施する公共的建設事業

(記) 道路法施行令の一部を改正する政令

(政 令 第三百四号)
(昭和六十二年九月十一日)

別表(第十九条の二関係) 別表中備考以外の部分を次のように改める。 別表中備考以外の部分を次のように改める。 は路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九

に 材 に る ヤ	第一第一第一第一第一第一第一第一第一第一章 第二十二条							物 掲げる工作 第一項第一号 工作								占 	
		る条の規三 石に及びすっ 油度定第る すすもに	もめる事業 の、設まの で設まの で は は は た は た な ま る た ま ま え た う た う た う た う た う た う た う た う た う た		その他のもの		送電塔	広告塔	郵便差出箱	るもの及び公衆電話所変圧塔その他これに類す	その他の柱類	あるものを除く。)	を除く。) を除く。)	電柱		用物	
未満のもん) 以一	未一)が	満メ以二外 の 上メ経 もト〇 が のル・ト〇 未四ル・	未二外 満メート もル						衆電話所す		く。) は電話柱で	であるもの			件	
4	トルにつき ドルミン				年ル平占 に対す では、 できました。 一ト	ー 年 につき ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	年ル平占 にフォート できート	年ル平表 につき ト ート	4	一個につき		年	本につき		位		占
11110	1, 1100	510	五	1110	11, 1100	1110	1,1100	八、五〇〇	八九〇	11, 1100	四、三〇〇	七四〇	六 门 〇	一、七〇〇	地	所	用
九九	六四〇	11110	= 0	六四	九九〇	六四	六四〇	四 二 五 〇	四〇〇	九九〇	二、一五〇	Olului	011111	八七〇	乙地	在	,,,
六二	五 〇 〇	<u>二</u> 五 〇	000	五 〇	六つ	<u>Fi.</u>	fi. O	二 三 五	三五〇	さる	一、〇七五	-110	五元〇	六八〇	丙地	地	料

11111	四五	八五〇	月本につき	のその他のも	
	<u> </u>	八 五	日本につき	旗ざお けるもの 等に際し、 祭礼、縁日	に掲げる第一 場が第一 場が第一 場が第一
<u>fi</u>	七九〇	一、八〇〇	一年につき	標識	
三 三 五	四、二五〇	八、五〇〇	年ルア表 にカメート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	のを除く。)その他のものものものも	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
=======================================	<u>四</u> 五.	八五〇	月ル平表 に方メート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	看板(アー けるもの 一時的に設	
= 1 = 1	四 五	八 五 〇	月ルにつき 平方メート 一	その他のもの	に掲げる施設
	四三	八 五	日ル平占 に方用 つメート きート	時的に設けるもの祭礼、縁日等に際し、一	法第三十二十二条
立10	九九〇	11, 1100		その他のもの	
一、〇七五	二、一五〇	四、三〇〇		上空又は地下に設ける通	
額	一を乗じて得た額	A 10 · O1	年/1 に - - -	上のものというという。	に掲げる施設第一項第五号
行た額	六を乗じて得た額	A □ 0 · 0 1	レンドンドルト アカメート アカメート	地下室 もの 階数が二の	1757111111100
額	を乗じて得た額	10.07B		ものが一の	
六一〇	九九〇	11, 1100		第一項第四号に掲げる施設	法第三十二条第
五〇〇	六四〇	1, 1100		第一項第三号に掲げる施設	法第三十二条第
六10	九九〇	11, 1100		の 1 1 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	
= 0	四九〇	1, 100		の もト以四外 のル上メーが 満メート○ のール・	
====	100			その他のも 満のものよ 以上ン・トル・ 大子・トル・四ル・	

四を乗したを	000
じ・ てO ニA	設けるもの 階数が四以
た額 で乗じ 二 五 に	の路面下に (高架のも 階数が三の 財 道 路
得た額 四を乗じ 二 を れ に こ る に る れ に る れ に る れ に る れ に る れ に る れ る に る に	は自動車 は高速自動 階数が二の
た額 を乗じて 一四四 に〇・〇	上空、トン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
た額 を乗じて 一四 イ	その他のもの
た額 で ・ つ ・ つ て こ こ こ こ れ に ろ れ に ろ れ に ろ れ に ろ れ に ろ れ に ろ れ に ろ れ に ろ れ に ろ れ に ろ れ に ろ に ろ	上のものもの以上のもの
た額 で乗じ 二五に	自動もの階数が三の
た額 と る 発 と る れ た れ た れ た れ た れ た れ た れ た れ た れ た れ	建築物もの階数が二の
たを 額 じて て 一A	も階のが一の
11:10	一号に掲げる施設の場所を表現の場合のである。
五〇	条第三号に掲げる工事用材料第七条第二号に掲げる工事用施設及び同
11.00	
五〇〇 四	アーチするもの
八 五 〇	するもの 車道を横断
八 五	す車 のそ る道 の も横 の
五六〇	く。) が (第 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年

附 則市」を、「横浜市」の下に「、浜松市」を加える。市」を、「横浜市」の下に「、浜松市」を加える。別表の備考第二号イ中「千葉市」の下に「、船橋

(施行期日)

る。 1 この政令は、昭和六十二年十月一日から施行す

(経過措置)

a 指定区間内の国道又は日本道路公団の管理する。 に係るものの額については、なお従前の例 あ。)に係るものの額については、なお従前の例 な。)に係るものの額については、なお従前の例 は、昭和六十三年三月三十一日までの期間に限る 方、昭和六十三年三月三十一日までの期間に限る 方、昭和六十三年三月三十一日までの期間に限る 方、昭和六十三年三月三十一日までの期間に限る 方、昭和六十三年三月三十一日までの期間に限 本でいたる場合においては、当該占用の期間の別 にはる。

(説明)

こととした。 区分の甲地に、船橋市、浜松市を加える 改定するとともに、占用物件の所在地の 推定区間内の国道に係る占用料の額を

〔抄〕 道路法施行令等の一部を改正する政令

·昭和六十三年三月三十一日

(道路法施行令の一部改正) ア政 令第七十

九号

度」を「昭和六十三年度」に改める。 第三十四条の二の三の第一項中「昭和五十八年十九号)の一部を次のように改正する。 第一条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七

昭和六十三年度」を加える。 附則第十項中「昭和六十二年度」の下に「及び 抄

(施行期日

1 この政令は、 昭和六十三年四月一日から施行す

CHAKKKKKKKKKKKKKKKKKKKKKKK

以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又 年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十三年度 関する法律施行令(昭和四十五年政令第二十八 れたものについては、なお従前の例による。 又は補助で昭和六十三年度以降の年度に繰り越さ 六十二年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担 出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和 負担行為に基づき昭和六十三年度以降の年度に支 て適用し、昭和六十二年度以前の年度の国庫債務 六十四年度以降の年度に繰り越されるものについ 三年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和 べきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十 行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出す は補助を除く。)、昭和六十三年度の国庫債務負担 に係る国の負担又は補助(昭和六十二年度以前の 号)附則第二項の規定は、昭和六十三年度の予算 際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に 年政令第二百三十九号)附則第五項及び新東京国 奄美群島振興開発特別措置法施行令(昭和二十九 等產業開発道路整備臨時措置法施行令附則第五項 この政令による改正後の道路法施行令附則第十 道路整備緊急措置法施行令附則第六項、奥地

〔説明

は、 に要する費用に関する国の補助金の率 道道及び道の区域内の市町村道の改築 昭和六三年度以降五箇年間における 一定の小規模な改築等を除き、 几

> 分の三以内とすることとした。 昭和六三年度において、道道及び道

 (\Box) こととした。 用について、 の区域内の市町村道の改築に要する費 国の補助金の率の引下げを行う 一定の小規模な改築等を

(64)建築士法施行令等の一部を改正する政令

抄

政 ·平成元年三月二十八日 第七十二号

に次の一項を加える。 に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次 項」に改め、同項第五号中「前項」を「前二項_ に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中 十九号)の一部を次のように改正する。 (道路法施行令の一部改正) **[前項の]を「前二項の」に、「同項」を「前二** 第十九条の二第三項中「前二項」を「前三項」 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七

2 三を乗じて得た額(その額が百円に満たない場 る期間で除して得た数を乗じて得た額に一・○ に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定め 欄に定める金額に、各年度における占用の期間 翌年度にわたる場合においては、同表占用料の は、百円)とする。ただし、当該占用の期間が 得た額(その額が百円に満たない場合にあつて して得た数を乗じて得た額に一・○三を乗じて 期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除 欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する のものについての占用料の額は、別表占用料の に係る道路の占用のうち占用の期間が一月未満 前項の規定にかかわらず、指定区間内の国道

2

る額」に改める。 第一項に規定する通常葉書の料金の額に相当す 合にあつては、百円)の合計額とする。 (昭和二十二年法律第百六十五号) 第二十二条 第三十七条第一項中「四十円」を「郵便法

則 抄

(施行期日)

1

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

〔説明〕

改定することとした。 指定区間の国道に係る占用料の額等を

(65)道路法施行令等の一部を改正する政令

抄

政 平成元年四月十日 令 第百八号

(道路法施行令の一部改正)

第一条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七 度」を「から平成二年度までの各年度」に改める。 十九号)の一部を次のように改正する。 附則第九項及び第十項中「及び昭和六十三年

(施行期日

1 この政令は、 (経過措置) 公布の日から施行する。

二年度(平成元年度の特例に係るものにあつては を除く。)及び交通安全施設等整備事業に関する 行令(附則第三条の二及び第十五条第一項の規定 等産業開発道路整備臨時措置法施行令、河川法施 路整備緊急措置法施行令、下水道法施行令、 緊急措置法施行令の規定は、平成元年度及び平成 改正後の道路法施行令、都市公園法施行令、 奥地

補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたもの 平成三年度以降の年度に繰り越されるものについ 平成二年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で とされる国の負担又は補助並びに平成元年度及び 例に係るものにあつては、平成二年度。以下この については、なお従前の例による。 三年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は べきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十 負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出す て適用し、昭和六十三年度以前の年度の国庫債務 項において同じ。)以降の年度に支出すべきもの 務負担行為に基づき平成三年度(平成元年度の特 助を除く。)、平成元年度及び平成二年度の国庫債 の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補 年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降 に係る国の負担又は補助(昭和六十三年度以前の 平成元年度。以下この項において同じ。)の予算

(説明

定めることとした。いての国の負担又は補助の割合の特例をの区域内の道路の管理に関する費用につの区域内の道路の管理に関する費用につ

【抄】 「平成元年十一月二十一日」【抄】

政

第三百九号

(66)

第四条第一項中「代つて」を「代わつて」に、十九号)の一部を次のように改正する。十九号)の一部を次のように改正する。(道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七(道路法施行令の一部改正)

「左の各号に」を「次に」に改め、同項第六号中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第十三号中を「第四十七条の四」に改め、同項第十三号中を「第四十七条の三」を「第四十七条の三」を「第四十七条の三」を「第四十七条の三」を「第四十七条の三」を「第四十七条の三」を「第四十七条の三」を「第四十七条の三」を「第四十七条の三」を「第四十七条の三」を「次に」の下に「命じ、及び同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを」を加え、同号の次に次の一号を加える。

らの規定を」を加える。 等四条第一項第十八号中「聴聞を行ない」を 「聴聞を行い」に改め、「若しくは第二項(法第九十一条第二項において」の下に「これらの規定 た」を加え、「みずから行ない」を「自ら行い」 に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、「第三 を」を加え、「みずから行ない」を「自ら行い」 を」を加え、「みずから行ない」を「自ら行い」を が関を行い」に改め、「若しくは第二項(法第 大十一条第二項において」の下に「これ

すること。 五 法第四十七条の九 (法第九十一条第二項により 五 法第四十七条の九 (法第九十一条第二項に

し、同条第三号の次に次の一号を加える。
し、同条第三号の次に次の一号を加える。
は定を」を加え、同条第四号中「おいて」の下に
は成め、同条第二号中「おいて」の下に「これらの
なめ、同条第二号中「おいて」の下に「これらの
なめ、同条第二号中「おいて」の下に「これらの
なめ、同条第二号の次に次の一号を加える。

を締結すること。 と 法第四十七条の六第一項の規定により協定

次の一項を加える。 第六条を同条第二項とし、同条に第一項として

い。 建設大臣は、法第二十七条第一項の規定により、 道路管理者の意見を聴かなければならな がじめ、道路管理者の意見を聴かなければならな がじめ、道路管理者の意見を聴かなければならな がじめ、道路管理者の意見を聴かなければならな がじめ、道路管理者の意見を聴かなければならな がじめ、道路管理者の意見を聴かなければならな

第七条の見出し中「虞」を「おそれ」に改め、同条第十四号を次のように改め、同条第七号中「左の各号に」を「次に」に改め、第三十九条中「次の各号に」を「次に」に改め、第三十九条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第七号中「第三項(法第九十一条第二項において」の下に「これらの規定を」を加え、「附する」を「付する」に改め、同条第七号中「第三項(法第九十一条第二項におい、同条第七号の下に「これらの規定を」を「おそれ」に改め、同条第十四号を次のように改める。

十四 法第四十三条の二、第四十七条の三第一項、第四十八条第四項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)、第四十八条の二第二項において準用する場合を含む。)、及び法第四十四条第四項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により必要な措置を講すべきこ含む。)の規定により必要な措置を講すべきことを命ずること。

る。 六号の四とし、第十六号の二の次に次の一号を加え六号の四とし、第十六号の二の次に次の二を第十十七条の四、」に改め、同条中第十六号の三を第十十七条の四、」を「第四

ている旨を掲示すること。 といる旨を掲示すること。 といる旨を掲示すること。 及び閲覧に供し、 及び閲覧に供しての写しを一般の閲覧に供し、及び道路一体建物を管理し、並びに同条第二項の規定により協議し、協定を締結し、及び道路一体建物を管十六の三 法第四十七条の六第一項の規定により

第二項において」の下に「これらの規定を」を加え、 に改め、同条第二十三号中「第二項(法第九十一条 を「行わせ、」に、「行なわせる」を「行わせる」 ずから行ない」を「自ら行い」に、「行なわせ、」 において」の下に「これらの規定を」を加え、「み 聞を行い」に改め、「第二項(法第九十一条第二項 「基く」を「基づく」に改める。 第三十九条第二十二号中「聴聞を行ない」を「聴

〔説明

施行の日(平成元年十一月二十二日)から施行す

この政令は、道路法等の一部を改正する法律の

(施行期日

則 (抄)

- ととした。 道路一体建物の管理等の権限を行うこ て道路一体建物に関する協定の締結 建設大臣等は、 道路管理者に代わっ
- 2 見の聴取等を行うこととした。 うとする場合における道路管理者の意 道路一体建物に関する協定を締結しよ 建設大臣は、 道路管理者に代わって
- 3 務所、 加することとした に類する施設及び自動車駐車場等を追 の自動車専用道路等の上空に設ける事 第八条第一項第三号の高度利用地区内 道路の占用物件として、都市計画法 店舗、 倉庫、 住宅その他これら
- 道路 道路一体建物に関する協定の締結 一体建物の管理等の建設大臣の権

限を地方建設局長に委任することとし

5 その他所要の改正を行うこととした。

道路法施行令の一部を改正する政令

(67)

政 平成二年五月十六日 令 第百十六号

号)の一部を次のように改正する。 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九

に改める。 及び劇物」に、「クロルアセトフエノン」を「クロ 削り、同項第四号中「前号に掲げるもの」を「毒物 二十四号及び第二十八号に掲げる劇物を除く。)」を 第十八号、第二十三号、第二十四号、第二十六号か締法別表第二第一号、第三号、第十二号、第十五号、 律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物」 三号中「本条」を「この条」に、「以下次条」を ルアセトフェノン」に改め、同項第五号を次のよう 十二号及び第五十一号並びに毒物及び劇物指定令 たして」に改め、同項第三号中「(毒物及び劇物取 五号イに掲げるもの」を「消防法(昭和二十三年法 同条第一号中「本条」を「この条」に改め、同条第 ら第二十八号まで、第三十一号、第三十四号、第四 に、「以下次条」を「次条」に、「みたして」を「満 に、「ジエチル亜鉛」を「ジシラン」に改める。 「ホスゲン」に改め、同条第五号中「次条第一項第 「次条」に改め、同条第四号中「イベリツト」を (昭和三十一年政令第百七十九号) 第二条第一項第 第十九条の六第一項中「次の各号に」を「次に」 第十九条の五中「次の各号に」を「次に」に改め

五. 別表に掲げる第四類の危険物にあつては、危険 百六号)第一条の六に規定する引火点を測定す 『の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三 消防法第二条第七項に規定する危険物(同法

> 第十九条の六第一項第六号を削り、同項第七号中 る試験において、一気圧において、引火点が七 十度未満の温度で測定されるものに限る。)

の次に次の一号を加える。 シ塩化りん」に改め、同号を同項第六号とし、同号 化アセチル、弗化硅素酸」を「四塩化けい素、オキ 「第三号及び第五号に掲げるもの以外の物品で、 七マッチ 塩

同項第八号とする。

第十九条の六第一項第八号を削り、

同項第九号を

この政令は、 平成二年五月二十三日から施行する。

〔説明〕

品の範囲について所要の改正を行うこと 通行禁止対象物品及び通行制限対象物

とした。

(68)する政令 置法施行令及び道路法施行令の一部を改正 交通安全施設等整備事業に関する緊急措

政 平成三年三月二十九日 令 第七十八号

第二条 道路法施行令 (昭和二十七年政令第四百七 度」を「平成三年度」に改める。 十九号)の一部を次のように改正する。 (道路法施行令の一部改正) 第三十四条の二の三第二項中「昭和六十一年

この政令は、 平成三年四月一日から施行する。

〔説明〕

ることとした。 に要する費用について補助の特例を設け施される一定の交通安全施設等整備事業がされる一定の交通安全施設等整備事業がといる一定の区域内の市町村道について実

(例) 道路法施行令等の一部を改正する政令

た

·政 令 第九十八号~·平成三年三月三十日~

(道路法施行令の一部改正)

成三年度及び平成四年度」を加える。附則第八項中「昭和六十一年度」の下に「、一

附則口

(施行期日)

(経過措置) 1 この政令は、平成三年四月一日から施行する。

降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は に関する緊急措置法施行令、ア水道 法施行令、奥地等産業開発道路整備臨時措置法施 行令、河川法施行令及び交通安全施設等整備事業 に関する緊急措置法施行令の規定は、平成三年度 及び平成四年度。以下この項において同じ。) の予算に係る国の負担又は補助(平成二年度及び平成四年度の特例に係るものにあつては、平成三年度 の子算に係る国の負担又は補助(平成一年度以下の予算に係る国の負担又は補助(平成一年度以下の予算に係る。以下この項において同じ。)

(説明)

例を定めることとした。 についての国の負担又は補助の割合の特 道の区域内の道路の管理に関する費用

する政令〔抄〕する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関

(70)

(政 令 第三百四号平成三年九月二十五日

(道路法施行令の一部改正)

附 則〔抄〕

附 則〔抄〕

附 則〔抄〕

(施行期日)

る。 第一条 この政令は、平成三年十月一日から施行す

〔説明〕

定の整備を行うものとした。 有機構法施行令を廃止するとともに、規関する法律の施行に伴い、新幹線鉄道保

を牧正する敗令「少」 (川) 道路法施行令及び駐車場法施行令の一部

を改正する政令〔抄〕

(政 令 第三百十七号) 平成三年十月四日

(道路法施行令の一部改正)

第一条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七第一条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七第一条の八)」を「第二章の三 危険物を物件の保管の手続等(第十九条の五 一第十九条の八)」を「第二章の三 危険物を物件の保管の手続等(第十九条の五 一第十九条の五 一第十九条の八)」を「第二章の三 危険物を積載する車両の水底トンネル通行の禁止十十一)

又は制限(第十九条の十二―第十九条の十五)」 スは制限(第十九条の十二―第三十四条の四二―第三十四条の四二―第三十条の四二―第三十条の四二―第三十条の四二―第三十条の四二―第三十条の四二―第三十条の四) に改める。

第三条の次に次の二条を加える。

(指定区間内の国道に設けられる有料の自動

駐車場の名称等の告示

第三条の二 建設大臣は、法第二十四条の二第 告示してしなければならない。 の規定により指定区間内の国道に設けられる自動(三条の二) 建設大臣は、法第二十四条の二第一項 とができる時間並びに駐車料金の徴収開始の日を 車場の名称及び位置、駐車料金の額、駐車するこ 徴収しようとする場合においては、当該自動車駐 車駐車場に自動車を駐車させる者から駐車料金を

ければならない。 変更する場合においては、その旨を告示してしな 建設大臣は、前項の規定により告示した事項を

第三条の三 基づき当該自動車駐車場に駐車することがやむを ものとする 得ないと認められる自動車で、建設大臣が定める 旧に関する工事、道路の維持その他特別の理由に 令で定める自動車は、道路の改築、修繕、災害復 (駐車料金を徴収することができない自動車) 法第二十四条の二第一項ただし書の政

第四条第一項第十一号の三を同項第十一号の四と 十一の三 法第四十四条の二第一項(法第九十一 同項第十一号の二の次に次の一号を加える。 二第四項(法第九十一条第二項において準用す 件を廃棄すること。 用する場合を含む。)の規定により違法放置物 条の二第五項(法第九十一条第二項において進 る場合を含む。) の規定により違法放置物件を 含む。)の規定により公示し、法第四十四条の 放置物件を保管し、法第四十四条の二第三項 四十四条の二第二項(法第九十一条第二項にお 命じた者若しくは委任した者に除去させ、法第 条第二項において準用する場合を含む。) の規 売却し、及び代金を保管し、並びに法第四十四 いて準用する場合を含む。)の規定により違法 定により違法放置物件を自ら除去し、又はその (法第九十一条第二項において準用する場合を

第四条第一項第十四号の次に次の一号を加える。 十四の二 法第六十七条の二第一項の規定により

> り車両を移動すること。 じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定によ 条第四項の規定により告知し、必要な措置を講 より車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同 の規定により意見を聴き、同条第三項の規定に 委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項 車両を移動し、又はその命じた者若しくはその

を「法第七十一条第二項 (」に改める。 七十一条第四項前段」に、「同条第二項第二号」を 七十一条第一項」に、「同条第四項前段」を「法第 「法第七十一条第二項第二号」に、「同条第二項(」 第四条第一項第十八号中「同条第一項」を「法第

を第十九条の十三とする。 第十九条の七を第十九条の十四とし、第十九条の六 に改め、第二章の二中同条を第十九条の十五とし、 十二」に、「第十九条の六」を「第十九条の十三二 第十九条の八中「第十九条の五」を「第十九条の

二条第二項」に改め、同条を第十九条の十二とする。 章を加える。 第二章の二を第二章の三とし、第二章の次に次の 第十九条の五第三号中「同条第二項」を「同法第

第十九条の五 (違法放置物件を保管した場合の公示事項) 第二章の二 違法放置物件の保管の手続等 法第四十四条の二第三項の政令で定

める事項は、次に掲げるものとする。 保管した違法放置物件の名称又は種類、 形状

- 二 保管した違法放置物件の放置されていた場所 及びその違法放置物件を除去した日時
- 三 その違法放置物件の保管を始めた日時及び保 置物件を返還するため必要と認められる事項 前三号に掲げるもののほか、保管した違法放

四

第十九条の六 法第四十四条の二第三項の規定によ る公示は、 (違法放置物件を保管した場合の公示の方法) 次に掲げる方法により行わなければな

- に掲示すること。 ら起算して十四日間、当該道路管理者の事務所 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日か
- に閲覧させなければならない。 に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由 管違法放置物件一覧簿を当該道路管理者の事務所 を行うとともに、建設省令で定める様式による保 一 前号の公示に係る違法放置物件のうち特に貴 道路管理者は、前項に規定する方法による公示 きは、その公示の要旨を官報に掲載すること。 期間が満了しても、なおその違法放置物件の占 有者等の氏名及び住所を知ることができないと 重と認められるものについては、同号の公示の

2

(違法放置物件の価額の評価の方法)

第十九条の七 る違法放置物件の価額の評価は、取引の実例価格 意見を聴くことができる。 物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の 管理者は、必要があると認めるときは、違法放置 案してするものとする。この場合において、道路 当該違法放置物件の価額の評価に関する事情を勘 当該違法放置物件の使用年数、損耗の程度その他 法第四十四条の二第四項の規定によ

第十九条の八 法第四十四条の二第四項の規定によ より売却することができる。 して行わなければならない。ただし、 る保管した違法放置物件の売却は、競争入札に付 いずれかに該当するものについては、随意契約に (保管した違法放置物件を売却する場合の手続) 次の各号の

- るおそれのある違法放置物件 速やかに売却しなければ価値が著しく減少す
- 二 競争入札に付しても入札者がない違法放置物
- 第十九条の九 道路管理者は、前条本文の規定によ る競争入札のうち一般競争入札に付そうとすると きは、その入札期日の前日から起算して少なくと ることが適当でないと認められる違法放置物件 前二号に掲げるもののほか、競争入札に付す

る適当な方法で公示しなければならない。該道路管理者の事務所に掲示し、又はこれに準ず類、形状、数量その他建設省令で定める事項を当も五日前までに、その違法放置物件の名称又は種

2 道路管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるのうち指名競争入札に付そうとするときは、なる者に違法放置物件の名称又は種類、形状、数量その他建設省令で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

(違法放置物件を返還する場合の手続) 者から見積書を徴さなければならない。 契約によろうとするときは、なるべく二人以上の は路管理者は、前条ただし書の規定による随意

第十九条の十 道路管理者は、保管した違法放置物件を当該違法放置物件の占有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその違法放置物件の返還を受けるべき違法放置物件の占有者等であることを証明させ、かつ、建設省令で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(道路予定区域についての準用)

用する。 は、道路予定区域に係る違法放置物件について進第十九条の十一 第十九条の五から前条までの規定

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 長時間放置された車両の保管の

項) (長時間放置された車両を保管した場合の公示事

に表示されている番号 一 保管した車両の車名、型式、塗色及び番号標める事項は、次に掲げるものとする。

車両を移動した日時 一 保管した車両が放置されていた場所及びその

返還するため必要と認められる事項四 前三号に掲げるもののほか、保管した車両を三 その車両の保管を始めた日時及び保管の場所

方法) (長時間放置された車両を保管した場合の公示

らない。 る公示は、次に掲げる方法により行わなければな第三十条の三 法第六十七条の二第四項の規定によ

| 前号の公示を始めた日から过算して十四日を該道路管理者の事務所に掲示すること。第三項の規定による保管を継続している間、当第三項の規定による保管を継続している間、当

こと。
 前号の公示を始めた日から起算して十四日を
 は明して法第六十七条の二第三項の規定による
 ないときは、その公示の要旨を官報に掲載する
 はいときば、その公示の要旨を官報に掲載する
 はいときば、その公示を始めた日から起算して十四日を
 こと。

道路管理者は、前項に規定する方法による公示道路管理者の事務所に備え付を行うとともに、建設省令で定める様式による保

(長時間放置された車両を返還する場合の手続)

第三十条の四 道路管理者は、保管した車両を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその車両の返還を受けるがき所有者等であることを証明させ、かつ、建設省令で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

条」に、「行なう」を「行う」に改める。五十八条」を「第四十四条の二第七項、第五十八周条第三項の規定に基づく割増金、」を加え、「第「法第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金、「法第二十四条第一項中「開発道路に係る」の下に

五の二 法第二十四条の二第一項の規定により駐第三十九条第五号の次に次の一号を加える。

り標識を設けること。 金を徴収し、及び法第二十四条の三の規定によ事料金を徴収し、同条第三項の規定により割増

に基づき負担金を徴収すること。から第六十一条まで又は第六十二条後段の規定十四の三 法第四十四条の二第七項、第五十八条

を廃棄すること。

第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。第三十九条第十七号を削り、同条第十八号を同条に基づき負担金を徴収すること。

十七号とし、同号の次に次の一号を加える。十十七号とし、同号の次に次の一号をかまた。
まず、十八 法第六十七条の二第一項の規定によりを受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第二項の規定により専門を移動し、文び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。

を「法第七十一条第六項」に改める。 ・「法第七十一条第五項」に、「同条第六項」を「法第七十一条第五項」に、「同条第五項」及び「同七十一条第一項」に、「同条第四項前段」を「法第七十一条第一項」を「法第

附 則 抄

第一条 この政令は、道路法及び駐車場法の一部を 改正する法律の施行の日(平成三年十一月一日) から施行する。

- の自動車駐車場の名称等の告示等 ことができない自動車を定めること うとする場合において当該自動車駐 車させる者から駐車料金を徴収しよ 車場の名称等を告示することとした。 けられる自動車駐車場に自動車を駐 指定区間内の国道に設けられる有料 道路管理者が駐車料金を徴収する 建設大臣が指定区間内の国道に設
- 2 建設大臣による道路管理者の権限の

移動及び保管等に係る権限を行うこと 廃棄等並びに長時間放置された車両の 違法放置物件の除去、保管、売却及び 建設大臣は、道路管理者に代わって

法を定めることとした。

道路管理者が長時間放置された車

- 違法放置物件の保管の手続等
- 定めることとした した場合において公示すべき事項を 道路管理者が違法放置物件を保管

- (\Box) ることとした した場合における公示の方法を定め 道路管理者が違法放置物件を保管
- (四) 額の評価方法を定めることとした。 した場合における違法放置物件の価 道路管理者が違法放置物件を保管 道路管理者が違法放置物件を保管
- (五) した場合における違法放置物件の売 道路管理者が違法放置物件を保管 の手続を定めることとした。
- 還の手続を定めることとした。 した場合における違法放置物件の返
- 長時間放置された車両の保管の手続
- (-)両を保管した場合における公示の方 両を保管した場合において公示すべ 道路管理者が長時間放置された車 事項を定めることとした。 道路管理者が長時間放置された車
- 5 要な事項を表示するための標識の設置 の徴収、 建設大臣の権限の委任 自動車駐車場の駐車料金及び割増金 自動車駐車場の利用に関し必

還の手続を定めることとした。 両を保管した場合における車両の返

> を地方建設局長等に委任することとし 移動及び保管等に係る建設大臣の権限 廃棄等並びに長時間放置された車両の 違法放置物件の除去、保管、 売却及び

6 その他

その他所要の改正を行うこととした。



道路法施行規則

建設省令第二十五号 昭和二十七年八月一日

第七十一條第六項及び第七十四條の規定に基き、 第十八條、第二十六條第一項、第六十六條第七項、 路法施行規則を次のように定める。 (昭和二十七年法律第百八十号) 第九條 道

(路線の認定等の公示)

第一條 下「法」という。)第九條の規定による路線の認:一條 道路法(昭和二十七年法律第百八十号。以 別記様式第一、第二又は第三により、行うものと 行う路線の廃止若しくは変更の公示は、それぞれ 定又は第十條の規定により第九條の規定に準じて

村の事務所において一般の従覧に供しなければな 度の図面に当該路線を明示し、都道府県又は市町 万分の一、市町村道については縮尺一万分の一程 る場合においては、都道府県道については縮尺五 都道府県知事又は市町村長は、前項の公示をす 但し、市街地その他特に必要があると認

> められる部分については、別に拡大図を備えなけ ればならない。

又は第五により、行うものとする。 の決定又は変更の公示は、それぞれ別記様式第四 (道路の区域の決定等の公示) 法第十八條第一項の規定による道路の区域

供しなければならない。 道府県又は市町村の事務所において一般の縦覧に 縮尺千分の一程度の図面に当該区域を明示し、都 道路管理者は、前項の公示をする場合にいては

(道路の供用の開始等の公示)

いては縮尺一万分の一程度のものを用いるものと て行うものとし、同項の規定による図面は、都道 の開始又は廃止の公示は、左に掲げる事項につい 府県道については縮尺五万分の一、市町村道につ 法第十八條第二項の規定による道路の供用

三 供用開始又は廃止の期日

供用開始又は廃止の区間

第四條 受けなければならない。 当該橋又は渡船施設の構造及び施工方法について 法第二十六條第一項の規定による検査は、

2 査を申請しなければならない。 遅滞なく法第二十六條第一項後段の規定による検 道路管理者は、工事が完了した場合においては

(証票の様式)

第五條 式は、別記様式第六とする。 法第六十六條第七項の規定による証票の様

2 法第七十一條第六項(法第九十一條第二項にお 様式は、別記様式第七とする。 いて準用する場合を含む。)の規定による証票の

(都道府県道の路線の認定等の認可)

第六條 都道府県知事は、法第七十四條第一号の規 第十の申請書を建設大臣に提出しなければならな 定により、都道府県道の路線の認定、変更又は廃 においては、それぞれ、別記様式第八、第九又は 止について建設大臣の認可を受けようとする場合

変更に係るものである場合においては、 前項の申請書には、当該申請が路線の認定又は 左の各号

する書面を添付しなければならない。

いては関係都道府県知事の協議が成立した事を証

号の書類を添付しなければならない。 のである場合においては第一号、第六号及び第七 に掲げる書類を、当該申請が路線の廃止に係るも 路線延長調書

- 沿道状況調書 申請路線の現況

六 五 四 申請路線の改修計画に関する計画調書 道路費及び財源調書

第四項に規定する路線に係るものである場合にお 項に規定する路線に係るものである場合において は当該指定市の長の意見を記載した書面を、同條 第一項の申請書には、当該申請が法第七條第三 決書の写 路線の認定(変更、廃止)に関する議会の議

3

第七條 都道府県知事は、法第七十四條第二号の規 ついて建設大臣の認可を請けようとする場合にお 年度の開始後においても、申請書を提出すること る場合においては、工事を施行しようとする会計 出しなければならない。但し、工事が緊急を要す 開始前に別記様式第十一の申請書を建設大臣に提 いては、当該工事を施行しようとする会計年度の 定により一級国道又は二級国道の新設又は改築に (一級国道又は二級国道の新設又は改築の認可)

2 前項の申請書には、左に掲げる書類を添附しな ければならない。

- 一工事計画書
- 工事費及び財源調書

三 平面図、縦断図、横断定規図その他必要な図

第八條 法第七十四條但書の規定により建設大臣の 認可を要しない軽易な事項は、左に掲げるものと (認可を要しない軽易な事項)

> 線の変更又は廃止 主要港又は主要停車場の位置の変更に伴う路

二 土地改良事業の施行に伴う路線の変更又は廃

三 鉄道又は軌道の敷設のために必要な路線の変

<u>Б</u>. 四 河川の流路の移動に伴い必要な路線の変更 るために必要な路線の変更 村道のうち構造の良好なものを都道府県道にす 市街地内において都道府県道と並行する市町

七 水害、潮害、雪害、砂害等の災害を避けるた 六 土地区劃整理の施行に伴う路線の変更は廃止 めに必要な局部的路線の変更

八 こう配又は屈曲の局部的改良のために必要な 路線の変更

九 道路の附属物の新設又は改築のみに関する工 都道府県知事又は都道府県知事である道路管理 事

2

者は、前項各号の一に掲げる事項を行つた場合に らない。 おいては、その旨を建設大臣に報告しなければな

1 この省令は、法施行の日から施行する。但し、 ら施行する。 第一條、第六條及び第八條の規定は、 様式第一~第十一 (略) 公布の日か



道路法施行規則改正経緯

道路法施行規則の一部を改正する省令

(1)

| 建 設 省 令 第 四 十 号 | 日 和二十七年十二月十九日 |

第三条中「都道府県道」を「一級国道、二級国道号)の一部を次のように改正する。道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五

及び都道府県道」に改める。

第六条第一項中「別記様式第八、第九又は第十」を「別記様式第九、第十又は第十一、」を「別記様式第十二」に改め、第六条を第七条とし、以下一条書」に、第七条中「別記様式第十一、」を「別記様式第九、第十又は第十一」に、同条第二年が記載がある。

提出するものとする。

「我は、別記様式第七とし、正本一部及び写一部を一十九号)第三十七条の規定による裁決申請書の様第六条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七

下様式番号を一ずつ繰り下げ、様式第六の次に様様式中「様式第七」を「様式第八」に改め、以

3

法第七十七条第四項の規定による証票の様式は

第五条に次の一項を加える。

式第七として次のように加える。

様式第七

附訓

十二月五日から適用する。 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年

〔説明〕

こととした。
道路法施行令第三十七条の規定による

(2) 道路法施行規則の一部を改正する省令

◆建設省令第十一号~ 昭和三十二年七月八日、

号)の一部を次のように改正する。 道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五

別記様式第七の次に次の別記様式を加える。別記様式第七の二とする。

様式第七の二

附[〔] 則

この省令は、公布の日から施行する。

(説明)

を定めることとした。が携帯することとされている証票の様式が携帯することとされている証票の様式

(3) 道路法施行規則の一部を改正する省令

第一条の次に次の一条を加える。号)の一部を次のように改正する。道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五

(建設大臣への報告を要しない道路の占用)

第一条の二 道路法施行令(昭和二十七年政令第四 二項に規定する建設省令で定める道路の占用は、 百七十九号。以下「令」という。)第一条の二第 左の各号に掲げる工作物、物件又は施設に係るも

二 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、 露店、 商品置場その他これらに類する施設

三 土石、竹木、瓦その他の工事用材料 幕及びアーチ

第二条を次のように改める。 (道路の区域の決定等の公示)

第二条 法第十八条第一項の規定による道路の区域 千分の一以上のものを用いるものとする。 て行うものとし、同項の規定による図面は、 の決定又は変更の公示は、左に掲げる事項につい

道路の種類

三 敷地の幅員及びその延長 (区域の変更の場合 の敷地の幅員及びその延長) 変更前の敷地の幅員及びその延長並びに変更後 にあつては、変更の区間並びに当該区間に係る

第三条に次の一号を加える。 区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間 供用開始又は廃止の区間を表示した図面を縦

第四条の次に次の二条を加える。 覧する場所及び期間

第四条の二 道路台帳は、調書及び図面をもつて組 成するものとする。

- 調書及び図面は、路線ごとに調製するものとす
- 第四とする。 事項を記載するものとし、その様式は、別記様式 調書には、道路につき、少なくとも左に掲げる
- 道路の種類
- 路線名
- 路線の指定又は認定の年月日

七六五四 路線の起点及び終点 路線の主要な経過地

供用開始の区間及び年月日

及びその内訳 路線(その管理に係る部分に限る。)の延長

八 道路の敷地の面積及びその内訳

九 ・最小車道幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾

+ 鉄道又は新設軌道との交差の数、 方式及び構

士 十一 有料の道路の区間、 に料金徴収期間 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概 延長及びその内訳並び

十三 軌道その他主要な占用物件の概要

項を、附近の地形及び方位を表示した縮尺千分の 一以上の平面図に記載して調製するものとする。 図面は、道路につき、少なくとも左に掲げる事 道路の区域の境界線

几 三 車道の幅員が〇・五メートル以上変化する箇 所ごとにおける当該箇所の車道の幅員 曲線半径 (三十メートル以上のものを除 市町村、大字及び字の名称及び境界線

く。 <u>、</u> 縦断勾配 (八パーセント未満のものを除

Ŧi.

六 路面の種類

七 トンネル、橋及び渡船施設並びにこれらの名

貨物自動車が通行することができない区間をい その他の道路の状況により最大積載量四トンの 自動車交通不能区間 (幅員、曲線半径、 、 勾記

の別及び民有地の地番 道路の敷地の国有、地方公共団体有又は民有 道路元標その他主要な道路の附属物 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物

Ŧi.

市町村道に係る道路台帳

関係市町村の事務

十二 交差し、若しくは接続する道路又は重複す る道路並びにこれらの主要なものの種類及び路

交差する鉄道又は新設軌道及びこれらの名

十 十 五 四 軌道その他主要な占用物件

調製の年月日

5 調書及び図面は、その記載事項に変更があつた ない。 ときは、すみやかに、これを訂正しなければなら

6 並びに令第三十四条第一項に規定する開発道路で 路台帳のうち、一級国道及び二級国道に係るもの ものとする。ただし、道の区域内の道路に係る道 それぞれ当該各号に掲げる場所において保管する 開発局の事務所において保管するものとする。 建設大臣が維持を行うものに係るものは、北海道 道路台帳は、左の各号に掲げる区分に従つて、

高速自動車国道に係る道路台帳 建設省の事

国道に係るものは建設省の事務所、その他のも あつては、当該指定市)の事務所 より指定市の長が一級国道の管理を行う場合に のは関係都道府県(法第十七条第一項の規定に 一級国道に係る道路台帳 指定区間内の一級

三 二級国道に係る道路台帳 関係都道府県 (法 う場合にあつては、当該指定市又は指定市以外 国道の管理を行う場合又は同条第二項の規定に の市)の事務所 より指定市以外の市の長が二級国道の管理を行 第十七条第一項の規定により指定市の長が二級

の市)の事務所 る場合にあつては、 定により指定市以外の市が都道府県道を管理す 都道府県道を管理する場合又は同条第二項の規 都道府県道に係る道路台帳 (法第十七条第一項の規定により指定市の長が 当該指定市又は指定市以外 関係都道府県

(一級国道に係る占用料の徴収方法の変更に伴う 経過措置)

第四条の三 左の各号の一に該当することにより 例による。 変更後も、なおその変更前の占用料の徴収方法の 第一項から第三項までの規定にかかわらず、その 九条第二項の規定に基く条例又は令第十九条の三 件に係る占用料の徴収方法については、 合においては、その変更前に許可を受けた占用物 級国道に係る占用料の徴収方法が変更される場 法第三十

- 徴収方法により徴収されることとなるとき。 九条の三第一項及び第二項に規定する占用料の の指定区間内の一級国道に係る占用料が令第十 指定区間の指定が行われた場合において、そ
- 収方法により徴収されこととなるとき。 が令第十九条の三第三項に規定する占用料の徴 する権限を行わせる場合において、当該占用料 が都道府県知事又は指定市の長に占用料を徴収 法第十二条の二第二項の規定により建設大臣
- なるとき 用料が令第十九条の三第一項及び第二項に規定 する権限を行わせている場合において、当該占 が都道府県知事又は指定市の長に占用料を徴収 する占用料の徴収方法により徴収されることと 法第十二条の二第二項の規定により建設大臣
- 徴収することとなるとき。 定区間内の一級国道に係る占用料を徴収してい 三第三項に規定する占用料の徴収方法により指 る場合において、当該占用料を建設大臣が自ら 都道府県知事又は指定市の長が令第十九条の

百七十九号)」を「令」に改める。 第九条の次に次の一条を加える。 第六条中「道路法施行令(昭和二十七年政令第四 指定区間の指定が廃止される場合

第十条 法第七十六条の規定による報告は、同条第 (報告の提出)

> やかに行うものとする。 掲げる事項については意見を提出したつど、すみ 命ぜられたつど、同条第三号に掲げる事項につい 項については条例を制定したつど、同条第五号に ては協議が成立したつど、同条第四号に掲げる事 一号及び第二号に掲げる事項については、報告を

別記様式第四を次のように改める。

様式第四

第一表 (略)

第二表

(略)

第三表

(略)

第四表 (略

第五表

別記様式第五を次のように改める。 様式第五 削除

この省令は、公布の日から施行する。

(説明)

帳の様式や、法第七十六条の規定による 報告の提出の細目等を定めることとした。 道路法第二十八条の規定による道路台

(4) 道路法施行規則の一部を改正する省令

·昭和三十四年四月八日 建 設 省令第 七 号

第四条の四 道路法施行令第十九条の八の規定によ 号)の一部を次のように改正する。 第四条の三の次に次の一条を加える。 道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五

> の各号に掲げる事項を官報に掲載して行うものと る車両の通行の禁止又は制限に関する公示は、次

- 制限する水底トンネルの名称及び箇所 危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は 危険物を積載する車両の通行を禁止するとき
- 三 危険物を積載する車両の通行を制限するとき 次に掲げる事項

は、当該危険物の表示

- 当該危険物の表示
- 当該危険物を積載することができる車両
- 方法に関する要件 当該危険物の容器包装、積載数量及び積載
- ができる時間を定めるときは、 当該危険物を積載する車両の通行すること その時間

この省令は、 公布の日から施行する

(説明)

又は制限するに当っての基準等を定める ものである。 る車両の水底トンネルの通行を禁止し、 施行に伴い道路管理者が危険物を積載す 道路法施行令の一部を改正する政令の

(5)道路法施行規則の一部を改正する省令

建 昭和三十四年九月十一日 設省令第二十四号

号)の一部を次のように改正する。 道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五

第四条の五 第四条の四の次に次の一条を加える。 (自動車専用道路の指定等の公示) 法第四十八条の二第四項の規定による

次の各号に掲げる事項について行うものとする。 同条第一項の指定又は当該指定の解除の公示は、 指定し、又は解除する期日 指定し、又は解除する道路の路線名

に掲げる事項について行うものとする。 項の指定又は当該指定の開示の公示は、 法第四十八条の二第四項の規定による同条第二 次の各号

指定し、又は解除する期日 指定し、又は解除する道路の部分

3 示し、関係地方建設局若しくは北海道開発局又は 関係都道府県若しくは市町村の事務所において一 は縮尺千分の一以上の図面に当該道路の部分を明 道路管理者は、前項の公示をする場合において 図面を縦覧する場所及び期間 指定し、又は解除する道路の部分を表示した

般の縦覧に供しなければならない。

この省令は、 公布の日から施行する。

〔説明〕

をしようとする場合は、 の旨を公示しなければならないので、 一公示の方法を定めることとした。 道路管理者が、自動車専用道路の指定 あらかじめ、そ そ

(6) 道路法施行規則の一部を改正する省令

建 昭和四十年三月三十一日 設 省令第 + ·三号

号)の一部を次のように改正する。 (以下「国道」という。)」に改める。 第三条中「一級国道、二級国道」を 第四条の二第六項各号列記以外の部分中「一級国 道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五 「一般国道

> もの及び」に改め、同項第二号を次のように改める。 道及び二級国道に係るもの並びに」を「国道に係る 指定市又は指定市以外の市)の事務所 長が国道の管理を行なう場合にあつては、当該 又は同条第二項の規定により指定市以外の市の 定により指定市の長が国道の管理を行なう場合 るものは関係都道府県(法第十七条第一項の規 ものは建設省の事務所、指定区間外の国道に係 国道に係る道路台帳指定区間内の国道に係る

改め、同条中「一級国道」を「国道」に、「法第十 号とし、第五号を第四号とする。 二条の第二項」を「法第十三条第二項」に改める。 第四条の三の見出し中「一級国道」を「国道」に 第四条の四に次の見出しを附する。 第四条の二第六項中第三号を削り、第四号を第三

七十一条第七項」に改める。 第五条第二項中「法第七十一条第六項」を「法第 (車両の通行の禁止又は制限に関する公示)

改める。 第六条中「令第三十七条」を「令第三十六条」に

第八条(見出しを含む。)中「一級国道又は二級

に改める。 から第3項まで」や「法第11条第1項又は第2項」 国道」を「国道」に改める。 様式第四の第一表(表)の註中「斑斑11米斑 1 品

様式第七の (表)を次のように改める。

道」に改める。 様式第十二中「一級国道 (二級国道) 」を「国

附則

(施行期日)

1

に関する占用料徴収規則の一部改正) (道の区域内の一級国道、二級国道及び開発道路 この省令は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 第二十一号)の一部を次のように改正する。 に関する占用料徴収規則(昭和二十八年建設省令 道の区域内の一級国道、 二級国道及び開発道路

> 「一般国道」に改める。 題名及び第一条中「一級国道、二級国道」を

(起案理由

こととした。 令の一部改正により規定の整理等をする すること。)及びこれに伴う道路法施行 類として一般国道の制度を設けるものと 国道の区別を廃止して、新たに道路の種 道路法の一部改正(一級国道及び二級

(7) 道路法施行規則の一部を改正する省令

建 昭和四十二年十月二十六日 設 省 令 第 三十号

号)の一部を次のように改正する。 第四条の三を次のように改める。 道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五

(企業的性格を有しない事業)

第四条の三 令第十九条第二号に規定する企業的性 に掲げる事業以内の事業とする。 格を有しない事業で建設省令で定めるものは、 次

- 造幣局の行なう事業
- 印刷局の行なう事業
- 国有林野事業(治山事業を除く。

アルコール専売事業

1

2 に係る占用の期間の末日までは適用しないものと 行の前日までに徴収すべき当該占用に係る占用料 に係る占用に係る事業については、この省令の施 の三の規定は、この省令の施行の目前にした協議 この省令による改正後の道路法施行規則第四条 この省令は、公布の日から施行する。

する。

(8) 道路法施行規則の一部を改正する省令

✓ 建 設 省 令 第 六 号√ 昭和四十六年三月二十九日✓

路法施行令」を「令」に改め、同条を第四条の六と第四条の五を第四条の七とし、第四条の四中「道号)の一部を次のように改正する。

(電線等の名称等の明示)

に次の二条を加える。

し、第四条の三を第四条の五とし、第四条の二の次

本学とはいいでは、 である電線又は水管、下水道管若しくはガス管は、 次の各号の一に該当するものとする。 第四条の三 令第十四条第二項第三号の建設省令で

二 外径が○・○八メートルに満たない水管、下メートルに満たない管路に収容される電線 一 管路に収容されな電線

く。)
- タイガ(・()) ・ 「) を通ずるものを除メートル以上の圧力のガスを通ずるものを除水道管又はガス管 (一キログラム毎平方センチー タイガ() ・ |

4 市街地を形成している地域又は市街地を形成が明らかであると認められるもの。あつて、外形上当該占用物件の名称及び管理者。コンクリート造の堅固な構造を有するもので

埋設されるものいて、他の占用物件が埋設されていない場所にいて、他の占用物件が埋設されていない場所におする見込みの多い地域以外の地域内の道路にお 市街地を形成している地域又は市街地を形成

のとする。
・一ついて明示すべき事項は、次の各号に掲げるもについて明示すべき事項は、次の各号に掲げるものとする。

二 管理者

三埋設の年

及び種類 で、一般のでは、一般ので

よらなければならない。 定する事項の明示は、次の各号に掲げるところに 3 令第十四条第二項第三号の規定による同号に規

物件に、ビニールその他の耐久生を有するテーニ 当該占用物件又はこれに附属して設けられる一 おおむね二メートル以下の間隔で行なうこと

□ 退色その他により明示に係る事項の識別が困プを巻き付ける等の方法により行なうこと。物件に、ビニールその他の耐久性を有するテー物件に、ビニールをの他の耐久性を有するテーツ記占月報作又にこれに附属して記げられる

□ 当該占用物件を損傷するおそれがないよう!難になるおそれがないように行なうこと。難になるおそれがないように行なうこと。

行なうこと。 1 当該占用物件を損傷するおそれがないように

の基準) (掘さくにより露出することとなるガス管の防護

附則

十六年四月一日)から施行する。(昭和四十六年政令第二十号)の施行の日(昭和四この省令は、道路法施行令の一部を改正する政令

(説明)

いての規定を整備する等の所要の改正を施行に伴い、電線等の名称等の明示につ道路法施行令の一部を改正する政令の

行うこととした。

道路法施行規則の一部を改正する省令

(9)

道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五一人建 設 省 令 第 二 十 四 号く

昭和四十六年十一月二十五日

(ドミトノトレニ頁ドなトノトレ)条の七とし、第四条の五の次の一条を加える。第四条の七を第四条の八とし、第四条の六を第四号)の一部を次のように改正する。

(水底トンネルに類するトンネル)

のでは、ことでは、 の高さ以下のものとする。 ので定める水底トンネルに類するトンネルは、水 が水面の高さ以下のものとする。 が水面の高さ以下のものとする。

(自転車占用道路等の指定等の公示)第四条の八の次に次の二条を加える。

· 肾

。 この省令は、昭和四十六年十二月一日から施行す

〔説明〕

道路法の一部を改正する法律の施行に

する等所要の改正を行うこととした。 自転車専用道路関係の規定を整備

(10)道路法施行規則の一部を改正する省令

建 昭和四十七年三月二十八日 設 省 令 第

号)の一部を次のように改正する。 第五条第二項中「第七項」を「第八項」に改める。 様式第七を次のように改める。 様式第六(表)中「住所」を「所属」に改める。 道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五

様式第七の二(表)中「住所」を「所属」に改め

この省令は、 〔説明〕 附 昭和四十七年四月一日から施行する。

則

たもの。 道路監理員の証票の記載事項を改正し

(11)部を改正する省令 道路法施行規則及び河川法施行規則の一 抄

昭和四十七年五月十七日 建 設省 令 第 + 七 号

五号)の一部を次のように改正する。 一号中「建設省」を「関係地方建設局」に改める。 (道路法施行規則の一部改正) 項」を「令第三十二条第一項」に改め、同項第 第四条の二第六項ただし書中「令第三十四条第 道路法施行(昭和二十七年建設省令第二十

附

この省令は、 公布の日から施行する。

〔説明〕

正により必要となった道路法施行規則の 行規則の改正及び道路法施行令の 部改正である。 沖縄総合事務局の設置に伴う道路法施 一部改

道及び開発道路に関する占用料等徴収規則 の一部を改正する省令〔抄〕 道路法施行規則及び道の区域内の一般国

(12)

建 ·昭和四十八年二月五日 設 省 令 第 二 号

第一条 道路法施行規則 (規則昭和二十七年建設省 次に次の一号を加える。 下に「又は石油管」を加え、同条第二項第五号の 水管」を「若しくは水管」に改め、 令第二十五号)の一部を次のように改正する。 (道路法施行規則の一部改正) 第四条の三第一項各号列記以外の部分中「又は 「ガス管」の

1 この省令は、昭和四十八年二月二十日から施行 六 石油管にあつては、 石油の圧力及び種類

2 の省令の施行前の占用の期間に係るものの額につ いては、なお従前の例による。 令第九条に規定する石油管に係る占用料で、こ

〔説明〕

施行に伴い、 道路法施行令の一部を改正する政令の 所要の改正を行うこととし

た。

(13)道路法施行規則の一部を改正する省令

昭和五十年七月十一日 建 設 省令第十三号

号)の一部を次のように改正する。 道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五

係)」に改める。 は長さ五千メートル以上のトンネル」を加える。 ル」に改め、「水面の高さ以下のもの」の下に「又 様式第一中「様式第一」を「様式第一(第一条関 第四条の六中「、当該トンネル」を「当該トンネ

係)」に改める。 様式第二中「様式第二」を「様式第二(第一条関

係)」に改める。 様式第三中「様式第三」を「様式第三(第一条関

|関係) 」に改める。 様式第四中「様式第四」を 「様式第四 (第四条の

係)」に改める。 様式第六中「様式第六」を「様式第六 (第五条関

係)」に改める。 様式第七中「様式第七」を「様式第七(第五条関

二 (第五条関係) 」に改める。 様式第七の二中「様式第七の二」を「様式第七の

係)」に改める。 様式第八中「様式第八」を「様式第八(第六条関

係)」に改める。 様式第九中「様式第九」を「様式第九 (第七条関

係)」に改める。 様式第十中「様式第十」を「様式第十 (第七条関

八条関係)」に改める。 七条関係)」に改める。 様式第十二中「様式第十二」を「様式第十二 様式第十一中「様式第十一」を「様式第十一 (第

この省令は、 則 公布の日から施行する。

追加することとした。
五千メートル以上のトンネル」を新たに
西の通行を規制することができる水底ト
「とさができる水底トール以上のトンネルとして「長さが
の通行を規制することができる水底トールは上のトンネルの開通

部を改正する省令〔抄〕 道路法施行規則及び建設省組織規程の一

人建 設 省 令 第 八 号、 昭和六十年七月十二日、

(道路法施行規則の一部改正)

所用

この省令は、公布の日から施行する。

〔説明〕

い所要の改正を行った。の整理合理化等に関する法律の施行に伴の整理合理化等に関する法律の施行に伴地方公共団体の事務に係る国の関与等

(1) 道路法施行規則の一部を改正する省令

人建 設 省 令 第 八 号昭和六十一年八月五日

号)の一部を次のように改正する。 道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五

の二号を加える。四号までを二号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次四号までを二号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次れか」に改め、第五号を第七号とし、第二号から第れか」に改め、第五号を第七号とし、第二号の次が

- 三 並列多受責みの警路の最上受り警备こ又等なの管路以外の管路に収容されるもの ― 多段積みの管路に収容される電線で、最上段

第四条の四の見出し中「掘さく」を「掘削」に、第四条の四の見出し中「掘さく」を「掘削」に、「防護に関し、令第十五条の二第二項に規定する建設省令で定める基準は」を「防護に関し、令第十五条の二第二項に規定すに、「防護に関し、令第十五条の二第二号の保安上必要な措業法」を「令第十五条の二第二日のいては」の二条を加える。

(掘削土砂の埋戻しの方法)

げるところによるものとする。 おける掘削土砂の埋戻しの方法は、次の各号に掲第四条の四の六 占用のため道路を掘削した場合に

- き抜くこと。ただし、道路の構造又は他の工作二 くい、矢板等は、下部を埋め戻して徐々に引は器具で確実に締固めて行うこと。は器具で確実に締固めて行うこと。ル(路床部にあつては○・二メートル)以下とル (路床部にあつては○・二メートル)以下と
- 板等を残置することができる。い事情があると認められる場合には、くい、矢物、物件若しくは施設の保全のためやむを得な物、物件若しくは施設の保全のためやむを得なき抜くこと。ただし、道路の構造又は他の工作きが、矢板等は、下部を埋め戻して徐々に引

る場合においては、埋戻し又は表面仕上げは、掘第四条の四の七 占用のため掘削した道路を復旧す(埋戻し又は表面仕上げを行う道路の部分)

 $n = k \cdot t$

の値を表すものとする。

t 掘削部分の路盤の厚さ ト系舗装の道路にあつては、一・○ ト系舗装の道路にあつては、一・○

2 道路の構造、交通の状況、土質等の関係から前2 道路の構造、交通の状況、土質等の関係から前2 道路の構造耐力を保持することが困難であると認められる場合においては、表面仕上げによつての分に加えて掘削前の構造耐力を保持することが困難である。

(道路が交差する場所等における電柱の占用)第四条の三の次に次の四条を加える。

(地下電線の頂部と路面との距離)

に伴い一時的に設けられる地下電線 電線は、次の各号に掲げるもの以外のものとする。 電線は、次の各号に掲げるもの以外のものとする。第四条の四の二 令第十一条第七号に規定する地下

- に設けられる地下電線に規定する距離とすることが著しく困難な場所に規定する距離とすることが著しく困難な場所二 路床が岩盤等であつて令第十一条第七号本文
- 一 地下電線の立ち上がり部分
- な距離とする。 床の状態、気象状況等を勘案して道路管理上必要床の状態、気象状況等を勘案して道路管理上必要距離は、舗装の構造、交通量、自動車の重量、路2 前項各号に規定する地下電線の項部と路面との2
- 今第十一条第七号ただし書に規定する場合とする。令第十一条第七号ただし書に規定する場合は、ハンドホール又は道路管理者の設けのものをいう。)に収容される地下電線を当該地収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施収容される地下電線を当該地収容される地下電線を当該地で、ハンドホール又は道路管理者の設けで、
- (地下通路の占用の場所及び構造)
- 第四条の四の三 通路でその全部又は出入口以外の部分が地下に設けられるもの(以下この条において「地下通路」という。)の占用の場所は、次の各号に掲げるところによるものとする。

 「以下この号において「歩道等」という。)内(以下この号において「歩道等」という。)内のよ用の場所は、次の審道(自転車道を含む。)寄りに設けることの車道(自転車道を含む。)寄りに設けることとし、かつ、歩道等に設ける場合にあつては、当該歩道等の一側が通行することができるよう当該歩道等の一側が通行することができる路面の部分の幅員は、歩道にあつては三メートル以下、自転車歩行者道にあつては三メートル以下、自転車歩行者道

- らるときは、この限りでない。ただし、公益上やむを得ない事情があると認
- これる場合にあつては、二・五メートル)以下に類するもの(各戸に引き込むためのもの及びにれている道路又は埋設する計画のある道路に設ける場合は、これらの上部に設けないこと。ける場合は、これらの上部に設けないこと。ける場合は、これらの上部に設けないこと。

としないこと。

- は、値各)目前、 二二、 メニ、 アフテンケ疽よるものとする。 地下通路の構造は、次の各号に掲げるところに

3

- 燃材料で造ること。 その他の部分は、不燃材料、準不燃材料又は難その他の部分は、不燃材料、準不燃材料又は難し、一種が関係を表し、
- 四 排水溝その他の適当な排水施設を設けること。 (道路を掘削する場合における工事で、道路を掘削するものの実施方法は、次の各号に掲げるところするものの実施方法は、次の各号に掲げるとと。
- 砂をたい積しないで余地を設けるものとし、当一 掘削部分に近接する道路の部分には、掘削土垂直に行うこと。 機を用いて、原則として直線に、かつ、路面に機を用いて、原則として直線に、かつ、路面に

にあつては三・五メートル以下としないこと。

- こと。 る場合においては、これを他の場所に搬出する 該土砂が道路の交通に支障を及ぼすおそれのあ
- 出するときは、この限りでない。

 ことのないように措置して道路の排水施設に排
 ことのないように措置して道路の排水に支障を及ぼす
 ことのないように措置して道路の排水に支険を及ぼす
- 五 掘削面積は、当日中に復旧可能な範囲とする 、この限りでないように措置して行うとき において、覆工を施す等道路の交通に著しい支 において、覆工を施す等道路の交通に著しい支 において、覆工を施す等道路の交通に著しい支 は、この限りでない。

附則

(施行期日)

- (圣蜀昔萱) 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 前の例による。 もの道路法施行規則の規定にかかわらず、なお従 もの道路法施行規則の規定にかかわらず、なお従 はの道路法施行規則の規定にかかわらず、なお従 との道令の施行の際現に存する占用物件(工事

(説明)

目を定めることとした。可基準を適用するに当たっての技術的細電線及び電柱の占用の場所等の占用許

16 道路法施行規則等の一部を改正する省令

担

(道路法施行規則の一部改正)

号を次のように改める。 第二条中「左に」を「次に」に改め、同条第三二十五号)の一部を次のように改正する。

く。) 敷地の幅員及びその延長イ 区域の決定の場合(ロに掲げる場合を除それぞれイ、ロ又はハに定める事項 ニ 次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ

日本の工事三頁中「正ニーと「大ニーニ女」、 区間に係る変更前の敷地の幅員及びその延長 びに当該立体的区域とする区間及びその延長 びに当該立体的区域とする区間及びその延長 とする区域の決定の場合 全国及びその延長

同項に次の一号を加える。第四条の二第三項中「左に」を「次に」に改め、

十四 道路一体建物 一十四 道路一体建物 一十五 道路一体建物の概要 十二号の次に次の一号を加える。 第十四号の次に次の一号を加える。 第四条の二第四項中「左に」を「次に」に、第四条の二第四項中「左に」を「次に」に、第四条の二第四項中「左に」を「次に」に、第四条の二第四項中「左に」を「次に」に、第四条の二第四項中「左に」を「次に」に、第四条の一段を第十五の概要

改める。

第四条の十を第四条の十二とし、第四条の九を

(道路一体建物に関する協定の公示) 第四条の七の次に次の二条を加える。 第四条の十一とし、第四条の八を第四条の十とし

いて行うものとする。 同条第一項の協定の公示は、次に掲げる事項につ第四条の八 法第四十七条の六第二項の規定による

一 道路一体建物の所在地

名又は名称 一 道路一体建物の所有者になろうとする者の氏

(道路保全立体区域の指定等の公示)三 協定又はその写しの閲覧の場所

第四条の九 法第四十七条の九第三項の規定による道路保全立体区域の指定又は当該指定の変更の公策の条件を立体区域の指定又は当該指定の変更の公第四条の九 法第四十七条の九第三項の規定による

二 道路保全立体区域の境界線 一 道路保全立体区域の存する土地の所在地

げる事項について行うものとする。 立体区域の指定の解除の公示は、前項第一号に掲 法第四十七条の九第三項の規定による道路保全

別記様式第四中別記様式第四中の場合により道路の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断図及び横断定規図)」を加える。は、平面図、縦断図及び横断定規図)」を加える。は、平面図、の下に「(法第四十七条の同項第六号中「平面図」の下に「(法第四十七条の第七条第二項中「左の各号に」を「次に」に改め、

| 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物 | の概要 | 追路と効用を兼ねる主要な他の工作物 | の概要 | 道路一体建物の概要 | 」

八条第一項若しくは第二項」に、「行なわせる」を二項」を「、第四十七条の三第二項若しくは第四十七条の三第の次項において」に、「若しくは第四十七条の三第別記様式第七中「本項及び次項中」を「この項及

「行わせる」に改め、「第四十七条の三第一項」の「行わせる」に改め、「第四十八条」を加える。
「直路予定地」を「道路予定区域」に改め、「第三「道路予定地」を「道路予定区域」に改め、「第三」で、第四十二条、第四十三条、第四十四条」の下に「、第四十八条第四項」を加える。

(施行期日)

a。 この省令は、平成元年十一月二十二日から施行す

(説明)

ついて所要の改正を行った。(立体通路制度の創設)に伴い、道路の区域の公示事項を追加する等関係省令に区域の公示事項を追加する等関係省令に

(1) 道路法施行規則の一部を改正する省令

号)の一部を次のように改正する。 道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五

(道路の占用の許可申請書等の様式)の次に次の一条を加える。

議書の様式は、別記様式第五とする。 三十五条の規定により協議しようとする場合の協第四条の三 法第三十二条第二項の申請書及び法第

様式第五 (第四条の三関係)

(施行期日)

この省令は、 平成二年四月一日から施行する。

前の例によることができる。 わらず、平成三年三月三十一日までの間、なお従 改正後の道路法施行規則第四条の三の規定にかか 書及び協議書の様式については、この省令による 及び協議書の様式を定めている場合における申請 この省令の施行の際、現に道路管理者が申請書

書の様式が異なっていたため、様式を統 一することとし、 道路管理者によって道路占用許可申請 所要の改正を行うこと

(18)用料等徴収規則の一部を改正する省令 道路法施行規則及び開発道路に関する占

建 平成三年十月二十一日 設省令第十八号

(道路法施行規則の一部改正)

第三条の二 法第二十四条の三の標識は、次に掲げ る事項を明示したものでなければならない 第三条の次に次の一条を加える。 (有料の自動車駐車場の利用に関する標識 二十五号)の一部を次のように改正する。 一条 道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第

- 駐車料金の額
- 駐車することができる時間
- 駐車料金の徴収方法
- 割増金の徴収に関する注意事項
- 五. 四 その他自動車駐車場の利用に関し必要と認め

られる次項

2

造)」を加える。 る者の見やすい場所に設けなければならない。 第四条の二第三項第十一号中「内訳」の下に 前項の標識は、自動車駐車場を利用しようとす (自動車駐車場にあつては位置、規模及び構

四条の九とし、第四条の五の次に次の三条を加え に改め、同条を第四条の十とし、第四条の六を第 条の七中「第十九条の八」を「第十九条の十五」 から第四条の十一までを三条ずつ繰り下げ、第四 第四条の十二を第四条の十五とし、第四条の八

(保管違法放置物件一覧簿の様式)

第四条の六 令第十九条の六第二項 五の二とする。 る保管違法放置物件一覧簿の様式は、別記様式第 十一において準用する場合を含む。)の規定によ (令第十九条の

第四条の七 令第十九条の九第一項及び第二項(令 第十九条の十一においてこれらの規定を準用する (競争入札における掲示事項等)

次に掲げるものとする。 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び

場合を含む。)に規定する建設省令で定める事項

二 当該競争入札の執行の日時及び場所

契約条項の概要

兀 (違法放置物件の返還に係る受領書の様式) その他道路管理者が必要と認める事項

第四条の八 令第十九条の十(令第十九条の十一に おいて準用する場合を含む。)の規定による受領 第五条の次に次の二条を加える。 書の様式は、別記様式第五の三とする。

(保管車両一覧簿の様式)

第五条の三 令第三十条の四の規定による受領書の 第五条の二 令第三十条の三第二項の規定による保 管車両一覧簿の様式は、別記様式第七の三とする。 (車両の返還に係る受領書の様式)

> 別記様式第四第一表中有料道路の欄を次のように 様式は、別記様式第七の四とする。

様式第五の二(第四条の六関係) 別記様式第五の次に次の二様式を加える。

様式第五の三(第四条の八関係)

四十四条」の下に「、第四十四条の二」を加える。 別記様式第七の二の次に次の二様式を加える。 別記様式第七中「第三章第三節、第四十三条、

様式第七の三(第五の二関係)

様式第七の四 (第五条の三関係)

略)

(施行期日) 附則

この省令は、 平成三年十一月一日から施行する。

(説明)

定める等所要の改正を行うこととした。 法律の施行に伴い、 の利用に関する標識に明示すべき事項を 道路法及び駐車場法の一部を改正する 有料の自動車駐車場

平成三年度の道路管理瑕疵に関する判例

建設省道路局道路交通管理課訟務係

管理瑕疵に関する判例である。 以下に紹介するものは平成三年度における道路

の(有責)が六件となっている。の(無責)が一〇件、道路管理瑕疵を認容したもの(無責)が一〇件、道路管理瑕疵を否定したも

有責判決のあった判例〔1〕は自動車道路公害 に関する事例であり、自動車騒音・自動車排ガス に関する事例であり、自動車騒音・自動車排ガス 度を超えているとはいえないとして請求は棄却さ れた。一方、損害賠償については、沿道住民の被 れた。一方、損害賠償については、沿道住民の被 に関する事例であり、自動車騒音・自動車排ガス を超えているとはいえないとして請求は棄却さ れた。一方、損害賠償については、沿道住民の被 を超えているとはいえないとして請求は棄却さ は認められたが、被害は社会生活上受忍すべき限 を超えているとして、 国家賠償法第二条第一項に基づき損害賠償(慰謝 料)の支払が命じられた。また、「危険への接近」 料)の支払が命じられた。また、「危険への接近」 料)の支払が命じられた。また、「危険への接近」

例としては、無責とされたものではあるが、道路るものであり有責とされたものであるが、類似判判例〔6〕は、未供用道路内での管理瑕疵に係

決。)
とされている(昭和四七年三月一四日岐阜地裁判とされている(昭和四七年三月一四日岐阜地裁判とされている(昭和四七年三月一四日岐阜地裁判とされている(昭和四七年三月一四日岐阜地裁判とされている(昭和四七年三月一四日岐阜地裁判とされている(昭和四七年三月一四日岐阜地裁判とされている(昭和四七年三月一四日岐阜地裁判とされている(昭和四七年三月一四日岐阜地裁判とされている(昭和四七年三月一四日岐阜地裁判

ができずに付近に駐車中の車両に追突した事故にし有責とされた事例であるが、類似判例としては、、地道工事中の交差点に進入した乗用車が、約一五の窪んだ工事部分に落ち込み、すぐまた右側の前の治できずに付近に駐車した鉄蓋付制水弁ボックスに乗り上げたため、身体の平衡を失い適切な運転操作り上げたため、身体の平衡を失い適切な運転操作り上げたため、身体の平衡を失い適切な運転操作

(昭和五一年一○月二五日高松地裁判決)。全性に欠陥のある状態にあったものであるから、本件道路の管理に瑕疵がある。」とされているのだ。「本件交差点付近は自動車交通が頻繁であつき、「本件交差点付近は自動車交通が頻繁であ

平成三年度判決一覧

(道路管理瑕疵関係)

2	1	番号
道 (平) (平) (平) (平) (平) (平) (平) (平) (平) (平)		
国第一一三号)第一一三号)	国道四三号・阪神の東がス規制等請求事件がス規制等請求事件がス規制等請求事件の一五五三号の第一五五三号の第一五五三号の第一五五三号の第一五五三三号の第一五五三三号の第一五五三三号の第一五五三三号・阪神	事件名・当事者
高松高裁	大 阪 高 裁	裁判所
一三 - - 七		判決年月日
事(松山地 ・ (松山地 ・ 本)	一般国道 一般国道 (神戸地 を超えて、地 を超えて、地 を超えて、地 を超えて、地 を超えて、地 では では では では では を超えて、地 の で、 の で、 の で、 の で、 の で、 の で、 の で、 の	事
審) (松山地裁 昭和六二年/7)第四七七号の5、海標識のコンクリート台等に衝突させたうえ、心ぼに転落し死亡した。 (松山地裁 昭和六二年/7)第四七七号の5、中級国道一九六号を普通乗用車で走行中、1	一般国道四三号及び阪神高速道路神大阪西宮線を走行する自動車の騒音、 して、騒音については中央値で午前六 して、騒音についてはNO▽○・1 を超えて、各原告居住地に進入させて を超えて、各原告居住地に進入させて を超えて、各原告居住地に進入させる。 (神戸地裁 昭和五一年/7第七四一 審)	故
当年の第四十二十二年の第四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	田賞を求めて ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	概
昭和六二年⑺第四七七号の控訴じした。	一般国道四三号及び阪神高速道路神戸西宮線、大阪西宮線を走行する自動車の騒音、排気ガスが沿道住民の生活及び健康に被害を及ぼしているとして、騒音については中央値で午前六時~午後一○時までは六五ホン、午後一○時~午前六時~午後一○ホン、排ガスについてはNOュ○・二二PPmを超えて、各原告居住地に進入させている道路の使用の差止め及び損害賠償を求めているものである。 (神戸地裁 昭和五一年/7第七四二号の控訴者)	要
(無責) (原審と同旨) (無責) (原審と同旨) (無責) (原審と同旨)	(有責) (有責) (有責)	判決要旨(過失相殺)
確定	上告	備考

5	4	3
東名高速日本坂ト で事件 (昭和五五年(ア) 日本道路公団 日本道路公団	中国総貫自動車道 中国総貫自動車道 中国総貫自動車道	国第八八三号) 国道二一〇号トラ
静 岡 地 裁	岡 山 地 裁	福 岡 高 裁
	三 九 <u>:</u> 五	五 九 : 六
日本坂トンネル内の西坑口から四四〇m付近で、て車両火災が発生し、七名が死亡した。さらに、この火災によって事故現場の後方に停滞していた事両に延焼して、追突事故関係車両を含む一七三台の車両が全焼した。	追い越し車線を清掃作業中の路面清掃車の後方を走行していたワゴン車が急ブレーキをかけて追乗用車がワゴン車に追突し、さらにその乗用車に 原告の乗用車が追突した。	(大分地裁 昭和六一年/7第四六号の控訴審)に生じる段差に車輪を取られ転倒し負傷した。 といった の の の の で を いった いっぱ
(有責) (有責)	(無責) (無責) (無責) (無責) (無責)	(無責) (原審の敗訴部分取消し)(無責) (原審の敗訴部分取消し)
控	控訴	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

.....

10	9	8	7	6
沖縄県道排水工事 (平成二年(x) 第一四五号) 沖繩県	宮崎県道原付自転車ガードレール衝 第一七号) 宮崎県	岡山県道側溝転落 死亡事件 (平成元年(7) 第三七一号)	新潟県道ガードレール衝突事故 (平成三年(7) 第一四一号)	茨城県道未供用道 第八六号) 第八六号) 茨城県
那 覇 高 裁	宮崎地裁	岡 山 地 裁	新 潟 地 裁	水 戸 地 裁
一三 : : : :	三 三 三	三 七 · 三 . 1	三六	四· 三 三
審) おります おりま である おり おり はい	本件県道を原付自転車で走行中、ハンドル操作がロドレール設置箇所であるが、衝突箇所は近は平坦で見通しも良く、穏やかなカーブのところでガードレールに衝突して死亡した。現場付を誤りガードレールが外されていた。	た。 しようとした際スリップし、側溝に転落し死亡し 本件県道を自転車で走行中、交差点で方向転換	同乗者の足に当たり負傷した。 「一部から助手席中央に突き刺さったことにより、 をの際ガードレールのビーム先端部分が自動車正 よる前方不注意によりガードレール端部に衝突し、 本件道路を軽貨物車両で走行中、居眠り運転に	物自動車と衝突し死亡した。村道を自転車で走行中、未供用の県道との交差
たがい徐行運転すれば安全運行が十分可能な状況にあ通行上の注意義務を払い、設置されている標識板にしき、運転者が道路の具体的状況に応じ通常要求される知させるべき措置は十分とられていたということがで知させるべき措置は十分とられていたということがで無責)	(無責) との間には因果関係がない。 との間には因果関係がない。 たものの、ここに衝突したとは認められない。 たものの、ここに衝突したとは認められない。 たものの、ここに衝突したとは認められない。 はが剝き出しになった状態で設置されてはいたかったため、両端のガードレール板やこれを したがって、柱が剝き出しになっていたことと死亡	本件側溝が安全性を欠いていたということはできない。蓋、ガードパイプ等を設置しなかったことをもって、本件事故現場に設置されていた以上のコンクリート(無責)	による危険までも保護する義務はない。の違法、無謀な運転等通常の注意を払っていない運転の違法、無謀な運転等通常の注意を払っていない運転の違法の事故例から一般的に袖ビームを取り付けてお(無責)	(石貴) (石貴) (石貴) (石貴)
確定	確	·	確定	。 確 定

14	13	12	11	
福岡市道バイク転 (昭和六〇年切)	横浜市道水路転落 (平成二年(x) 第三四〇三号) 横浜市	川崎市道自転車転 (昭和六二年(7) 第三三五号) 川崎市	札幌市道車道飛び (平成元年ワ) 第五〇二〇号) 札幌市	
松山地裁	東京高裁	横 浜 地 裁	札 幌 地 裁	
三 九 九	五二二三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	三 四 - 三 五		
ルに激突し、転倒して死亡した。 なだらかな窪みにハンドルをとられてガードレー 本件市道を原付自転車で走行中、道路に生じた	深夜、本件市道を原付自転車で走行中、過って交差点付近の用水路にバイクもろとも転落し死亡した。控訴人らは、左側端交差点から中央部にわったため、これにバイクの前輪を落とし操縦の自由を失った結果、用水路に転落したと主張していた。 (横浜地裁 昭和六〇年/7第四七六号の控訴審)	本件市道を自転車で走行中、ほぼ直角にカーブを件市道を自転車で走行中、ほぼ直角にカーブを乗り越え、約七の方の高さ九二・五㎝)を乗り越え、約七年の道路に転落し死亡した。	小学生が通学のためバスに乗車しようとして、本件市道の交差点を横断しようとし車道に出たところ、青信号で走行してきたダンプカーに衝突され即死した。	
経て形成されたものと推測できるから、市において綿などからして急激に生じたものではなく、幾分日数を本件窪みは相当に大きなものであり、またその形状(有責)	(無責) (無責) (無責) (無責) (無責) (無責)	無責) 本件事故の原因は、運転者が安全な操作に必要な身体的条件を有しないにもかかわらず、操作に不慣れないって主とは自転車の制御を失って高速で衝突した場合までさ予定して転落防止を得るにたる防護棚を設置している予定して転落防止を得るにたる防護棚を設置していなかったからといって市の防護棚の設置又は管理に瑕なかったからといって市の防護棚の設置又は管理に限れながあったものということはできない。	(無責) (無責) (無責)	保存管理に瑕疵があったものとは認められない。ったものと認めるのが相当であり、道路の設置または
確定	確定	確定	確定	

確定	(八割睡眠薬を服用していた) とは否定できず、道路として安全性を欠いていた。 溝壁面などに激突して負傷する危険が多分にあったこ 、さ箇所から通行中たまたま逸脱した者が転落し、排水 を関所がら通行中たまたま逸脱した者が転落し、排水 を開いまいて照明がなくカーブしてい (有責)	本件排水溝には防護栅等はなかった。本件排水溝には防護栅等はなかった。本件非水溝には防護機等はなかった。	土・二六	宮崎地裁	小林市道水路転落 等件 第六四号) 小林市	16
確定	十分であったことから起因する事故につき責任がある。張立証していないので、本件事故現場の保安措置が不正させる)ことが困難であったとする特段の事情を主正させる)のとが困難であったとする、あるいは是(有責)	深さ二五㎝、長さ一二m)に転倒し負傷した。設に伴う歩道整備工事中の溝(幅五〇~五五㎝、設に伴う歩道整備工事中の溝(幅五〇~五五㎝、	三· -0·-1七	大 阪 地 裁	高槻市道道路占用高槻市道道路占用	15
	(七割速度の出し過ぎ)して補修することが可能であった。密な道路のパトロールをしておれば容易にそれを発見				福岡市	

追府県道の認定基準について

建設省道路局路政課総務係

四 路線認定基準について

(2) 通則について

三について

(3)

が著しく困難な場合はこの限 す間隔に路線を設定すること とする。但し地形上標準に示 示す間隔を有することを標準 人口密度に応じて、別表1に 又網の大きさはその網内の 昭和二九年旧基進 る。ただし、地形上標準に示 別な事情がある場合は、この が著しく困難な場合その他特 す間隔に路線を認定すること 間隔を有することを標準とす 口密度に応じて別表1に示す 道府県道で囲まれる網内の人 れる網の間隔は、国道及び都 路線の認定の結果構成さ 昭和四六年現行基準

間を連絡する交通量が夫々の において、その道路の起終点 とは、その道路上の任意の点 「註」一、交通の流れに沿う の当該路線の平均日交通量の 点間日交通量が任意の地点で沿う」とは、当該路線の起終 限りでない。 注一 一の「交通の流れに

> 定める。 連絡する道路については別に し、港湾、停車場、観光地に ○%以上ある場合をいう。但

の勢力圏が判然と区別されて 川又は深い溪谷によって、そ ⑴高峻な山脈、河幅大なる河 の場合とする。

以上のものをいい 以上又は斜面の勾配が二五% 山裾よりの垂直高が三〇〇m (2)(1)にいう高峻な山脈とは、 河幅大なる河川とは長大橋

以上あるものをいう。河水面との垂直距離が三〇m する河川をいう。 梁 (一〇〇m以上) を必要と 又深い溪谷とは、道路面と

いる場合。 「註」二、一の但書は大略次

連なるもの) ら垂直高三〇〇m以上若しく は斜面勾配二五%以上の山が 高峻な山脈(道路面か

○m以上橋梁を必要とする河(一)

水面との垂直距離が三〇m以 三 深い溪谷 (道路面と河

上の谷) 注三 三のただし書中(そ

点における全体の交通量の一

一〇%以上ある場合をいう。

認定することが著しく困難な げる地形状況によって網内の 場合」とは、おおむね次に掲 る場合とする。 勢力圏が判然と区別されてい 形上標準に示す間隔に道線を 注二 三のただし書中「地

横断する都道府県の間は、特 じた網間隔を下廻ってはなら つ市町村の平均人口密度に応 にその橋梁に密接な関係をも 「註」三、河幅大なる河川を

画街路に係る路線で当該都市 設を行なう計画が決定してい 高速道路の建設とあわせて新 市高速道路を含む。) の建設 とする路線である場合 の他特別な事情がある場合」 に関連して設けられる都市計 口 都市高速道路(指定都 有料道路を新設しよう 次のとおりとする。

村の平均人口密度に応じた別 橋梁に密接な関係をもつ市町 成される網間隔は、特に当該 表1に示す間隔を下まわって 断する路線を認定した結果構 河幅大なる河川を横

るものである場合

はならない。

期 恒

	網 間 帰	
網内の人口密度 (人/㎞)	網が四角形をなす場合の 一辺の長さ (in)	網が三角形をなす場合の 一辺の長さ (km)
4,000	2.4	3.8
3,000	2.6	4.1
2,000	3.0	4.8
1,000	3.7	5.9
900	3.9	6.2
800	4.0	6.4
700	4.2	6.7
600	4.4	7.0
500	4.7	7.5
400	5.1	8.1
300	5.6	8.9
200	6.4	10.2
150	7.0	11.1
100	8.0	12.7
50	10.2	16.2
40	11.0	17.5
30	12.0	19.1
20	13.8	22.0
10	17.5	27.8

短形の場合の網間隔

網内の人口 既 度				В		(EI)			
(人/kni)	x = 1.0	x =	x = 2.0	x = 2.5	x = 3.0	x = 3.5	x = 4.0	x = 4.5	x = 5.0
4,000	2.4	1.9	1.6	1.4	1.4	1.2	1.0	1.0	0.9
3,000	2.6	2.1	1.8	1.6	1.4	1.3	1.2	1.2	1.0
2,000	3.0	2.4	2.1	1.7	1.6	1.5	1.4	1.3	1.2
1,000	3.7	3.0	2.6	2.3	2.0	1.9	1.7	1.6	1.5
900	3.9	3.1	2.7	2.4	2.1	1.9	1.8	1.7	1.6
800	4.0	3.3	2.8	2.5	2.2	2.0	1.9	1.7	1.6
700	4.2	3.4	2.9	2.6	2.3	2.1	2.0	1.8	1.7
600	4.4	3.6	3.1	2.7	2.4	2.2	2.1	1.9	1.8
500	4.7	3.8	3.3	2.9	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9
400	5.1	4.7	3.5	3.1,	2.8	2.6	2.4	2.2	2.1
300	5.6	4.5	3.9	3.4	3.1	2.8	2.6	2.4	2.3
200	6.4	5.2	4.4	3.9	3.5	3.2	3.0	2.8	2.6
150	7.0	5.7	4.9	4.3	3.9	3.5	3.3	3.0	2.9
100	8.0	6.5	5.6	4.9	4.4	4.0	3.7	3.5	3.3
50	10.2	8.2	7.0	6.2	5.6	5.1	4.7	4.4	4.1
40	11.0	8.9	7.5	6.7	6.0	5.5	5.1	4.7	4.4
30	12.0	9.7	8.4	7.3	6.6	6.0	5.6	5.2	4.9
20	13.8	11.2	9.5	8.4	7.5	6.9	6.4	5.9	5.5
10	17.5	14.0	12.0	10.6	9.5	8.7	8.0	7.5	7.0

注 矩形の長辺をA(km)短辺をB(km)とすればx=A/Bを安す。

比の表を用いて矩形の場合の網の大きさを判断する方法は次の通 B = 3.1 K例 りである。 今、人口密度400人/kmであつて、図のように及辺Aが6.2km、短辺

Bが3.1kmの網があつた場合には、表の人口密度400人/kdの欄を横に見て、Bが3.1kmで ある時のxを求めるとx=2.5を得る。故にBが3.1kmの時は少くともAは3.1km×2.5= 7.8kmなくてはならないわけである。ところが実際のΛは6.2kmであるから標準より小さ いことがわかる。従つてこの網は標準より小さい。

ら、 るため、 事量をどの網についても一 が、 事量になるようにおのおのの人口密度に対応 導き出した数値に対し、 路網を配置する」ことであって「どの道路網 な交通仕事量が求められたので、 ような補正を加えて、 についても交通仕事量が一定になるようにす その 現実のわが国の道路網から実験的に 道路まで出て行くのに要する交通仕 わが国における標準 山間部に適用できる 定になるように道 この交通仕 的

勇氏の論文「道路網間隔に対する一

『都道府県道網の基本的な考え方は、

されているので引用すると

の考え方については過去の道路セミナーに記

てその標準を示したものである。

本規定は都道府県道の道路網

0 間 隔に

つ 41

この道路網の標準値

以下、

網値という。)

にしており、

(第三回

[日本道路会議論文集に掲載) それによると、

> を参考 考察_

人口分布との間

に何らかの相関関係があるか

Ł

のとしている。

"道路網間隔と

つ 0 道路網にかこまれた中にいる人

あり、 対応した網間隔である。 認定基準の別表1に示されている人口密度に して網間隔を決定した」ものである。

この場合、 疎な山間地などではあらくなるわけである。 網間隔が二・ 会地付近では網間隔がせまく、 その関係をグラフで示すと図1のとおりで これでわかるように人口ちょう密な都 網内人口 四㎞より小さいものは考えない 密度が四千人を越えても 人口密度が過

すると

7 6.4km 6 5 一辺の長さ 4.0km 4 3.0km 3 2.4km 200 200 200 2 2,000人 2008 3,000 2,000 4,000 1,000

人口密度と網間隔 図 1

念に基づいて網値が構成されているものであ 解説されており「交通仕事量」という概

過去の道路セミナーに記事があったので引用 その際改正が行われなかった理由についても 四六年に基準が改正された時点では網値につ る。 いては見直しは行われなかったものである。 基準作成の際の考え方であって、 この網値の考え方は昭和二九年の県道認定 その後昭和

> である。』 () 内筆者加筆。

所期の目的を達成すること (となったもの) うことなく認定が可能(となったの)であり ことが重要とされた。) これによって在来

(道路が認定できるよう) 措置 (する

(に) 認定(された)道路との一貫性を損な

わない

は強かったが、それよりは新たに)網値を伴 べき網値は存せず、今回これを改める(要望 めて合理的に構成されており、これに代わる

れた。

とされており、

網値の標準値の改正は見送ら

かしいものとなっている。 く)、具体的には新規路線認定はかなりむず 過した現在において当該網値は厳しく(古 しかしながら、基準制定から約四○年が経

そこで今回予定されている基準の改正にお

図 2

ている。 基準が出された別の機会で解説したいと考え 行なうことができなかったものであるが、 値を緩和するという方向で作業中である。 いては各都道府県からの要望も踏まえ当該網 まだ、 本稿ではその緩和の数値、 解説等を 新

注二から注四についても新基準が出された

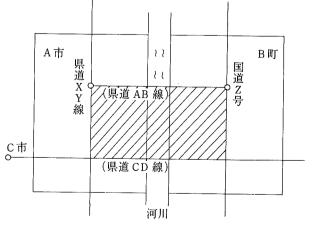
ることとする。 段階で説明したいと考えているが、 いて問い合わせが比較的多いので解説を加え 注四につ

も論議のあった問題であるが、

この網値が極

『道路網については、この基準改正のうち最

横断する都道府県道の数は関係市町村の平均 人口密度で決まる」ということになる。 注四はひと言でいうと「河幅大なる河川を



線の場合は斜線部分の人口密度に基づいて計 ものであるが、河幅大なる河川を横断する路 斜線部分の人口密度に応じた網値を計算する B線を新たに認定しようとした場合、 図2のような路線網の場合において県道A 普通は

網値の充足を判断するものである。密度を求め、それを斜線部分の人口密度とし、第するのではなく、A市及びB町の平均人口

使われている。

さから設けられた規定であり、現在も引続き
市町村全体として判断するべきであるとの考
該地域の人口のみで判断するのではなく関係

・ 四について

昭和二九年旧基準	
口 路線の重用は出来る限	四 路線の重用延長は、原則
これを避け、重用延長は全	として総延長の三〇%以下と
長の三〇%以下とすること	し、特別な理由がある場合は
原則とするが、特別の理由	五〇%以下とすることができ
ある場合は五〇%まで重用	ઢ
ることが出来る。	

すがを延り

は、各都市間を連絡する数本の道路が起点あ合は五○%まで重用が認められている。
重用とは一本の道路が二本以上の道路の機が、原則として三○%、特別な理由のある場が、原則として三○%、特別な理由のある場

流点から起終点まで重用する距離がいくらぐになってしまう。前例の場合数本の路線の合重用の是非については極めて感覚的な判断が合流し起終点に至るようなものである。

るいは終点の都市に近づいた地点でそれぞれ

出すことは不可能である。ぐらいであれば妥当でないか、明確な基準をらいであれば重用することが妥当で、いくら

また、三〇%、五〇%の使い分けについては「特別な理由」というものを要件としているが(注)を設けて特別な理由の例をしいて考えれば、停車場と道路とを連絡する五号該当路線の場合において認定要件に合うように終路を法律の条文に合致する国道等まで延伸する場合、山間部における路線認定の場合等がる場合、山間部における路線認定の場合等がる場合、山間部における路線認定の場合等がる場合、山間部における路線認定の場合等がる場合、山間部における路線認定の場合等がる場合、山間部における路線認定の場合等がでないかどうかによって重用の是非を判断すでないかどうかによって重用の是非を判断する場合、当該重用が利用者に不便を来すものでないかどうかによって重用の是非を判断する場合、当該重用が利用者に不便を来すものでないかどうかによって重用の是非を判断する。

効果的であると思われる。
用区間においては双方の名称を掲げることがで路線名称で交通誘導を考えるのであれば重標識が多くなってきているが、利用者におい標識が多くなってきているが、利用者におい

⑤ 五について

ては三の規定は適用しない。	のなされているものについ	光道路で、現に充分な維持管	国立公園内の主要な観	を超えることは出来ない。	不能区間が、実延長の三〇%	の場合といえども自動車交通	不能区間があってもよい。こ	かあるものに限り自動車交通	もの、或は具体的な改修計画 る場	改修計画が確立している は改	道路でなければならない。但 た	動車(トラック)交通可能な ならな	される路線は、原則として自 車が	都道府県道として認定 五	
									る場合は、この限りでない。	は改築を行う確実な計画があ	ただし、当該路線の新設又	らない。	車交通可能な道路でなければ	路線は、原則として自動	

である。 あるが、昭和四六年の改正で緩和されたもの本規定は路線の改良の程度に関する規定で

旧基準においては自動車交通可能の「自動車」がトラックとされ、具体的な改修計画があるものに限り実延長の三○%以下に限り自動車であったが昭和四六年ころには新設する路線をの背景は昭和二九年当時は現道改良が主体をの背景は昭和二九年当時は現道改良が主体であったが昭和四六年ころには新設する路線が増加してきたことに由来するものであるど

ある。 画」とは何か、と議論されることがしばしば 定がほとんどであり、本項目の「確実な計 現在の新規認定も道路を新設するための認

はなく用地買収着手程度を条件としている。 年度からの「事業化」を条件としている。そ 現在の運用としては主に当該年度または次 「事業化」についても単なる調査、 測量で

六について

あるもののみとする。 の、又は将来実施する計画の に県営渡船を実施しているも (E) 昭和二九年旧基進 海上渡航の路線は、 現 又は将来実施する計画のある 府県営の渡船を実施中のもの 六 ものとする。 海上渡航の路線は、 昭和四六年現行基準

ていない。 であるが、 本規定は海上部分の路線認定に関する条件 最近においてはほとんど運用され

側から一連の路線にすることは必要ないこと 河川における渡船は激減していること。及び 等のためである。 ことが可能であるので一般国道のように本土 であれば離島内部の部分だけで路線認定する 線認定することも考えられるが、都道府県道 離島の場合においては連絡するフェリーを路 なぜなら、 現代は橋梁の建設が進んでおり

方向で検討を進めたいと考えている。 今回の改正においては、 (つづく 担当高鍋誠治) 本規定は削除する

> ーを設けることに致しました。 本誌は、 誌面のなお一層の充実のため、 平成一 一年四月の創刊以来、 読者の皆様方からの原稿を掲載するコーナ 皆様の御支援を頂いておりますが、 この

度、

四〇〇字詰め原稿用紙五~一〇枚程度にまとめてください クな試み、海外への出張報告等、それぞれの御立場から自由にテーマを選び、 日頃道路・道路行政に対して感じていること、現場からの生の話題、

奮っての御応募お待ち申し上げております。

迎囚

歓

局に御一任下さい。掲載原稿につきましては、薄謝を進呈いたします。 なお、投稿原稿の採否、 掲載号、送りガナ等文章表現につきましては、

事務

宛先 〒一〇〇 東京都千代田区霞が関ニ―ー―三

建設省道路局路政課内

「道路行政セミナー」 事務局

□投

稿

第三回

1

シートベルト着用推進キャンペーンクイズ

*150 250 250 250 250 250 250 250

明記のうえ

〒一〇六 東京都港区西麻布三—

○応募方法

官製はがきに、

希望の賞品コース

名

クイズの答 年齡、性別

あなたの住所、

氏

職業、

電話番号を

ます。 二五mというように、スピードが増加すればす るほど、 速六○㎞では高さ一四m、時速八○㎞では高さ ときの衝撃は高さ六mからの落下に等しく、時 れていません。例えば、時速四〇㎞で衝突した の衝撃が想像以上に大きいことは、意外と知ら たりするのを防ぐ、 ントガラスにぶつかったり、車外に放り出され シートベルトは、 受ける衝撃も飛躍的に大きくなってい 大切な命綱ですが、衝突時 衝突時の衝撃で身体がフロ

いでしょうか。 したときの衝撃は、 では問題です。 時速一〇〇㎞で固定壁に衝突 高さ何mからの落下に等し

1 _ O m 2 ≡ O m 3 四〇m

況は下の表のようになっています。 乗車中事故死者の年齢層別シートベルト着用状 います。平成四年一一月末現在における自動車 ·ベルト非着用者で、その多くは若者が占めて 自動車乗車中の事故死者のうち約八割はシー

自動車乗車中事故死者の年齢層別

 $16 \sim 24$

217

1,264

65以上

123

267

シートベルト着用状況 (平成4年11月末現在) 25~29

74

341

計

927

3,340

 $30 \sim 49$

246

833

る自動車乗車中シートベルト非着用の交通事故 では問題です。平成四年一一月末現在におけ

年齢層

非着用

年齢層

非着用

用

用

 $0 \sim 15$

 $50 \sim 64$

13

82

254

553

死者総数のうち一六~二四歳の若者は約何割を 占めているでしょうか。

☆全問正解者の中から厳正な抽選により次の賞品 1 四割

○賞品 Aコース 電子ブックプレイヤー を差し上げます。

------1〇名

Bコース マルチディスクプレーヤー

Cコース パーソナルカラーテレビ

…三〇名

※当選者の発表は、 ○応募締切 二四—二〇 財日本交通安全教育普及協会 お送りください。 「シートベルトクイズ」C係まで、 平成五年四月一五

日休

せていただきます。 (当日消印有効 賞品の発送をもって代えさ

主催 シートベルト着用推進協議

安全母の会連合会 組合、全日本交通安全協会、日本交通安全教育 総務庁、警察庁、文部省、 本州四国連絡橋公団、 日本放送協会、日本民間放送連盟 全国乗用自動車連合会、 首都高速道路公団、 日本雑誌協会、日本道路交通情 公共広告機構、 全日本トラック協会、 運輸省、 日本自動車輸入 日本自動車工業 阪神高速道 全国共済 全国交通 建設省、 日本

普及協会、 路公団、 報センター、 農業協同組合連合会、 日本新聞協会、 全日本指定教習所協会連合会、 会、日本損害保険協会、日本自動車連盟、 日本道路公団、 自動車販売協会連合会、



江律案について

道路法令研究会

れたので、 れ閣議決定され、直ちに第一二六回国会に提出さ の一部を改正する法律案」が二月九日に、それぞ 案」が去る一月二二日に、 整備臨時措置法の一部を改正する法律案」及び 「国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律 「道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路 以下に紹介する。 「阪神高速道路公団法

(1)整備臨時措置法の一部を改正する法律案につい 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路

て

(趣旨)

年度を初年度とする第11次道路整備五箇年計画を 備臨時措置法の一部を改正する法律案は、 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整 平成五

> これら法律に規定する道路事業の嵩上げ補助率に ついて見直しを行うものである。 公共事業の補助率等の整理合理化の一環として、 道路整備臨時措置法の有効期限を延長し、 策定すること等とするとともに、奥地等産業開発 併せて

○道路整備緊急措置法

1 三年度以降五箇年→平成五年度以降五箇年 道路整備五箇年計画の作成 第11次道路整備五箇年計画の作成:昭和六 (第二条

2 道路整備費の財源 法定特定財源 (揮発油税+石油ガス税の1 (第三条)

/2)の継続

降五箇年 昭和六三年度以降五箇年→平成五年度以

> 3 補助率の特例 (第四条

(1)五箇年 和六三年度以降五箇年→平成五年度以降 道路法等の補助率の嵩上げの継続:昭

補助率の見直し:3/4の範囲内→

(2)7/10の範囲内で政令で定める率

4

制度を継続 地方道路整備臨時交付金(第五条) 地方の小規模地方道を整備する現行交付金

昭和六三年度以降五箇年→平成五年度以

降五箇年

○奥地等産業開発道路整備臨時措置法

れていない山間奥地等の地域において道路の整備 を促進するため、奥産道路を指定し、 交通条件が極めて悪く、 産業の開発が十分行わ 整備計画を

げする。 作成するとともに、 奥産道路に係る補助率を嵩上

- 1 奥産法の有効期限 H :→平成一○年三月三一 の延長・ 日 平成五年三月三
- 2 ا 6 補助率の見直し:3 10↓ 5.5 /10の範囲内 /4の範囲 内 現 行 力

(2) 律案について あ 補助金等の整理及び合理化等に関する法

(趣旨)

は

化等の措置を講ずるものである。 しつつ、 国と地方の機能分担・費用負担の在り方等を勘案 玉 臨時行政改革推進審議会の答申等を踏まえ、 [の補助金等の整理及び合理化に関する法律案 国の負担金及び補助金に関する整理合理

1

- 他 道路法 の管理1 指定区間内国道 $\stackrel{/}{\downarrow}$ 5.5 100 修 繕 維 持その
- 2 雪寒法

本則 現行カット 改正案

防 除

凍雪害防止 2/3 106 10

3 力 ッ ト 5.5 交安法 /10→改正案5.5/10 市町村道通学路本則2/3→現行

(3)

その他所要の改正を行う

について 阪神高速道路公団法の一 部を改正する法律案

(3)

(趣旨)

び神戸 路 えることとする等所要の改正を行う。 市 係 神戸市の区域並びに京都市の区域のうち大阪市及 した都市高速道路の整備を行うため、 都 公団 の区域の間及び周辺の地域において、 がある地域並びにこれらの地域と大阪市・神戸 近年の京都市における慢性的な交通渋滞及び京 大阪間において増大する道路交通需要に対応 ,市の区域と自然的経済的社会的に密接な関 (以下「公団」という。)が、 大阪市及び 阪神高速道

1 (概要)

目的・ 業務地 域の範囲

井 辺 B 的社会的に密接な関係がある地域並びにこれ のうち大阪市及び神戸市の区域と自然的経済 の改正を行う。 の地域を追加するため、 の地域と大阪市・ 公団が業務を行える範囲に、 神戸市 目的及び業務の範 の区域の間及び周 京都市 一の区域

2 出資団体の追加

める地方公共団体が出資できることとする。 (政令で京都府及び京都市を追加予定。 「団が資本金を追加するときは、 政令で定

参考 1 道路事業補助率体系の概要

公共事業に係る補助率等については、体系化・簡素化等の観点から、直轄事 業にあっては2/3、補助事業にあっては1/2を基本として見直し、平成5 年度から適用することとされている

			現行補	助率	改	正案
		道路法	緊措法	H3,4カット	一般	高規格
本物目类	通常	0 (0	3 / 4	2/3	0 (0	- /10
直轄国道	都市計画四車等	2/3	2/3	6 / 10	2/3	7 / 10
*************************************	通常	1 /0	3 / 4	6 /10	5.5	/10
補助国道	都市計画四車等	1/2	2/3	5.5/10	1/2	5.5/10
	地方道	1/2	2/3	5.5/10	1/2	5.5/10

する予定である。 なお、 改正条文、 改正内容の詳細については、 新旧対照表を添付して改めて紹介 法案成立後

参考2 道路特定財源税制関連法案について

道路特定財源税制改正については、別途、関係法案が今国会に提出される。

- (1) 軽油引取税の暫定税率の引上げ等(地方税法の改正)
 - i) 暫定税率適用期限の延長:平成5年3月31日→平成10年3月31日
 - ii) 暫定税率引上げ(実施時期:平成5年12月1日): 現行24.3円/リットル→32.1円/リットル(7.8円/リットル引上げ)
- (2) 揮発油税及び地方道路税の暫定税率変更等(租税特別措置法の改正)
 - i) 暫定税率適用期限の延長:平成5年3月31日→平成10年3月31日
 - ii) 暫定税率引上げ(実施時期:平成5年12月1日)

	現行	改正後	増減
揮 発 油 税 (A)	45.6円/リットル	48.6円/リットル	3円/リットル引上げ
地方道路税(B)	8.2円/リットル	5.2円/リットル	3円/リットル引下げ
ガソリン税(A+B)	53.8円/リットル	53.8円/リットル	不変

(3) 自動車重量税及び自動車取得税の暫定税率の適用期限を5年間延長する(租税特別措置法の改正及び地方税法の改正)。

参考3 道路整備五箇年計画について

道路整備五箇年計画の投資規模は、1月22日に、 以下のとおり閣議了解された。

道路整備五箇年計画について

(平成5年1月22日) 閣議了解

1 平成5年度から平成9年度に至る五箇年間に おける道路投資の規模を次のとおりとし、第 11次道路整備五箇年計画を強力に推進するも のとする。

> 一般道路事業 28兆8,000億円 有料道路事業 20兆6,000億円 地方単独事業 25兆2,000億円 調 整 費 1兆4,000億円 合 計 76兆0,000億円

2 本計画は、今後の社会・経済の動向・財政事 情等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図る ものとする。

...

世界の	動き		国内の動き		道路行政の動き
月日	事項	月日	事項	月日	事 項
12 30 中国の国	○中国の国家統計局の発表によると、同国の一九九二年	12 26	○政府は臨時閣議で九三年度政府予算案と財政投融資計	12 26	○平成五年度予算案閣議決定
の国内総生産	主産(GDP)は、前年に比べて実質一二%の		画を決定した。一般会計は総額七二兆三、五四八億円で、		・道路整備特別会計
伸び。産業	産業別では第一次が前年比三%増、第二次が一九		前年度当初予算比〇・二%増。財投計画は、四五兆七、		事業費八兆三、八五一億円(前年度比一・〇九)
%增、第三	第三次が九%増で、建設業が高い経済成長のけん		七〇六億円で、前年度計画比一二・二%増。		国 費三兆一、三九七億円(前年度比一・〇五)
引力となった。		1 5	○郵政省が発表した九二年一二月の郵便貯金速報による	29	○中央自動車道諏訪湖SAに「ハイウェイ温泉諏訪湖」
1・1 ○欧州共同体	『体(EC)が一二カ国、三億五千万人の消費		と、同月中の純増額は、二兆三、一一四億円で、月間で		オープン
者と総計六	者と総計六兆ドルの国民総生産(GNP)を有する世界		は史上二番目の増加幅を記録。純増額は預入額から払戻し	1 4	○警察庁が平成四年の全国の交通事故による死者数を発
最大の単一	最大の単一市場を発足させた。欧州企業の競争力回復や		額を差し引いた額で、郵政省ではボーナス資金が順調に		表
雇用促進を	雇用促進を狙いに市場統合に向けて、これまで準備を進		集まったとしている。		・一万一、四五一人(前年度比三・一%増)
めてきたが、	*、排他的な経済ブロックになる恐れもある。	7	○日本自動車販売協会連合会と全国軽自動車協会連合会	12	○平成五年度税制改正要綱閣議決定
3 ○ブッシュ	○ブッシュ米大統領とエリツィン・ロシア大統領が、ク		が、販売統計を発表。 それによると、 九二年の軽自動車、	18	○「道の駅」懇談会が提言を中村建設大臣に提出
レムリンで	レムリンで第二次戦略兵器削減条約(STARTI)に		トラックなどを含む四輪車の国内販売台数は六九五万九、		○首都高速道路公団「MEXサービス21フォーラム」を
調印した。	これにより米ロ両国の戦略核は、現在の三分		七九三台で、前年に比べて七・五%の減少。九一年に続		設置
の一に削減される。	される。		く前年比マイナスで、二年連続前年実績割れは、戦後初		・各界で活躍中の女性一五名と理事長との私的懇談会
5 〇ロシアの	○ロシアのイタル・タス通信によると、ロシア、モンゴ		めて。	22	○第11次道路整備五箇年計画投資規模閣議了解
ル、中国が、	*、東シベリアからモンゴルを経由して中国に	8	○日本自動車輸入組合の発表によると、九二年の輸入乗		・総投資規模七六兆円
至る高速道	至る高速道路を二○○○年までに建設することで合意。		用車の販売台数は、一八万一、四一七台で、前年比八・		○道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時
完成すれば、	は、ロシアのトゥーバ共和国と中国アルタイ地		○%の減。九一年に続く前年比マイナスで、二年連続は		措置法の一部を改正する法律案、国の補助金の整理及び
方の貿易拡	方の貿易拡大に役立つ。		八三年以来。		合理化等に関する法律案閣議決定
13 〇米、英、	仏の三カ国軍が、イラク南部のミサイル基地	15	○北海道を中心に東日本一帯で地震が発生。釧路市で震		
を空爆。そ	その後、米軍はバグダッド南東の核関連施設を		度六(烈震)を観測、被害は釧路市とその周辺に集中し		
巡航ミサイ	巡航ミサイル・トマホークで再攻撃。		た。 		
20 ○米国の第	○米国の第四二代大統領にビル・クリントン氏(四六)	17	○気象庁は釧路沖地震の観測データを見直し、マグニチ		
が就任。副	副大統領にはアル・ゴア氏(四四)。民主党政		ュード(M)を発生当日発表の七・五から七・八に修正、		
権は一二年	権は一二年ぶりのスタート。		確定値とした。一九二三年の関東大震災がM七・九で、		
			ほぼこれに匹敵する。		





或る一定の方向には人に禍いを齎す場があ

たる。

ここの辺りは本丸に近く帯曲輪など複

一方江戸城の鬼門は今の平河門に当

立した。

はここに東の比叡山、 しまれているから、

即ち東叡山寛永寺を建

徳川幕府

たという。

今日でも上野の山と人々に親 山に違いない。

雑な城構えになっている。

当時は秘密のベー

に心をくだいた。このことは物語や今に残る 建物などにうかがうことができる 成功者は、 がこっそりとあることは、知る人ぞ知るであ 除けの社や、そこだけ特別に手を加えた部分 高ぶらせる。 まして昔、死者の祟りを恐れた権力者や との信仰は人々の心の中に澱のように沈 何か事があると表面に浮かんで人の心を 怨霊が出入する方向、 近代的な高層ビルの屋上に鬼門 鬼門の対応

はこの門から出されたと言われ、

不浄門の別

は魂の通路に当たるところから、城中の死者 ルにつつまれた陰気な場所だったろう。鬼門

代のものながら大内裏の様子を今に伝えてい 現存する紫宸殿など皇室祭祀の御殿群は、 山頂に延暦寺を建立した。また京都御所内に る比叡山である。 京都の鬼門は東北の方向に聳え 恒武天皇は僧最澄に命じ 後

る。 Ż, たが、 この鬼門の地から皇居の方向を確かと見据 南洲公のあのギョロリとした鋭い目つきは、 小刀をたばさんだ気軽な格好をしているが、 なって今、 て上野の山は依然として鬼門の地に変りはな 江戸城は宮城と名を変えたが、 校に開放され、 帝都鎮護の役目を果たしているのであ 鬼門除けの象徴はなくなったかと思われ 江戸城明渡しの主役西郷隆盛は銅像と 上野の山にある。 山も寛永寺も偉容を失った。 小犬をつれ腰に 方位からいっ

中国 時 虚の時空への出入口があるという。 の古い方位図によると或る一定の方向 一時は緊張が緩む丑満時である。

になっている。

その凹みには木彫の三猿が納

江戸の鬼門は東北方向、

上野の山に当た

比叡の山頂に相対している

江戸時代は昼なお暗い森厳とした丘陵で

0)

の塀との交点東北隅の一角だけが凹んだ構造

さ二五〇mほどの築地塀は、

北側の塀と東側

この建物群をほぼ正方形に囲む一辺の長

れる海坊主が古くからいる。 る。 ニューと出て来るマンガがあった。 山 合せなのである。 鬼門とは一二支方位図と八卦の方位図との組 をもたらすという。易の八卦方位図では東北 魂 時が寅となり、 計の一二時に当たる。以下順に一時が丑、二 匹の動物を方向別に配すると、子が真北で時 二支の丑と寅である。子丑寅卯……の一二 いる。 の方向に山即ち||| |||長為山の卦を配する。 口には虎の牙、そして虎皮のパンツをつけて なるもの』とある。鬼の絵は人体と牛の角、 る。 穏だが、 という。 自然死の病人はこの時刻に多く息を引きとる 分娩では赤ちゃんがこの時間に多く生まれ 鬼) そして海中の妖怪にはタコの化身と思わ 中に棲んでいなければならないのであ さて鬼を漢和辞典で引くと〝人の死して なぜ人体+牛+虎なのか。 はこの時に山を出て、 変化の萌芽が現れる危険なときであ 一日の中で夜中のこの時刻は表面平 丑寅は東北の方向になる。 最近、 海の中から鬼 怨みの人に禍 牛と虎は だが鬼は (崎)

は上野の山にも押寄せ、動物園・博物館・学 名があったとか。明治になって文明開化の波

の予定です 第1次道路整備五箇年計画(月号の特集のテーマは (案)地方版

月刊「道路行政セミナー」

監 修:建設省道路局 発行人:中村 春男

道路広報センター

〒102 東京都千代田区平河町1-9-3 愛三ビル2階 TEL 03(3234)4310・4349

定価 700 円 (本体価格 679 円) 〈年間送料共 8,400 円〉

FAX 03 (3234) 4471

払込銀行:富士銀行虎ノ門支店 口座番号:普通預金771303 口 座 名:道路広報センター